

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



英国内務省(**Home Office**)

ガンビア

出身国情報報告書

出身国情報局

2013年11月5日

目次

序文

	段落
1. 治安部隊	1.01
概要	1.01
警察	1.02
国軍	1.03
国家情報局(NIA).....	1.06
国家麻薬取締局(NDEA).....	1.08
政府の治安部隊による人権侵害	1.10
恣意的な逮捕及び拘禁	1.11
拷問	1.16
申立ての手段	1.18
2. 司法	2.01
組織	2.01
独立性.....	2.02
裁判の公平性.....	2.03
3. 刑務所の状態	3.01
4. 死刑	4.01
5. 政治的所属	5.01
概要	5.01
政党	5.02
政治的表現の自由.....	5.03
結社集会の自由	5.06
野党及び政治活動家	5.09
6. 言論とメディアの自由	6.01
概要	6.01
ジャーナリスト	6.07
ラジオ及びテレビ.....	6.10
インターネット	6.11
7. 人権に関する機関、組織及び活動家	7.01
8. 信教の自由	8.01
法及び政策の課題.....	8.01
宗教に関する人口統計.....	8.02
国家の姿勢	8.03
社会の姿勢	8.06
9. 民族集団	9.01
概要	9.01
民族間の関係	9.03
言語	9.06

本 COI 報告書の本文の記載は、2013年10月15日までに公的に入手可能であった最新の情報に基づいている。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

主要な民族集団	9.09
マンディンゴ族(Mandinka)	9.10
フーラ族(フラクンダ族、フラニ族)	9.11
ウォロフ族	9.13
ジョラ族	9.14
セラフリ族	9.15
アク族	9.16
10. 性的指向及び性同一性.....	10.01
法律に関する情報.....	10.01
国家当局による扱い、及び国家当局の姿勢	10.06
社会の扱い及び姿勢	10.10
11. 障害	11.01
法的課題	11.01
障害者の扱い	11.03
支援	11.07
12. 女性	12.01
法的権利	12.01
家族及び個人に関する法律	12.07
政治的権利	12.10
社会的及び経済的権利.....	12.12
教育及び雇用への参加の権利.....	12.12
結婚及び離婚.....	12.15
法的な立場	12.15
結婚	12.16
離婚	12.21
女性に対する暴力.....	12.24
家庭内暴力	12.24
強姦.....	12.27
セクシャルハラスメント	12.28
NGOによる支援	12.29
保健福祉	12.31
人身売買	12.33
13. 子供	13.01
法的権利	13.01
暴力及び搾取.....	13.05
性的虐待	13.07
体罰	13.09
人身売買	13.10
強制結婚及び児童結婚	13.12
法的権利.....	13.12
児童結婚における差異: 教育的、地理的及び民族的要素	13.14

本 COI 報告書の本文の記載は、2013年10月15日までに公的に入手可能であった最新の情報に基づいている。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

強制結婚及び児童結婚の要因.....	13.18
強制結婚及び児童結婚の影響.....	13.20
強制結婚及び児童結婚を廃止させるための取り組み.....	13.21
女性器切除／切断(FGM/C).....	13.22
法的権利.....	13.22
FGMの発生率.....	13.24
種族及び民族間の差異.....	13.26
宗教間における差異.....	13.29
都市部及び地方、並びに教育における差異.....	13.32
FGMの種類.....	13.35
当局の姿勢.....	13.37
社会の姿勢.....	13.40
家族及び地域による圧力.....	13.44
健康への影響.....	13.51
NGOによる支援.....	13.53
FGMに対する取り組み.....	13.54
運動家による嫌がらせ.....	13.57
FGMに関する詳細な情報.....	13.59
ストリートチルドレン.....	13.60
児童労働.....	13.62
育児及び保護.....	13.64
教育.....	13.66
保健福祉.....	13.69
考証.....	13.71
14. 医療の課題.....	14.01
概要.....	14.01
HIV及びAIDS.....	14.05
メンタルヘルス.....	14.07
15. 土地所有権.....	15.01
法的課題.....	15.01
女性の立場.....	15.02
土地所有権.....	15.04
慣習上の土地.....	15.06
土地を巡る争い.....	15.08
没収、追立て及び取り壊し.....	15.11
16. 移動の自由.....	16.01

付属文書

付属文書A - 地図

付属文書B - 有益な出典

本 COI 報告書の本文の記載は、2013年10月15日までに公的に入手可能であった最新の情報に基づいている。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

序文

i.

この出身国情報(COI)報告書は、亡命申請／人権関連の決定プロセスに関与する職員の利用に向けて、COI局が作成したものである。本報告書は、英国内でなされる亡命／人権申請において最も頻繁に提起される問題に関して、背景情報を提供するものである。報告書の本文には、2013年10月15日時点で利用可能な情報が掲載されている。本報告書は2013年11月5日に発行された。

ii

本報告書は、広範囲にわたる外部の情報源が英語で作成した資料に基づいて作成されたものである(時に、内務省によって、多言語から英語への原資料の翻訳の手配がなされているが、このような場合にはその旨を本文中に記載している)。本報告書に含まれるすべての情報は、原資料に帰属するものである。

iii

本報告書は、英国内で提起される亡命及び人権の申請において提起される主要な問題に焦点を当てており、当該原資料の要約を提供することを目的としている。本報告書は、亡命及び人権の申請において提起される全ての問題に関する包括的な調査報告を提供することを意図するものではない。より詳細な内容について知りたい場合は、該当する原資料を参照することが望ましい。

iv

本報告書の公正及び様式は、特定の問題に関する情報に迅速かつ電子的にアクセスし、目次ページから必要とする情報のある箇所へ直接進むことを必要とする内務省の認定担当官及び不服申立担当官にとって、利用しやすいものとなっている。亡命及び人権の資格請求において提起される重要な問題については、通常、専用のセクションを設けて扱うが、他のいくつかのセクションでも言及する場合がある。従って、同じ情報を繰り返し使用することがあるのは、本報告書の構成の特徴といえる。

v

本報告書に含まれている情報は、元の文書を特定できるものに限定される。本報告書は、亡命及び人権の資格請求に関連する主題についての幅広い情報を提供することを目的としているが、このような問題に関する情報を得ることが必ずしも可能であるとは限らない。この理由から、本報告書に含まれている情報は、実際に言及された内容を越える意味を持たせないことが重要である。例えば、特定の法案が可決されたことが明記されているとしても、明記されていない限り、それが有効に実施されていると解釈してはならない。同様に、情報がないからといって、たとえば、特別な出来事又は活動が起きなかったということも必ずしも意味するわけではない。

vi

上述のように、本報告書は複数の情報源によって作成された資料を照合して作成したものである。本報告書をまとめるにあたって、様々な文書間の間に見られる齟齬の調整を図るようなことはしなかった。例えば、原文書ごとに、個人や場所、政党などの名前や綴りなどが異なっている場合が多い。報告書の目指すところは、綴りを統一させることではなく、元々の文書で使われている綴りを忠実に反映させることである。同様に、原文書ごとに異なった統計が示される場合があることから、統計は元の資料にあるとおりに引用する。この文書における「sic」(原文のまま)という用語は、引用文の中にある綴り間違いやタイポミスを示すために使用しているに過ぎない。この用語の使用は、該当資料の内容に関する注釈を示すことを意図したものではない。

vii

本報告書は大部分、過去2年間に発行された原文書に基づいている。ただし、それより古い原文書が含まれている箇所もある。そうした古い文書には、最新の文書からは入手が不可能な関連情報が含まれているからである。全ての情報源には、本報告書が発行された時に適切であると見なされた情報が含まれている。

viii

本報告書及び添付けの原資料は、公的文書である。全てのCOI報告書は、英国内務省のウェブサイトに公表され、本報告書に使用された原資料の大半は公有財産となっているため容易に入手することができる。本報告書で特定されている原文書が電子的形態で利用できる場合には、閲覧した日付を含めて、関連のリンク先を表記している。官庁や政府刊行物取扱所が提供する文書等で入手が難しい原文書は、付属文書として本報告書に添付されているか、申し込みをすればCOI局から入手可能である。

ix

COI報告書は、英国が受け入れる難民数で上位20カ国に関して定期的に公表される。また、特に作業上の必要性がある場合には、上位20カ国以外の国に関する報告書も公表されることがある。英国内務省職員はまた、報告書で扱われていない事項に関して、あるいは特定の問題に関する最新の情報が必要とされる場合には、いつでも情報照会サービスに問い合わせを行うことができる。

x

本報告書の作成にあたって、COI局は、亡命の決定プロセスに関わる主要な問題についての、正確、最新、公正、公平な原資料を編纂するように努めてきた。本報告書に関する意見、あるいは追加すべきであると思われる原資料があれば、下記の英国内務省宛にご連絡をいただきたい。

出身国情報局(Country of Origin Information Service)

英国内務省(Home Office)

Lunar House

40Wellesley Road

Croydon, CR9 2BY

United Kingdom

Eメール: cois@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト: <http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/guidance/coi>

[Return to contents](#)

各国情報に関する第三者諮問機関

xi

各国情報に関する第三者諮問機関(IAGCI)は、2009年3月、英国国境庁独立主任調査官に対して英国内務省のCOI資料の内容に関する勧告を行うことを目的として、同調査官によって設置された。英国内務省のCOI報告書及びその他の出身国情報の資料に関するご意見があれば、IAGCIにご連絡をいただきたい。IAGCIに任務に関する情報は、独立主任調査官のウェブサイト (<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>)で閲覧することができる。

xii

IAGCIはその任務の遂行過程で、選択した英国内務省COI文書の内容を検証し、それらの文書によって特定された勧告、及びより一般的な性質の勧告を行う。IAGCIによって検証されたCOI報告書及びその他の文書の一覧は、<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews>から入手可能である。

xiii

IAGCIには、英国内務省の資料又は手続きを承認する任務はないことに留意すること。IAGCIが検査した資料の中には、非猶予不服申し立て(NSA)リストに載った指定国又は指定候補国に関するものもある。このような場合には、IAGCIの任務は、特定の国をNSAリストにしている決定又は提案を承認する、あるいはNSAのプロセスそのものを承認することであると解釈されるべきではない。

各国情報に関する第三者諮問機関(Independent Advisory Group on Country Information)連絡先:

英国国境庁独立主任調査官(Independent Chief Inspector of Borders and Immigration)

5th Floor, Globe House,

89Eccleston Square,

London, SW1V 1PN

Eメール: chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

ウェブサイト: <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews>

[Return to contents](#)

治安部隊

概要

1.01

2013年4月に発表された、ガンビアに関する2012年米国国務省人権に関する国別報告によると、

「ガンビア国軍(GAF)は、外部防衛及び大統領の支配下に置かれている国防大臣への報告を担っている。警察は内務省の支配下にあり、公安を担っている。国家情報局(NIA)は大統領に対して直接報告を行っており、国家の治安の保護、情報の収集、並びに内密調査の実施を担っている。NIAには、警察による権力の濫用を調査する権限は与えられていないが、犯罪容疑者の拘束及び取調べなど、警察としての機能を担う場合が多い。2012年には、もともとは麻薬犯罪の捜査を行う権限を与えられていた国家麻薬取締局(NDEA)に、国家の安全を守るための広範囲な権限を与えられ、NIAはその権限を大幅に弱めることとなった。」¹

警察

1.02

ガンビアについて、IHS Jane's, Sentinel Security Country Assessmentsは、2012年9月27日付で以下の情報を提供した。「ガンビア警察部隊(GPF)は内政に関して国務大臣への報告を行っており、警察監察官によって指揮されている。2006年1月に大統領は、GPFは国軍となるとともに地域構造へと分割されることになる、との発表を行った。インターポールによれば、GPFはおよそ5000名の制服警官及び私服警官によって構成されている。」²

[Return to contents](#)

国軍

1.03

2012年1月25日付で、IHS Jane'sは購読者のみが閲覧することができるウェブサイトにおいて、ガンビアの治安部隊に関する次のような記事を掲載した。「ガンビアには空軍がなく、非常に規模の小さ

¹ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> (セクション 1.d) 閲覧日: 2013年7月29日

² IHS Jane's <http://www.ihs.com/products/janes/index.aspx>; ガンビア; 治安部隊および対外部隊、2012年9月27日付

<https://janes.ihs.com/CustomPages/Janes/DisplayPage.aspx?DocType=Reference&ItemId=+++1305441>; 閲覧日: 2013年9月2日; 申し込みによりハードコピーを入手可能

な海軍があるのみであり、機甲部隊あるいは重火器部隊は保有しておらず、また年間の防衛予算も限られたものである。」³

1.04

2013年5月23日付で、IHS Jane'sは次の情報を提供している。

「1994年のクーデター以来、軍事予算及びガンビア国軍(GNA)の力は共に徐々に増大してきている...しかしながら、軍事的有効性は、技術面及び財政面での制約のみだけでなく、GNAの兵卒達内の根強い不満によっても、大きく影響を受けている。リベリア及びギニアビサウにおける西アフリカ経済共同体停戦監視グループ(ECOMOG)への関与は乏しく、また多数の国連派遣団との平和維持任務をよそに、GNAの主な役目は国内の治安に向けられている。

「政府の転覆を目的とする数多くの軍による陰謀やクーデターは、軍員の逮捕及び投獄という結果に終わっている。2006年3月におけるクーデターの陰謀の疑惑により、新たに軍が粛清されることとなった。ジャメ(Jammeh)大統領による支配に対する差し迫った脅威に関する同様の疑いから、2012年7月には幕僚上層部が大幅に粛清されることとなり、これにより多くの人員が海外の下級大使のもとへと派遣されることとなった。財政の貧しさにより、給金の滞りだけでなく兵舎における過密状態への憤りが生まれている。しかし、将官や兵士、及びその扶養家族の生活状況を改善するために、新たな宿泊施設が建設されるとともに改築作業が行われた。」⁴

政府に対する陰謀の罪を問われた先の軍関係者の投獄については、野党及び政治活動家に関するサブセクションも参照のこと。

1.05

ガンビアについて、2013年8月22日に更新された米国中央情報局(CIA)World Factbookでは、徴兵制度は存在していないが、18歳以上の男女に対する任意の兵役が存在している、と述べられている。⁵

[Return to contents](#)

国家情報局(NIA: National Intelligence Agency)

1.06

2012年9月27日付で、IHS Jane'sは次の情報を提供している。

³ IHS Jane's <http://www.ihs.com/products/janes/index.aspx>; ガンビア; 治安、2012年1月25日付

<https://janes.ihs.com/CustomPages/Janes/DisplayPage.aspx?DocType=Reference&ItemId=+++1305624>; 閲覧日: 2013年9月2日; 申し込みによりハードコピーを入手可能

⁴ IHS Jane's <http://www.ihs.com/products/janes/index.aspx>; ガンビア; 軍隊, 2013年5月23日付

<https://janes.ihs.com/CustomPages/Janes/DisplayPage.aspx?DocType=Reference&ItemId=+++1305440>; 閲覧日: 2013年9月2日; 申し込みによりハードコピーを入手可能

⁵ 米国中央情報局 <https://www.cia.gov/index.html>; World Factbook; ガンビア; 軍、最終更新日 2013年8月13日(定期的に更新される) <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ga.html> 閲覧日: 2013年8月23日

「国家情報局(NIA)は、前組織であり、退陣させられた国家首脳の下に置かれていた国家安全保障局(NSS)の後継として1995年に設立された。NIAは大統領に対して直接の報告を行っており、他の治安部隊と密接に連携している。NIAには[外貨退蔵に関する]『妥協無き任務(Operation No Compromise)』のもとに調査及び逮捕を主導する責任が課されているものの、その職員に対する起訴の免除はなされていない。2006年3月のクーデター計画の疑いを受けて、伝えられるところによればNIAの再編成及び人員の削減が計画されていた中で、NIA長官の地位が数ヶ月の内に2度にわたって改められた。」⁶

1.07

2012年10月17日にFreedom Newspaperは、ジャメ(Jammeh)大統領が、セネガルにおけるガンビアの反体制派を監視するために同地におけるNIA諜報員を増員するように命じた、と報じた。⁷ 野党及び政治活動家のセクションを参照のこと。

国家麻薬取締局(NDEA: National Drug Enforcement Agency)

1.08

2013年1月10日にPoint newspaperが報じたところでは、「ジャメ(Jammeh)長官によれば、NDEAの構想とは、今度こそ、そして後世にわたってガンビア国内から麻薬を一掃することにより国家の発展に寄与することにあるとのことであり、さらに、当局は専門的な手法により2003年麻薬取締法に従って、強制捜査を実施し、薬物乱用の容疑者を逮捕するとともに、この容疑者らに法の裁きを受けさせていくことを継続していくとも述べている。」⁸

1.09

同記事によるガンビアにおける麻薬問題についての更に詳細な情報は、次のリンク先で見ることができる: <http://thepoint.gm/africa/gambia/article/pacpec-adopts-ndea-report> ⁹

政府の治安部隊による人権侵害

⁶ IHS Jane's <http://www.ih.com/products/janes/index.aspx>; ガンビア; 治安部隊および対外部隊、272012年9月27日

⁷ Freedom Newspaper <http://freedomnewspaper.com/>; As Jammeh Declares Macky Sall A — Sworn Enemy! Gambia Bolsters NIA Presence In Senegal! 2012年10月17日付

<http://www.freedomnewspaper.com/Homepage/tabid/36/mid/367/newsid367/8035/Breaking-News-As-Jammeh-Declares-Macky-Sall-A---Sworn-Enemy-Gambia-Bolsters-NIA-Presence-In-Senegal/Default.aspx>

閲覧日: 2013年9月3日

⁸ The Point <http://thepoint.gm/>; PAC/PEC adopts NDEA report(2013年1月10日付) <http://thepoint.gm/africa/gambia/article/pacpec-adopts-ndea-report> 閲覧日: 2013年9月3日

⁹ The Point <http://thepoint.gm/>; PAC/PEC adopts NDEA report(2013年1月10日付) <http://thepoint.gm/africa/gambia/article/pacpec-adopts-ndea-report> 閲覧日: 2013年9月3日

1.10

2012年米国国務省人権に関する国別報告では、次のように述べられている。「治安部隊の隊員は腐敗し非効率的であることがほとんどである。刑事責任の免除が問題となっており、また時に警察は裁判所の命令に背くこともある。」¹⁰ ガンビアに関するFreedom Houseの報告書である、2012年9月のCountries at the Crossroadsでは、以下のように記されている。「ガンビアの憲法では、身体的な虐待や拷問、非合法の処刑、国家主導の恐怖政治、並びに不当な投獄から市民を保護するように求められている。しかしながら、実際にはこの国では日常的にこれらの権利が侵害されている。」¹¹

人権に関する機関、組織及び活動家並びに言論とメディアの自由に関するセクション、また野党及び政治活動家—政治的所属についてのサブセクションも参照のこと。

[Return to contents](#)

恣意的な逮捕及び拘禁

1.11

米国国務省による2012年国別報告では以下のように述べられている。

「ガンビアの憲法及び法律では、恣意的な逮捕及び拘禁は禁止されている。しかしながら、警察やその他の治安部隊による市民への恣意的な逮捕及び拘禁は相次いでいた。

「例えば、(2012年)10月31日に、警察は、Mambury Njie元政府高官を罪状もなく逮捕し、保釈するまでの数日間勾留した。伝えられるところによれば、外務大臣であったNjieは、同年8月28日に死刑囚の処刑に対して反対していた...彼はその後まもなく解任された。同年12月14日、この時には彼は保釈の条件のもとで求めに応じて警察へ出頭したのだが、彼は法廷に引き出され、経済犯罪及び職権濫用の罪で告発された。彼は刑務所に再勾留され、治安判事により保釈は棄却された。彼に対する嫌疑に関してはそれ以上詳しいことはわかっておらず、彼はこの年の終わりまで勾留中のままである。

「(2012年)12月3日に、当局は高名な弁護士であり、ガンビア弁護士会の前会長でもあったAmie Bensoudaを逮捕したが、伝えられるところによるとその理由は、世界銀行の土地支配に関する評価フレームワークプロジェクトのために、土地問題に関する先の裁判所の判例を入手しようと試みたことによるものであるという。警察は釈放までの2日間、彼女を独房に監禁した。彼女の逮捕と時を同じくしてImam Baba Leighも逮捕されたが、こちらはバンジュール(Banjul)においてNIAに勾留されていたものと考えられていた。¹²

1.12

さらに、2012年米国国務省国別報告では次のようにも述べている。「この年(2012年)において、治安部隊は複数のジャーナリストや1名のイスラム系の学者、複数の人権活動家、及びその他の市民を恣

¹⁰ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> (セクション 1.d) 閲覧日: 2013年7月29日

¹¹ Freedom House, <http://www.freedomhouse.org/> Countries at the Crossroads、ガンビア、2012年9月、http://www.ecoi.net/local_link/232536/341152_en.html (Civil liberties) 閲覧日 2013年9月1日

¹² 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> (セクション 1.d) 閲覧日: 2013年7月29日

意的に逮捕した…」この報告書では、「人権への献身で知られている弁護士である」Lamin Mbogeの「偽りの嫌疑に基づく」逮捕及び起訴についても述べている。「裁判は本年末においても続いていた。」¹¹

2013年9月30日にFCOは2012年人権及び民主主義に関する報告書の最新版を提供したが、その報告書では、政府を批判したと考えられているガンビア社会の著名人の勾留に関して述べている。この中には、その勾留中に拷問を受けたImam Baba Leighや、テレビ番組の司会者を務めるFatou Cameraのジャーナリストであり、同じく拷問を受けたとされているImam Bakawsu Fofanaも含まれている。¹³ **拷問**に関する以下のサブセクションも参照のこと。

1.13

米国国務省の2012年の報告書では、さらに次のように述べられている。「法律は、当局に対して逮捕時に令状を取得するように義務付けられているにも関わらず、警察は頻繁に個人を令状もなしに逮捕していた。」¹¹

1.14

2013年5月に公開された、2012年1月から12月までを扱うアムネスティ・インターナショナルの年次報告書2013年では、以下のように報告している。「国家情報局(NIA)及び警察は日常的に恣意的な逮捕を実施していた。個人が容疑のないまま、容疑者を裁判所へと連れていかなければならない72時間の制限を越え、憲法を侵害して勾留されることが頻繁に起きていた。」¹⁴ 同資料により、2つの恣意的な逮捕及び勾留に関する例を知ることができる。

1.15

また米国国務省の報告書では軍の布告についても述べられており、この布告によってNIA及び内務大臣に対して、『国家の治安の観点から』個別かつ無期限に、容疑がないまま勾留を行うことができる広範な権力が与えられた。詳細な情報に関しては以下で入手することができる：

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm#wrapper> ¹⁵(セクション 1.d)

野党である、もしくは過去にそうであると考えられた者に対する、逮捕や勾留を含む扱いについては、野党及び政治活動家に関するセクションにおいてより詳細に取り扱っている。

[Return to contents](#)

¹³ 外務英連邦省 <https://www.gov.uk/government/organisations/foreign-commonwealth-office> Human Rights and Democracy 2012 report; Case Study: The Gambia – the death penalty, 2013年9月30日付 <http://www.hrdreport.fco.gov.uk/promoting-british-values/criminal-justice-and-the-rule-of-law/the-death-penalty/case-study-the-gambia-the-death-penalty/> 閲覧日:2013年10月24日

¹⁴ アムネスティ・インターナショナル <http://www.amnesty.org/>; 2013年年次報告書; The State of the World's Human Rights; 2012年対象、2013年5月発表;Gambia <http://www.amnesty.org/en/region/gambia/report-2013> 閲覧日: 2013年7月30日

¹⁵ 米国国務省<http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

拷問

1.16

米国国務省の2012年国別報告では、「ガンビアの憲法及び法律では[拷問]は禁止されている...しかしながら、治安部隊が勾留中の人物を拷問し、殴打し、虐待したという報告がなされていた。」と述べられている。¹⁵(セクション 1.c)

1.17

同報告書では、軍当局者や警察、NIA、並びにNDEAにより行われた拷問の実例が提供されている。¹⁵
(セクション 1.c)

申立ての手段

1.18

2013年4月に発表された、米国国務省の2012年国別報告では、以下のように述べられている。
「治安部隊隊員を含むすべての人々に対して、大統領が恩赦を与えることが許可される恩赦法 (Indemnity Act)は、非公式な集会において違法に行使されていたと非難されており、ガンビアが1994年から1996年において軍の統治下にあった際に、この法によって犠牲者は拷問に対する救済を求めることを妨げられていた。軍は容疑者に対して、他の時に起こった拷問の疑惑に関して裁判所に公式の申立てを提出するように義務付けている。この年(2012年)において、民事裁判所あるいは軍事裁判所において、個人を虐待したことについて治安部隊の隊員の責任を問う起訴がなされたことは一度もない。」¹⁶(セクション 1.c)

1.19

米国国務省の国別報告では、次のように付記されている。「新たに再編成された警察の起訴及び法律関係の部隊では、人権問題に対して2名の職員を割り当てているが、本年(2012年)においてこの2名が、警察官の関与する虐待に関する申立てを受理したことは一度もない。報復の恐怖、本質的な救済が存在していないこと、及び警察に対する世間一般の不信感から、市民が虐待を報告することを避けているものと考えられる。警察官に対する申立ての大半は、行政監察局によって処理されているようであった。」¹⁷ (セクション 1.d)

[Return to contents](#)

2. 司法

¹⁶ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開;
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

¹⁷ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開;
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

組織

2.01

2013年4月に発表された、2012年米国国務省人権に関する報告書では、以下のように述べられている。「遅滞が頻繁に起こり、目撃者や裁判官、弁護士を見つけられない、又は利用できないことにより、裁判は頻繁に妨げられていた。また、警察やNIAにその調査を継続する時間を与えるために休廷がなされることにより、多くの訴訟は遅延されていた。」¹⁸ (セクション 1.e. 公平な公開裁判の否定)

同報告書には次のように書かれている。

「司法制度では...慣習法及びシャリーア(Sharia、イスラム法)が承認されている。慣習法では、非イスラム教徒との結婚及び離婚や、相続、土地保有、種族と一族の指導者、並びにその他の伝統的関係や社会的関係が扱われている。区域の最高責任者は、その区域レベルで慣習法を執行する地域裁判所を統轄している。慣習法では、年齢や性別、及び宗教に関わらず、全ての市民が有する権利を認めている。しかしながら、女性はその夫に対して、また子供はその両親に対して、敬意を払わなくてはならない。

「シャリーアは、イスラム教徒の結婚や離婚、相続といった家庭内の問題に適用される。イスラム教の裁判官、すなわちカーディ(Qadi)は、女性を差別していた。カーディ裁判所及び区域の裁判所では、訴訟の当事者に対して基本的な法の説明を行っていないが、これは弁護士がイスラム法や慣習法に不慣れであるためである。」¹⁹ (セクション 1.e. 公平な公開裁判の否定)

カーディ裁判所についてのさらに詳しい情報に関しては、信教の自由 - 法及び政策の課題のサブセクションも参照のこと。

独立性

2.02

2013年4月に発表された、2012年米国国務省人権に関する報告書では、以下のように述べられている。「憲法及び法律では、独立した司法制度が与えられているが、この国の裁判所は独立性を欠いており、また非効率的であるとともに腐敗していた。アムネスティ・インターナショナルが記したところによれば、大統領は、名目上は司法部門委員会(Judicial Service Commission)との相談の上で、裁判官を解職させる権力を有しているため、司法の独立性が妨げられていた、とのことである。「繊細な」事件を担当する裁判官は、政府にとって好ましくないと思われる判決を行った場合に、解職される恐れが

¹⁸ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開;
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

¹⁹ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開;
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

有る...未処理となっている事件を減らすために、政府は裁判官と治安判事を、同様の法制度と持つ連邦内の他の国から雇用し続けていた。外国の治安判事や裁判官は、しばしば繊細な事件を扱うことがあるのだが、行政部あるいは他の外部からの圧力にとりわけさらされていた。

「2010年に、高等法院の裁判官であったMoses Richardsは、ナイジェリア人の裁判官及び治安判事によって判事席が支配されていることを非難する上申を行っていた最中に、説明もなく解雇された。2010年12月に、その時民間の弁護士となっていたRichardsは逮捕され、保釈が棄却されるとともに、治安妨害と『公務員に対して誤った情報を提供した』として起訴された。この誤った情報の提供とは、Jabangの村における土地を巡る争いに関して彼が高等法院の判事に宛てた手紙に関連するものであった。(2012年)9月19日に、この事件を扱っていたナイジェリア生まれの治安判事は、Richardsを有罪とし、2年間の懲役に処した。Richardsがジャメ(Jammeh)大統領に宛てて慈悲を求める謝罪と嘆願を行ったことを受けて、(2012年)10月14日に彼は大統領恩赦によって解放された。」²⁰ (セクション 1.e. 公平な公開裁判の否定)

[Return to contents](#)

裁判の公平性

2.03

2013年4月に発表された、2012年米国国務省人権に関する報告書では、以下のように述べられている。

「ガンビアの法律では、推定無罪、不当な遅延が無く公平かつ公開された裁判、並びに抗弁の準備をするための適切な時間と手段が規定されている。この法の下では、誰一人として証言や罪を認めることを強要されることはない。裁判は、証言者の身元を守るために裁判を閉鎖して行う必要がある場合を除いては、一般に大衆に対して公開されていた。一例として、派遣されていた外交官が、反逆罪で死刑を宣告された7名の元政府職員に関する控訴尋問における最高裁判所の最終法廷に入ることがNIA職員により拒否された...陪審員は用いられなかった。被告は弁護士と相談することができ、また証言やそれらの証言に対する証拠を提示し、自己のために証言及び証拠を提起するとともに、上級裁判所へ上告する権利を有している。この法では、これらの権利はすべての市民に対して与えられており、本年(2012年)においてこれらの権利が否定された者はいなかった。しかしながら、アムネスティ・インターナショナルによれば、被勾留者に対してその権利について、あるいは逮捕又は勾留の理由について知らされることはほとんどなかった。例えば、積極的な発言を行っていたイスラム聖職者であるBakawsu Fofanaは、(2012年)5月31日に逮捕され容疑が無いのに9日間勾留されたのだが、自分が勾留された理由を知らされることはなかった。」²¹ (セクション 1.e. 公平な公開裁判の否定)

2.04

²⁰ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開;
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

²¹ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開;
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

ガンビアにおける裁判の公平性についてのより詳細な情報は、Freedom Houseによる、2012年を対象としており2013年5月に発表されたFreedom in the World 2013報告書で得ることができる。²²

政治的所属—野党及び政治活動家についてのサブセクションも参照のこと。

[Return to contents](#)

3. 刑務所の状態

3.01

アムネスティ・インターナショナルによる、2013年年次報告書The State of the World's Human Rights(2012年対象、2013年5月付け)では、ガンビアに関するセクションにおいて次のように述べている。「ガンビアの刑務所では、衛生状態の不良や病気、医療の不足、過密状態、大暑並びに栄養失調が悩みの種となっていた。外部の監視員は面会を許可されていなかった。消火器などの設備が不足しているため、囚人は危険な状態に置かれていた。

「死刑囚を家族や友人が面会することは許されていなかった。刑務所の食事は質の悪いものであったが、再拘留されている囚人だけが外部からの食事を許可されていた。更生プログラムは皆無であった。

「(2012年)10月に、Abba Hyderaとギニアビサウ国民のSulayman Ceessayという2名の死刑囚を含む、4名の収容者が病気で亡くなったと報告されたが、それ以上の情報は得られなかった。情報源によれば、収容者であるAmadou Faal(Njaggaとして知られる)は、(2012年)10月に刑務所のある職員によって手ひどく痛めつけられた。彼はその目を失い苦しんだが、数日間にわたって医療を受けることができなかった。この刑務所の職員は懲戒されず起訴もされなかった。」²³

3.02

ガンビアについて、2013年4月に発表された米国国務省の2012年人権に関する国別報告には、「刑務所の状況は粗悪であり、かつ命を脅かす恐れのあるものであった。」と記されている。当該資料では、セクション1「刑務所及び拘置所の状況」において刑務所の状況に関するさらなる詳細が提供された。²⁴

3.03

International Centre for Prison Studiesによる日付けなしのWorld Prison Briefでは、ガンビアにおける刑務所のスナップ写真が提供された。²⁵

²² Freedom House <http://www.freedomhouse.org/>; Freedom in the World 2013, The Gambia, 2012年対象、2013年5月公開; <http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/gambia>; 閲覧日: 2013年10月3日

²³ アムネスティ・インターナショナル <http://www.amnesty.org/>; 2013年年次報告書; The State of the World's Human Rights; 2012年対象、2013年5月発表; Gambia <http://www.amnesty.org/en/region/gambia/report-2013> 閲覧日: 2013年7月30日

²⁴ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

²⁵ International Centre for Prison Studies <http://www.prisonstudies.org/>; World Prison Brief; The Gambia, 日付けなし

4. 死刑

4.01

2013年1月1日付けの記事において、Hands Off Cainのウェブサイトは次のように述べている。

「1996年に採択されたガンビアの新憲法では、死刑が維持されている...2012年8月23日と24日の間に、ガンビアは31年間の事実上の休止期間ぶりに、処刑を再開した。2012年9月14日に...ヤヤ・ジャメ (Jammeh)大統領は残る38名の死刑囚に対して今にも行われようとしていた処刑を延期した。しかしながら[ガンビア政府による声明]では、この決定は一時的なものにすぎない、と警告した。「次に起こることは暴力犯罪の発生率の低下、もしくは暴力犯罪の発生率の上昇のどちらかによって決まるだろう。前者であれば猶予期間を限定することはないが、後者の場合には猶予期間が自動的に解除されるだろう。」と、この声明では述べられた...これらの処刑以前には、1965年にガンビアが英国から独立して以来公的な処刑は1件しか行われていなかった。しかしながら、非公式にはガンビアにおける処刑は継続されており、直近の2012年8月の処刑の前には、2007年に処刑が行われていたと見られる。」
26

4.02

アムネスティ・インターナショナルの2013年年次報告書である、The State of the World's Human Rights(2012年対象、2013年5月発表)では、以下のように述べられている。

「[2012年]8月に、9名の死刑囚—ガンビア人の男性7名とセネガル人の男性1名、並びにセネガル人の女性1名—が、銃殺刑執行隊によって処刑されたが、これはジャメ大統領が現在存在している死刑宣告を全て実行に移すとする計画を発表してから一週間後のことであった。個々の囚人やその家族、その弁護士、あるいはセネガル当局に対して事前の告知は為されなかった。ガンビア当局は、7日後までこの処刑—処刑に対して国際的な抗議が起こった—を正式には発表しなかった。これらの死刑囚のうち、Malang Sonko、Tabara Samba、及びBuba Yarboeの3名は、公平な裁判に関する国際的な基準に違反して、その法的な訴えが徹底的に検討されること無く処刑された。処刑の対象となった別の男性であるDawda Bojangは、2007年に殺人の罪で終身刑を宣告されていた。2010年に高等法院において有罪判決に対して彼が上告した際に、その刑は死刑へと変更された。処刑された時に、彼は最高裁判所に対する上訴権を使い切っていなかった。ガンビアの憲法では、死刑を宣告されたもの全てに対して、最高裁判所への上訴権が認められなければならないとされている...(2012年)10月に、2010年6月に死刑を宣告された7名の男性に関して、最高裁判所は政府の転覆を企てていたとして反逆罪に対する有罪判決を行った。国際調査員は、この法廷から締め出された。

http://www.prisonstudies.org/info/worldbrief/wpb_country.php?country=21; 閲覧日: 2013年10月3日

²⁶ Hands Off Cain <http://www.handsoffcain.info/>; information about The Gambia, 2013年1月1日付;

<http://www.handsoffcain.info/news/index.php?iddocumento=17001191> 閲覧日: 2013年8月8日

「この年(2012年)の終わりに、少なくとも36名が死刑囚監房に入れられていた。」²⁷

4.03

この死刑に関する詳細は、米国国務省による2013年4月発表の、ガンビアについての2012年人権に関する国別報告²⁸(セクション1a; 独裁的な、あるいは非合法的な生命の剥奪)において、並びに、死刑に関するガンビア憲法の文言を含めて2013年1月1日付けの情報を提供しているHands Off Cain²⁹のウェブサイトで見ることができる。

[Return to contents](#)

5. 政治的所属

本セクションは、言論とメディアの自由についてのセクション、及び人権に関する機関、組織及び活動家についてのセクションと併せて読まれるべきものである。

概要

5.01

2013年4月に発表された、ガンビアに関する人権に関する国別報告2012年では、以下のように述べられている。

「ガンビアは他政党による民主主義共和国である。2011年11月に、四選目となるヤヤ・ジャメ(Alhaji Yahya Jammeh)大統領が、平和で穏やかな選挙において有権者によって再選された。しかしながら、国際調査員はこの選挙を自由なものでも公正なものでもなかった、と批判した。ジャメ(Jammeh)大統領の所属政党である再指針と構築のための愛国同盟(APRC: Alliance for Patriotic Reorientation and Construction)は政治情勢における優位な立場を継続し、2012年3月29日の議会選挙では国民議会の議席の圧倒的多数を勝ち取った。反対者に対する政府の干渉と脅迫に抗議して、7つの野党のうち6党がこの選挙をボイコットした。治安部隊の隊員がシビリアンコントロールとは無関係に活動を行ったという実例も存在していた。

「この国における人権問題の中で最も深刻なものとして、選挙の過程に対する政府の干渉や、政府による嫌がらせやその批判者に対する虐待、拷問及び拘禁、時には市民の強制的失踪が起きていた。また不備があり、問題があると同時に政治がらみと成っている法的な手続きの結果としての死刑執行も挙げられる。」³⁰(概要)

²⁷ アムネスティ・インターナショナル <http://www.amnesty.org/>; 2013年年度報告書; The State of the World's Human Rights; Gambia; 2012年対象、2013年5月発表 <http://www.amnesty.org/en/region/gambia/report-2013> 閲覧日: 2013年7月30日

²⁸ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

²⁹ Hands Off Cain <http://www.handsoffcain.info/>; information on The Gambia、2013年1月1日付; <http://www.handsoffcain.info/news/index.php?idocumento=17001191> 閲覧日: 2013年8月8日

³⁰ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開;

言論とメディアの自由に関するセクションも参照のこと。

政党

5.02

ガンビア独立選挙委員会(The Independent Electoral Commission The Gambia)は、ガンビアにおける10の登録政党のそれぞれに関する(日付けなしの)情報を提供している:

<http://www.iec.gm/political-parties>³¹

政治的表現の自由

5.03

米国国務省の2012年国別報告では、「ガンビアの憲法及び法律では、その政府を平和的に後退させるための権利が市民に与えられている。しかしながら、2011年11月の大統領選挙では、政府が有権者に対して干渉し、また与党がメディアを支配していたために市民はこの権利を行使することができなかった。」と述べられている。³²

5.04

この米国国務省の報告書では、次のように付記されている。「[ジャメ(Jammeh)大統領の所属政党である]APRCは国民議会における48議席の内43議席を保有し、政治情勢を厳しく抑えつけ続けていた。APRC党员には、政府取引の促進や、特定文書への入手が可能になり、雇用契約が確保されるなどの利点が与えられていた。」³³(セクション3)

5.05

Freedom Houseによる2012年9月発表のCountries at the Crossroads 2012; The Gambia(Accountability and Public Voice)³⁴も参照のこと。この資料では、政治的表現の自由についての詳細が提供されている。

言論とメディアの自由に関するセクションも参照のこと。このセクションでは、政治的な理由による報道規制に関する情報が提供されている。

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

³¹ Independent Electoral Commission – The Gambia <http://www.iec.gm/>; Political parties, 日付けなし

<http://www.iec.gm/political-parties> 閲覧日: 2013年9月5日

³² 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開;

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

³³ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開;

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

³⁴ Freedom House <http://www.freedomhouse.org/>; Countries at the Crossroads 2012; The Gambia, 2012年9月発表

<http://www.freedomhouse.org/report/countries-crossroads/2012/gambia>; 閲覧日: 2013年10月4日

結社集会の自由

5.06

Freedom in the World 2013報告書(2012年対象、2013年5月発表)において、Freedom Houseは、「結社集会の自由は法的に保障されているが、実際は国家の干渉により抑制されている」と述べている。³⁵

5.07

米国国務省の2012年報告書では、「憲法及び法律では、集会の自由が提供されている。しかしながら、示威行動を実施する許可を求める訴えは、たとえ穏やかなものであったとしても、警察によって組織的に拒絶されており、また時に警察は、政治集会を開きたいという野党の願いに対して許可を出すことを断ることがあった。」³⁶(セクション2.b)と述べられている。当該資料では、セクション2.bにおいて実例が多数提供されている。³⁷

5.08

この報告書では次のように付記されている。「前年(2011年)までとは異なり、反対派勢力の指導者が許可無く政治集会を組織したために投獄されたという報告は存在しなかった。ガンビアの憲法及び法律では結社の自由が規定されており、実際、ガンビア政府はこの権利を尊重していた。」³⁸(セクション2.b)

野党及び政治活動家

本サブセクションでは、「政治的な」活動家を取り扱うが、政府の活動あるいは政策に対して批判又は異論を唱えている市民社会や人権擁護活動家、並びにジャーナリストも「政治的な」視点を持っているものと考えられる。これらの特定の団体に関するより詳しい情報については、言論とメディアの自由、及び人権に関する機関、組織及び活動家に関するセクションを参照のこと。

5.09

米国国務省による国別報告では以下のように述べられている。

³⁵ Freedom House <http://www.freedomhouse.org/>; Freedom in the World 2013, The Gambia, 2012年対象、2013年5月公開; <http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/gambia>; 閲覧日: 2013年7月31日

³⁶ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

³⁷ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

³⁸ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

「本年(2012年)には、政府が市民をその政治的な視点もしくは関連性に基づいて拘禁したという信ぴょう性のある報告が複数存在しており、こうした市民の中には長期間にわたって外部との連絡を断られたものもいた。本年末には、30名近くの政治犯が拘禁されていると報告された。元軍関係者の多くは、政府を転覆させようという陰謀に加担したとして起訴された。関係者らはMile 2 Central Prisonのsecurity wingに拘禁されたが、家族の訪問が許可されることもあった。政府は、国際人権団体がこうした被拘禁者に対して正規に近づくことを禁止していた。」³⁹(セクション1.e) 同報告書では、セクション1.eにおいて政治犯及び被拘禁者に関する実例を提供している。⁴⁰

5.10

2012年8月21日付けのニュース記事において、アムネスティ・インターナショナルは次のように述べている。「『この国のいたるところで不公平な裁判が行われており、そこでは死刑宣告が政治的反対派に対する道具として用いられていることが知られているとともに、公平な裁判に関する国際的な基準は尊重されていない。』、とAudrey Gaughran[アムネスティ・インターナショナルのアフリカ担当]は述べた。『甚だしく不公平な裁判の件数は驚くべきものであり、特に深刻な懸念事項としては、死刑が宣告されていることだ。』」⁴¹

5.11

Freedom Houseの報告書である「Countries at the Crossroads 2012; The Gambia」(2012年9月発表)では、次のように述べられている。

「対照的に、ジャメ(Jammeh)が勝利することが間違いない一方的な選挙戦において、反対派の政党は二の次とされ、ほとんど政治的なスペースが与えられなかった。ジャメが権力を維持できたのは、反対派の財政基盤が乏しいことや、反対派内部における個人的かつ政治的な違い、時にはイデオロギー上の違いによるものである。複数の反対派の政党及びその指導者達は、たびたび逮捕や脅迫、また法的な嫌がらせを受けており、自由にできるわずかな財政資源を法的な争いを戦うために捧げている。従って、選挙日に第一回目の投票が行われるよりもずっと以前から、選挙は失われているのである。」⁴²(Accountability and Public Voice) 同報告書では、政府に敵対したという嫌疑がかけられた団体に対する国家の扱いに関するさらなる情報が記載されている。

³⁹ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

⁴⁰ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

⁴¹ アムネスティ・インターナショナル <http://www.amnesty.org/>; Gambia: President Jammeh must retract call for execution of death row inmates, 2012年8月21日付 <http://www.amnesty.org/en/news/gambia-president-jammeh-must-retract-call-execution-death-row-inmates-2012-08-21> 閲覧日: 2013年9月6日

⁴² Freedom House <http://www.freedomhouse.org/>; Countries at the Crossroads 2012; The Gambia, 2012年9月発表 <http://www.freedomhouse.org/report/countries-crossroads/2012/gambia>; 閲覧日:

2013年10月4日

死刑に関するセクション、及び司法セクションの裁判の公平性、政府軍及び国家情報局による人権の侵害に関するサブセクションも参照のこと。

[Return to contents](#)

6. 言論とメディアの自由

概要

6.01

ガンビアの憲法第4章25節1a、言論、良心、集会、結社及び移動の自由において、以下のように述べられている。

「(1)すべての人は、次の権利を有しているものとする。

「(a)言論及び表現の自由、これには報道やその他メディアの自由も含まれるものとする...」⁴³

6.02

FCOは2013年9月30日に提供したHuman Rights and Democracy 2012報告書において、以下のように述べている。

「集会の自由、及び言論の自由を制限するために政府は圧力をかけ続けている。メディアの自由は依然として奪われている。2013年の情報通信に関する(改正)令(Information and Communication (Amendment) Act)により、異議の申立てはさらに抑えつけられており、インターネット上での発表もその対象となっている。この法に違反すると、最大で、15年の刑期と300万ダラシ(Dalasi、およそ64,000€)の罰金が課されることになる。厳格な法律によって名誉を棄損するような誤った情報や治安の妨害は取り締まられており、またこれらの法は政敵を沈黙させるために度々用いられている。何名かのジャーナリストは、自分たちに対して係争中となっている反逆及び治安妨害の嫌疑のために、やむを得ず亡命生活を送っていた。」⁴⁴

6.03

Freedom Houseの報告書である、「Freedom in the World 2013」(2012年対象、2013年5月発表)では、次のように述べられている。「政府は報道の自由を尊重していない。治安妨害に関する法律によって、当局は異議申立てを抑えこむための大きな決定権を与えられており、独立したメディアの支局やジャーナリストは嫌がらせや逮捕、及び暴力にさらされている。

⁴³ 世界知的所有機関 <http://www.wipo.int/portal/index.html.en>; ガンビア共和国憲法,1996年8月8日採択,1997年1月より施行,2001年に最終改正 http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=221243#LinkTarget_2234 閲覧日:2013年8月8日

⁴⁴ 外務英連邦省 <https://www.gov.uk/government/organisations/foreign-commonwealth-office> Human Rights and Democracy 2012; Case Study: The Gambia – the death penalty, 2013年9月30日付 <http://www.hrdreport.fco.gov.uk/promoting-british-values/criminal-justice-and-the-rule-of-law/the-death-penalty/case-study-the-gambia-the-death-penalty/> 閲覧日:2013年10月24日

「2012年7月に、**newspaper Today**の編集長である**Abdulhamid Adiamoh**は、彼が元大学講師の裁判における被告側の弁護士を批判した意見記事に関係して法廷侮辱罪で有罪判決を受けたが、[US] \$ 3,100の罰金を支払うことで釈放された。(2012年)8月に、独立系ラジオ局である**Teranga FM**に対して地元の言語に翻訳した新聞記事を公表することをやめるように通告した後に、当局はこの局を閉鎖しており、今年末においても未だにこの局は閉鎖されたままとなっている。(2012年)9月には、2つの独立系新聞である**Daily News**と**Standard**に対して、安全保障当局者は発行を止めるように命令したが、公式な説明はなされなかった。両新聞とも、2012年に起きた9名の死刑囚の処刑を含む、繊細な政治問題を報道している。(2012年)9月に**ジャメ(Jammeh)**は、2004年に起きた**Deyda Hydera**の殺害、及び**Ebrima Manneh**の失踪(両名とも著名なジャーナリスト)に関する国際連合の調査を受け入れると発表したが、この経過は今年末において膠着状態となっていた。政府は、ガンビア唯一のテレビ・チャンネルと**Gambia Daily**という新聞紙だけでなく、**Radio Gambia**も運営している。民間のラジオ局や新聞紙も幾つか存在しており、海外の放送も入手することができる。この国では一般的にインターネットの使用は制限されていないが、米国系の新聞紙である**Gambia Echo**を含むいくつかのウェブサイトはブロックされている。」⁴⁵(Political rights and civil liberties)

6.04

2012年9月発表された**Freedom House**の報告書である**Countries at the Crossroads 2012**では、ガンビアに関するセクションにおいて次のように述べてられている。

「ガンビアの政治的環境はジャーナリストや民間のメディアにとって厳しいものであり、その結果として自己検閲が行われている。この国における唯一のテレビ局である**Gambia Radio and Television Services(GRTS)**は国によって所有及び管理がなされている。しかしこのテレビ局は、大統領によって所有されているものと考えられている**Daily Observer**や、政府所有の新聞である**Gambia Daily**とともに、体制のためのプロパガンダの手段として用いられている。メディアに対する弾圧、及びこれらを抑圧の道具として使用していることに応じて、自らの意志で亡命したジャーナリスト達によって設立されたガンビアのオンライン新聞やラジオ局が急速に増加しており、体制によって為された腐敗行為や人権の侵害を浮き彫りにしている。増加しているガンビアの政治共同体に対する影響力を維持すべく、この政権はオンライン新聞への市民のアクセスを制限する技術でもって対抗している。また米国の**Freedom newspaper**を不法に改竄しているとともに、米国に基盤を置くオンライン新聞である**Gambia Echo**は、検閲の対象期間になっており、ガンビアではブロックされているため一般的な読者がアクセスすることはできない。」(Accountability and Public Voice)⁴⁶

6.05

⁴⁵ Freedom House <http://www.freedomhouse.org/>; Freedom in the World 2013, The Gambia, 2012年対象、2013年5月公開; <http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/gambia>; 閲覧日: 2013年7月31日

⁴⁶ Freedom House <http://www.freedomhouse.org/>; Countries at the Crossroads 2012; The Gambia, 2012年9月発表 <http://www.freedomhouse.org/report/countries-crossroads/2012/gambia>; 閲覧日: 2013年10月4日

国境なき記者団による2013年世界報道自由ランキングでガンビアは179カ国中152位となっている。⁴⁷

6.06

2012年を対象としており2013年7月に発表された、Freedom Houseによる報告書であるFreedom of the Press 2013のガンビアに関するセクションにおいて、報道の自由に関する状況の詳細な情報が提供されている。⁴⁸

[Return to contents](#)

ジャーナリスト

6.07

2012年を対象としており2013年7月に発表された、Freedom Houseによる報告書である「Freedom of the Press 2013」のガンビアに関するセクションにおいて、以下のように述べられている。

「ガンビア憲法第34条において報道の自由及び表現の自由が与えられているものの、政府はこれらの権利を実際には尊重していない。憲法による保護は、その他の法律によって弱体化させられている。この法律としては、何よりもまず、メディア機関同士から強い結びつきを抜き取る新聞の登録手順が制定された2004年新聞改正法(2004 Newspaper Amendment Act)や、また、誤情報の発表や扇動、及び名誉毀損といった違反行為に対して厳格な罰則を義務付ける2004年刑法(2004 criminal law)が挙げられる。ジャーナリストは、浅薄かつうわべだけの罪でもって非常に頻繁に逮捕及び勾留されている。2012年1月に、民間のDaily Newsの報道員であるMamadou S. Jallowは逮捕及び勾留され、地元の長が国家の資金提供を受けて旅行券を彼の恋人に送ったという記事に対して名誉毀損の嫌疑をかけられた。この年(2012年)には、裁判所の決定を扱った3名のジャーナリストが、法廷侮辱罪の嫌疑による逮捕及び勾留に直面した。(2012年)6月に、刑事裁判における反対尋問を偽って伝えたとされている記事に対して、newspaper Todayの編集長であるAbdul Hamid Adiamohの逮捕が下級裁判所によって命令された。彼は後に有罪判決を受け、10万ダラシ(Dalasi, \$3,200)の罰金を支払うか、懲役6ヶ月に服するように命じられた。また(2012年)6月には、Daily Newsの編集次長であるLamin Njieが、経済犯罪に関する事件における訴訟手続についての記事によって逮捕され、3日間勾留された。(2012年)7月には、Daily ObserverのジャーナリストであるSidiq Asemotaは偽造事件の実態を偽って伝えたとして、バンジュール(Banjul)高等法院の裁判長の命令により逮捕され、1日間勾留された...ジャーナリストに対する超法規的な脅迫が2012年に和らげられることはなかった。(2012年)9月に、英国放送協会(BBC)の特派員であるThomas Fessyが適切な入国ビザを所持していたにも関わらず拘束され、国外に退去するように命じられた。この報道員は、(2012年)8月のガンビアによる死刑囚の処刑に関して報告するために、セネガルからガンビアへと飛行機で乗り入れていた。この年の後半に、Abubacarr SaidykhanとBaboucarr Ceesayというジャーナリストは、死刑囚に関する論議の報道を継続していたことで、匿名での文書及び口頭による殺害の脅しを受けた。後に、Saidykhanはこの脅迫のせいでこの国を離れた。

⁴⁷ 国境なき記者団 <http://en.rsf.org/>; 世界報道自由ランキング 2013年 http://fr.rsf.org/IMG/pdf/classement_2013_gb-bd.pdf; 閲覧日: 2013年10月4日

⁴⁸ Freedom House <http://www.freedomhouse.org/>; Freedom in the World 2013; The Gambia; 2012年対象、2013年7月公開; <http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/gambia>; 閲覧日: 2013年10月4日

(2012年)12月に、治安部隊は彼の住居に突入し、彼の居場所を確かめようとして彼の弟を逮捕し、一時的に拘束した。他の数多くのジャーナリストが、身の危険を感じて亡命生活を送っている。

「アブージャ(Abuja)の西アフリカ経済共同体(ECOWAS: Economic Community of West African States)裁判所による、ガンビア政府にジャーナリストに対する過去の虐待に対する責任をもたせようという取り組みは、ほとんど効果をなしていない。2012年2月にこの裁判所は、現在は亡命中であるジャーナリストMusa Saidu Khanを2006年に投獄したことに対して20万ドルの損害賠償を認めた判決へのガンビア政府の上訴を棄却した。逮捕された際に、Saidu KhanはIndependent紙の編集長であったが、この週刊紙はその後禁書とされている。政府はこれまで、この裁判所の決定を無視している。別の進行中の訴訟では、2008年にECOWAS裁判所はガンビア政府に対して『チーフ(Chief)』であるEbrimah Mannehを解放し、賠償金を支払うように命じた。Mannehは2007年に国家の安全保障機関によって逮捕されており、現在では行方不明となっている。政府はMannehを勾留していないという、司法長官と司法大臣による公式の声明とともに、ガンビア政府は2009年にこの判決を拒絶した。2011年10月に、Edward Gomez司法大臣はDaily Newsのインタビューにおいて、Mannehは生存していると主張したが、その所在に関する詳細な情報は明らかにしなかった。2012年2月には、ガンビア政府はMannehの失踪に対する国連の支援を求めたが、本年末までにこの事件のさらなる進展は報告されなかった。」⁴⁹

6.08

メディアの自由に関するさらなる情報は、Freedom Houseにより2013年7月に発表され、2012年を対象としているFreedom of the Press 2013報告書で入手することができる。⁵⁰ アムネスティ・インターナショナルは、2013年年次報告書においてジャーナリストへの嫌がらせに関する情報を提供している⁵¹(反対意見の抑圧と表現の自由セクション)。同報告書では、2名のジャーナリストが恣意的に逮捕及び拘束され、また2つの新聞社が閉鎖されたと記されている。

6.09

報道の自由、特にジャーナリストに関連したより詳しい情報については、ジャーナリスト保護委員会のガンビアに関するページにて知ることができる。⁵²

[Return to contents](#)

ラジオ及びテレビ

6.10

⁴⁹ Freedom House <http://www.freedomhouse.org/>; Freedom in the World 2013; The Gambia; 2012年対象、2013年7月公開; <http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/gambia>; 閲覧日: 2013年10月4日

⁵⁰ Freedom House <http://www.freedomhouse.org/>; Freedom in the World 2013; The Gambia; 2012年対象、2013年7月公開; <http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/gambia>; 閲覧日: 2013年10月4日

⁵¹ アムネスティ・インターナショナル <http://www.amnesty.org/>; 2013年年次報告書; The State of the World's Human Rights; 2012年1月から12月対象、2013年5月発表;

⁵² ジャーナリスト保護委員会 <http://www.cpj.org/>; Gambia <http://www.cpj.org/africa/gambia/> 閲覧日: 2013年8月8日

BBCによる2012年3月7日付けのGambia Country Profileでは、次のように述べられている。「国営のRadio Gambiaは厳しく規制されたニュースを放送しており、このニュースが民間のラジオ局によって中継されている。ラジオ・フランス・アンテルナショナルをFM放送で聞くことができる。ガンビア政府は唯一の国営テレビ局を運営している。」⁵³(メディア)

インターネット

6.11

2013年4月に発表された、2012年米国国務省人権に関する国別報告では、以下のように述べられている。

「インターネットの利用に対する政府の規制は存在していないか、又は政府が適切な法的権限を持たずにEメールあるいはインターネットのチャットルームを監視している、という報告はなされていなかった。」個人及び集団は一般的に、Eメールを含むインターネットを介して意見の平和的な表現に参加することができていた。しかしながら、インターネット利用者は政府を批判した外国のオンライン新聞であるFreedomやGambia Echo、HelloGambia、及びJollofnewsのウェブサイトにはアクセスすることができないと報告した。国際電気通信連合によれば、2011年には個人の10.87%がインターネットを利用していた。」⁵⁴(セクション 2a; Internet freedom)

6.12

しかし、ジャーナリスト保護委員会は2013年7月10日に次のように報告した。「ジャーナリスト保護委員会はガンビアの議会によって採択されたメディアに関する法律への修正案を非難する。この法案は、どのようなものであれインターネットを利用して政府関係者を批判する個人に対して、長期に渡る実刑と重い罰金を科すものである。」⁵⁵

7. 人権に関する機関、組織及び活動家

表現の自由、及び実在する反対や批判と見なされるものへのガンビア国家の姿勢に関するより詳しい全体像については、本セクションを政治的所属及び言論とメディアの自由に関するセクションと併せて読むことを推奨する。

⁵³ BBC <http://www.bbc.co.uk/>; The Gambia Profile, 2012年3月7日付 <http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-13378353> 閲覧日: 8 August 2013

⁵⁴ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

⁵⁵ ジャーナリスト保護委員会 <http://www.cpj.org/>; Amended Gambian media law restricts Internet freedom, 2013年7月10日付 <http://www.cpj.org/2013/07/amended-gambian-media-law-restricts-internet-freed.php> 閲覧日: 2013年8月8日

7.01

Front Line Defenders(International Foundation for the Protection of Human Rights Defenders)は、以下の日付けなしの情報を提供している(閲覧日は2013年8月27日)。

「ガンビアの人権擁護活動家(HRD)は、恐怖と、疑いと、自己検閲がはびこる状況で活動している。表現の自由は著しく制限されており、ガンビア政府に批判的な人権擁護活動家及びジャーナリストは危険にさらされている。NGOは抑圧された環境下で活動しており、当局による厳しい監視の対象となっているとともに、政府のアジェンダに従って問題に取り組むように要求されている。さらなる懸念事項として、司法の独立性に関する問題(あるいはこれを欠いていること)が挙げられる。すなわち、人権保護活動家に対するでっち上げの罪状と裁判といういくつかの事例で示されているように、国家は司法を完全に支配するための動きをとっている...また政府による二つの声明でも、あらゆる類の批判を断固として罰していくという意思が示されている。2009年9月21日のテレビ放映による声明において、ガンビアの大統領は人権活動家—ガンビア人及び外国人も同様—に対して、政府を批判すれば死ぬことになると、脅迫を行った2011年1月10日に、Edward Anthony Gomez司法大臣はDaily Newsのインタビューに応じ、この国の人権に関する経歴を批判している、国外に移り住んだガンビア人に対して、たとえ母国に帰ったとしても迫害を行うと脅迫した...ガンビアのNGOは、その実行できる活動の範囲が制限されており、また政府によって厳しく監視されているとともに、繊細ではない問題に取り組むように圧力をかけられている。2010年に、NGOであるAffairs Agencyは、内務省から大統領官邸へと移され、これにより市民社会に対する監視が強まることとなった。NGOの登録はわずらわしいものであり、また政府の開発計画に従うことを強制的に受け入れなければならない。人権侵害に対するNGOの監視、あるいは政治的に微妙な問題へのNGOによる取り組みへの嫌がらせが報告された。結果として、多くのNGOでは自己検閲が行われており、また刺激の弱い問題に取り組むようになっていく。」⁵⁶(概観)

司法に関するセクションも参照のこと。

[Return to contents](#)

7.02

2013年4月に発表された、ガンビアに関する2012年米国国務省人権に関する国別報告では、以下のよう

に述べられている。

「非常に多くの国内及び国外の人権団体は、政府の制限にも関わらず広く活動を行っており、人権に関する事例を調査し、それについての意見を発表していた。しかしながら、政府関係者はこうした考察に対してあまり協力的ではないか、又はほとんど応じていなかった。Observatory for the Protection of Human Rights Defendersの2011年年次報告書によれば、非政府組織(NGO)及び人権を監視する活動に対して、この国の法的環境及び制度的環境は制限を続けていた。1996年のNGOに関する法令(NGO Decree of 1996)では面倒な登録手続きが課されており、これによってガンビア政府は法的に有

⁵⁶ Front Line Defenders <http://www.frontlinedefenders.org/> The Gambia; Overview; 日付けなし <http://www.frontlinedefenders.org/The-Gambia> 閲覧日: 2013年8月27日

効なNGOの登録を拒絶することができており、また予算及び作業計画を年ごとに提出することが義務付けられている。NGOの活動に対する監視を大統領官邸のもとに移動させるという2010年の決定により、規制は増大することとなった。人権に関する組織では自己検閲が行われており、微妙ではない問題に専念していた。外部との連絡を断たれている被拘禁者に対する懸念をいくつかの団体が表明したが、政府は応じなかった。

「政府は人権活動家を苦しめ、逮捕し、拘束した。」[同報告書では嫌がらせに関する数多くの事例を挙げている](セクション5)⁵⁷

7.03

米国国務省による報告書は、以下のように続けている。

「国連及びその他の国際的な組織について：ガンビア政府は本年(2012年)の間、国連と、ECOWASや英連邦本部(Commonwealth Secretariat)などその他の国際的な組織による訪問を受け入れた。ただし、政府はこれらの訪問後に発行された報告書に対して公的な回答は一切行っていない。

政府の人権組織：政府の行政監察局(Office of the Ombudsman)では、人権を推進し保護すること、また弱者の集団を支援することを目的とした国家人権部隊(national human rights unit)が運営されている。今年(2012年)において、この部隊は違法な解雇や雇用の打ち切り、不当な扱い、及び非合法的な逮捕並びに拘束に関する苦情を扱った。(2011年)11月27日に国民議会(National Assembly)に対して提出されたその2011年の報告書によれば、行政監察局は73の苦情を受け付けたが、その多くは刑務所や警察部隊、及び教育省に関連するものであった。これらの多くは告訴人の利益になるように解決された。」⁵⁸(セクション5。Governmental Attitude Regarding International and Nongovernmental Investigation of Alleged Violations of Human Rights)

7.04

NGOの状況に関するさらなる情報は、Freedom HouseによるCountries at the Crossroads 2012報告書(2012年9月発表)に記されている⁵⁹(Accountability and Public Voice)。Observatory for the Protection of Human Rights Defendersの報告書である「The Gambia; Climate of fear amongst the community of human rights defenders」(⁶⁰2011年7月付)では、NGOの立場に関する情報が提供されている(12ページ以降)。

⁵⁷ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

⁵⁸ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

⁵⁹ Freedom House <http://www.freedomhouse.org/>; Countries at the Crossroads 2012; The Gambia, 2012年9月発表 <http://www.freedomhouse.org/report/countries-crossroads/2012/gambia>; 閲覧日: 2013年10月4日

⁶⁰ The Observatory for the Protection of Human Rights Defenders <http://www.omct.org/human-rights-defenders/observatory/>; The Gambia; Climate of fear amongst the community of human rights defenders, 2011年7月付; http://www.omct.org/files/2011/07/21336/the_gambia_mission_report.pdf; 閲覧日: 2013年10月4日

8. 信教の自由

法及び政策の課題

8.01

米国国務省により2013年5月20日に発表され、2012年を対象としている2012年国際的な信教の自由に関する報告書では、次のように述べられている。「ガンビアの憲法及びその他の法政策では、信教の自由が守られている。

「憲法によって、イスラム教の法の慣例についての訓練を受けたイスラム教の裁判官を備えたカーディ(Qadi)裁判所が、裁判長による判決がなされる場所として設立されている。このカーディ裁判所は、この国の7つの地域のそれぞれに存在しており、伝統的なイスラムの法律が適用されている。その裁判権は、イスラム教徒に対する結婚と離婚、及び相続に関する問題にのみ適用される。イスラムの法律に関連したカーディ裁判所及び区域の裁判所の決定に対する上告は5名のカーディ上告審査委員会によって扱われる。

「イスラム最高評議会(Supreme Islamic Council)は、宗教の問題について政府に助言を行う独立した組織である。この評議会では表明されていないが、政府は評議会に対して相当量の財政的支援を行っている。宗教的な事柄を担当する大臣は、評議会との正式な関係を保持している。

「政府は、宗教団体に対して登録を義務付けていない。信仰に基づいて活動を行う非政府組織(NGO)は、その他のNGOと同様の登録及び許諾に関する要件を満たさなければならない。

「政府は、学校における宗教教育を許可している。国中の公立及び私立の学校の双方で、政府の規制や干渉を受けることなく、聖書及びコーランに関する教育が行われている。政府は公立学校における宗教教育に対する財政支援を行っているが、この教育は義務的なものではない。

「政府は次に挙げる宗教的な休日を国家の休日としている: Maulid al-Nabi (預言者ムハンマド(Prophet Muhammad)の誕生日)、Good Friday、Easter Monday、Assumption Day、Koriteh (Eid al-Fitr)、Tobaski (Eid al-Adha)、Yaumul Ashura (イスラム教の新年)、及びクリスマス。」⁶¹ (セクション II. 法律及び政策の枠組み)

一般的な司法に関する更に詳細な情報については、司法に関するセクションの、組織についてのサブセクションも参照のこと。

⁶¹ 米国国務省<http://www.state.gov/>; 2012年国際的な信教の自由に関する報告書; Gambia, The; 2012対象、2013年5月20日発表

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm#wrapper> 閲覧日: 2013年8月23日

宗教に関する人口統計

8.02

米国国務省により2013年5月に発表され、2012年を対象としているReligious Freedom Report for 2012では、次のように述べられている。

「統計局によれば、ガンビアの人口は174万人と推定される。イスラム教スンニ派(Sunni Muslim)がその人口の90%以上を占めている。スーフィ(Sufi)教派Malikiteが大多数を占めており、主要な聖職者としてTijaniyah、Qadiriya、及びMuridiyahが挙げられる。南アジアからのわずかな移民は、スンニ派(Sunnis)シャーフイーイ学派(Shafi'i)である。スーフィ教派(Sufi)の聖職者は共通のモスクで共に祈りを捧げている。イスラム教アフマディーヤ(Ahmadiyya)のコミュニティの者たちを含む、イスラム教非スーフィ教派(Sufi)もわずかに存在している。

「人口の9%がキリスト教徒であると推定される。キリスト教徒の大半はローマ・カトリック教徒である。また英国国教徒(Anglicans)やメソジスト教徒(Methodists)、バプテスト教徒(Baptists)、安息日再臨派(Seventh-day Adventists)、エホバの証人(Jehovah's Witnesses)、及び多数の福音主義派が存在している。バハイ教徒(Bahai)、あるいはこの土地固有の精霊信仰者は1%に満たない。南アジアの移民及び事業者の間には、ヒンズー教徒の小さなコミュニティが存在している。」⁶²(セクション I. Religious Demography)

国家の姿勢

8.03

米国国務省により2013年5月に発表され、2012年を対象としている国際的な信教の自由に関する報告書では、次のように述べられている。「...実際として、政府は信教の自由を広く認めていた。政府の信教の自由を尊重する傾向は、本年(2012年)において殆ど変わらなかった。」⁶³(概要)

8.04

同報告書では、以下のように付け加えられている。「信教の自由が妨害されたという報告は存在しなかった。「政府の会合及び行事は、一般的に、イスラム教徒1名とキリスト教徒1名の、2名の信仰者によって開始される。政府はしばしば、双方の宗教団体の要人を招待して、信仰者とともに主要な政府の行事を開催した。大統領はイスラム教徒であるのだが、全国にクリスマス・メッセージを伝えており、また主要なイスラムの祝日もメッセージを送っていた。」⁶⁴(セクション II. 政務)

⁶² 米国国務省<http://www.state.gov/>; 2012年国際的な信教の自由に関する報告書; Gambia, The; 2012対象、2013年5月20日発表

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm#wrapper> 閲覧日: 2013年8月23日

⁶³ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年国際的な信教の自由に関する報告書; Gambia, The; 2012対象、2013年5月20日発表 <http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm#wrapper> 閲覧日: 2013年8月23日

⁶⁴ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年国際的な信教の自由に関する報告書; Gambia, The; 2012対象、2013年5月

8.05

Freedom Houseは、その「Freedom in the World 2013」報告書(2012年対象、2013年5月発表)において、次のように述べている。「...2009年に、国家部隊は呪術師であるとの疑いを掛けられた者に対する大規模な捜索を行った。1,000名近くの人が拉致され、その多くは政府の秘密拘禁施設に連れて行かれ、痛めつけられ、幻覚誘発性物質を飲まされた結果、2名が死亡した。政府の監視と報復に対する恐怖によって、開かれた自由な私的な議論は制限されている。」⁶⁵

[Return to contents](#)

社会の姿勢

8.06

米国国務省により 2013年5月に発表され、2012年を対象としている国際的な信教の自由に関する報告書 for 2012 では、次のように述べられている。「宗教上の所属や信念、あるいは習慣に基づいて社会的に虐げられるか、差別を受けたという報告は存在しなかった。」

「イスラム教徒、キリスト教徒、及びバハーイ教徒(Bahai)のコミュニティの代表者で構成される Interfaith Group for Dialogue and Peaceは、信教の自由や共に協調して生活する必要性などの、共通の懸念事項についての議論を行うために定期的に会合を開いていた。このInterfaith Groupにはバプテスト教徒(Baptists)や安息日再臨派(Seventh-day Adventists)、及びChurch of Christ the Redeemerなどのいくつかの団体は含まれていない。

「イスラム教徒とキリスト教徒の間での異宗教間の結婚は一般的に行われるものだった。」⁶⁶(セクション III. Status of Societal Respect for Religious Freedom)

8.07

Freedom Newspaperは2011年10月9日に以下のように伝えた。

「ガンビアは高度な宗教的寛容を有している国である。これは、全てのガンビア国民が誇りとする最も偉大な社会的価値の一つである。その人口の90%がイスラム教徒であると言われているが、クリスマスや新年のシーズン中の12月にこの国を訪れると、驚くことになるだろう。国中でイスラム教の祭事が祝われているのとほとんど同じようにクリスマスが祝われている。

「イスラム教徒とキリスト教徒は異宗教間の結婚を行っており、共通の社会の行事の一部として、葬式や命名式に参加している。宗教的な差別は存在していない。ガンビア社会における非宗教的な者でさえ、他の人々から大きく尊重されている。ガンビアにおける社会的な関係性は非常に相互包括的な

20日発表 <http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm#wrapper> 閲覧日: 2013年8月23日

⁶⁵ Freedom House <http://www.freedomhouse.org/>; Freedom in the World 2013, The Gambia, 2012年対象、2013年5月公開; <http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/gambia>; 閲覧日: 2013年7月31日

⁶⁶ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年国際的な信教の自由に関する報告書; Gambia, The; 2012対象、2013年5月20日発表 <http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm#wrapper> 閲覧日: 2013年8月23日

ものであり、肉眼ではある人の服装や交友関係からその人がどこに属しているのか判別することは不可能である。⁶⁷

8.08

南部バプテスト協議会(Southern Baptist Convention)とつながりのある、Mandinka Peopleと呼ばれるウェブサイトでは、次のように述べている。「キリスト教に改修したMNK[マンディンゴ族(Mandinka)]のうちで、マンディンゴ族の社会やその伝統、及びその先祖に対する裏切り者と思われるものは極わずかに存在する。このような人々がその地区や村から追い出され、家族に拒絶されることはたびたびある。」⁶⁸

[Return to contents](#)

9. 民族集団

概要

9.01

CIAのWorld Factbookでは、2013年7月におけるガンビアの人口は1,883,051人であると推定された⁶⁹(Gambia, The; People and Society)。

9.02

CIAのWorld Factbookでは、ガンビアにおける民族集団の内訳は、アフリカ人が99%(マンディンゴ族(Mandinka)が42%、フーラ族(Fula)が18%、ウォロフ族(Wolof)が16%、ジョラ族(Jola)が10%、セラフリ族(Serahuli)が9%、その他が4%)であり、非アフリカ系民族が1%となっている。⁷⁰(Gambia, The; People and Society)

民族間の関係

9.03

ガンビアにおける事業を促進するための日付けなしのオンライン情報源であるGambia.comでは、2013年8月23日に閲覧したところ、次のように述べられていた。

⁶⁷ Freedom Newspaper <http://freedomnewspaper.com/>; President Jammeh castigates Gambian Muslims, seeks friendship with Islamic nations, 2011年10月9日掲載

<http://www.freedomnewspaper.com/Homepage/tabid/36/newsid367/6893/mid/367/Gambia-President-Jammeh-castigates-Gambian-Muslims-seeks-friendship-with-Islamic-nations/Default.aspx> 閲覧日: 2013年8月23日

⁶⁸ The Mandinka People <http://www.mandinkapeople.org/>; Mandinka Beliefs, 日付けなし

<http://www.mandinkapeople.org/beliefs.htm> 閲覧日: 2013年8月23日

⁶⁹ 米国中央情報局(Central Intelligence Agency)<https://www.cia.gov/index.html>; World Factbook; ガンビア; 軍、最終更新日 2013年8月13日 <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ga.html> 閲覧日: 2013年8月23日

⁷⁰ 米国中央情報局(Central Intelligence Agency)<https://www.cia.gov/index.html>; World Factbook; ガンビア; 軍、最終更新日 2013年8月13日 <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ga.html> 閲覧日: 2013年8月23日

「ガンビアでは9つの主要な民族集団が部族間の不和をほとんど起こすこと無く隣合わせで生活をしており、それぞれが自民族の言語や音楽、文化的な伝統、又は鑄造システムさえも保有しているが、文化の相互交流や融合の度合いは増大している。この部族とは、マンディンゴ族(Mandinka)、ウォロフ族(Wolof)、フーラ族(Fula)、ジョラ族(Jola)、Serehulae族、Serreher族、アク族(Aku)、レバノン人、及びモーリタニア人である。他民族的な表現は増加しているが、各民族によるそのアイデンティティを再確認しようという探求は続いている。全体として、これらの民族がセネガンビア(Senegambia)社会の一面を表している。

「しかしながら、何世紀にもわたって移民や民族間の結婚が広がったことで、人々を血や民族性でもって分類することはますます難しくなっている。」⁷¹

9.04

Freedom Houseによる「Freedom in the World 2013」報告書(2012年対象、2013年5月発表)では、「ガンビアの多様な民族集団は比較的調和して共存しているが、ジャメ(Jammeh)が軍及び政府において自身の属するジョラ(Jola)民族の者に対して優遇措置をとっているという非難があがっている。」⁷²(Political Rights and Civil Liberties)

9.05

ガンビアのニュースウェブサイトであるThe Pointでは、2010年4月22日付けの記事において次のように述べている。

「ほとんど全ての民族集団がセネガンビア(Senegambia)の大半の地域を象徴していることは、特有の言語や宗教的信念、社会的価値、生活様式、伝統的、社会的及び政治的な構成はほとんど同一のものであるか、似通っていることを意味している...実際、アフリカ大陸の他の多くの国々などでしばしば見られるような、非常にありふれた否定的な意味合いを有する一つの民族集団によって独占的に占められている地方や地域というものは、ガンビアとセネガルのどちらにも存在していない。また、集団のアイデンティティや忠誠が重要でないわけではないが、その影響は異民族間の結婚や信仰のような動的な社会文化的関係性によって最小限に抑えられている。この関係性によって、世界の他の部分、あるいはアフリカの他の国々でさえ滅多に見られないような方法(頻度や規模、及び自発性)で様々な民族集団が包含されている。」⁷³

[Return to contents](#)

⁷¹ Gambia.com <http://www.gambia.com/>; Ethnic Groups of The Gambia, 2013年3月15日付 <http://www.gambia.com/gambia-news/ethnic-groups-of-the-gambia/> 閲覧日: 2013年8月23日

⁷² Freedom House <http://www.freedomhouse.org/>; Freedom in the World 2013, The Gambia, 2012年対象、2013年5月公開; <http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/gambia/>; 閲覧日: 2013年7月31日

⁷³ The Point <http://thepoint.gm/>; Senegambian Ethnic Groups: Common Origins and Cultural Affinities Factors and Forces of National Unity, Peace and Stability, 2010年4月22日付; <http://thepoint.gm/africa/gambia/article/senegambian-ethnic-groups-common-origins-and-cultural-affinities-factors-and-forces-of-national-unity> 閲覧日: 2013年8月27日

言語

9.06

CIA World Factbookでは、ガンビアで話されている言語として、英語(公用語)、マンディングゴ語(Mandinka)、ウォロフ語(Wolof)、フーラ語(Fula)、及びその他の土地固有の方言を挙げている。⁷⁴(Gambia, The; People and Society)

9.07

Minority Rights Group Internationalは、その日付けなしのガンビアに関する概観において、以下の様な情報を提供している。

「ガンビアの人々は2つの大きな言語集団からなる。最も多いのは、西大西洋の言語を話すマンディングゴ族(Mandinka)の農業者(総人口の44%を占める)と貿易商である。第二言語ではあるが、マンデ語を話すものとしてはフーラ族(Fula)の田園詩人や、ウォロフ族(Wolof)及びジョラ族(Jola)の耕作人が挙げられる。人々はそれぞれ固有の言語を有しているが、マンディングゴ語(Mandinka)が共通語の役目を果たしており、バンジュール(Banjul)ではウォロフ語(Wolof)がしばしばこの役目を果たしている。英語は公用語である。」⁷⁵

9.08

2010年4月22日にThe Pointが述べたところでは、「ウォロフ語(Wolof)、Peul語、Serere語、マンディングゴ語(Mandinka)、ジョラ語(Jola)及びSarahuli語はガンビアとセネガルの全ての地方で話され、理解されている...」とのことである。⁷⁶

下記の個々の民族集団に関するサブセクションも参照のこと。

[Return to contents](#)

主要な民族集団

9.09

本セクションでは、ガンビアにおける全ての民族集団の包括的な一覧を作成することを目的とはしていないことに留意されたい。

マンディングゴ族

⁷⁴ 米国中央情報局(Central Intelligence Agency)<https://www.cia.gov/index.html>; World Factbook; ガンビア; 軍、最終更新日 2013年8月13日 <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ga.html> 閲覧日: 2013年8月23日

⁷⁵ Minority Rights Group International <http://www.minorityrights.org/>; Gambia Overview; 日付けなし <http://www.minorityrights.org/4153/gambia/gambia-overview.html> 閲覧日: 2013年8月23日

⁷⁶ The Point <http://thepoint.gm/>; Senegambian Ethnic Groups: Common Origins and Cultural Affinities Factors and Forces of National Unity, Peace and Stability, 2010年4月22日付; <http://thepoint.gm/africa/gambia/article/senegambian-ethnic-groups-common-origins-and-cultural-affinities-factors-and-forces-of-national-unity> 閲覧日: 2013年8月27日

9.10

南部バプテスト協議会(Southern Baptist Convention)とつながりのある、Mandinka Peopleと呼ばれるウェブサイトでは、次のように述べている。

「今日では、マンディングゴ族(Mandinka)の95%はイスラム教徒である。ほとんどのマンディングゴ族は、伝統的な田舎の村で家族に関連した屋敷において生活している。マンディングゴ族の村は、首長と年長者の集団によって統率され、ほとんど自立しているとともに自治がなされている。

「学習は伝統的に物語や歌、及びことわざを通じて行われている。西洋教育の影響はごくわずかなものであり、ガンビアやセネガル、及びギニアビサウにおけるローマ字の識字率は総じて極めて低いものである。しかしながら、成年人口の半分以上は地元のアラビア文字を読むことができ、この言語が教えられている、子供のための小さなコーランの学校は非常に数多く存在している...

「ほとんどのマンディングゴ族(Mandinka)は生活の苦しい農家であり、生存の縁に立たされているため、一度の雨の乏しい季節によって飢えと絶望の年がもたらされる。雨季(6月から10月)には、男性は主要な換金作物としてピーナッツを育てる。ピーナッツはまた、MNK[マンディングゴ族]の主要な食物でもある。男性はキビとトウモロコシを、主に家族の消費用として栽培する。女性は田んぼで働き、手で草木の世話をする。これは、非常に大きな労働力を要し、また肉体的にもきつい仕事である。米消費量の50%ほどしか地元の栽培では満たすことはできず、残りはアジアやアメリカから輸入されている。

「農業がマンディングゴ族(Mandinka)における主要な職業である一方で、男性はまた貿易省や肉屋、タクシー運転手、木工職人、金属細工師、兵士、看護師、及び救済機関の改良普及員としても働いている。しかし、95%近くのほとんどの女性は、妻や母親として家に留まっている。」⁷⁷

フーラ族

9.11

Minority Rights Group Internationalは、その日付けなしのガンビアに関する概観において、フーラ族(Fula)について以下のように記している。「セネガル川(Senegal River)上流の地域からの遊牧民であるフーラ族は、Niger-Kordofanian語族の変種を話す。フーラ族はまた、フラニ族(Fulani)やフルベ族(Fulbe)、それにPeul族としても知られている。」⁷⁸

9.12

米国Center for World Mission省のJoshua Projectでは、下記の(日付けなしの)情報が提供されている。「フーラ族の暮らしは牛や羊の群れを中心としている。ガンビアのフラニ族はイスラム教徒であり、

⁷⁷ The Mandinka People <http://www.mandinkapeople.org/>; Who are the Mandinka people?日付けなし <http://www.mandinkapeople.org/index.htm> 閲覧日: 2013年8月23日

⁷⁸ Minority Rights Group International <http://www.minorityrights.org/>; Gambia Overview; 日付けなし <http://www.minorityrights.org/4153/gambia/gambia-overview.html> 閲覧日: 2013年8月23日

ムハンマドの教えに従っている。この民族は、正義や誠実さ、寛容及び忍耐といった善行や道徳に非常に忠実である。⁷⁹

ウォロフ族

9.13

Minority Rights Group Internationalは下記の(日付けなしの)情報を提供している。

「ガンビアにおけるウォロフ族(Wolof)は、サルーム(Saloum)地区の上流及び下流やバンジュール(Banjul)、並びにNianiやSami、Niumi、及びJokaduの北部に主に居住している。ウォロフ(Wolof)語はNiger-Kordofanian語族の北部の亜群に属しており、セネガルとガンビアの国境を超えた商業用言語であるウォロフの社会構成は非常に複雑であり、自由民(freeborn)と低階級(low-caste)民、及び奴隷の3分割された社会に基づいている。多くの現代的なウォロフ族は取引や都市での暮らしに関わっているが、その大多数は農業者であり村で生活をしている。」⁸⁰

[Return to contents](#)

ジョラ族

9.14

Minority Rights Group Internationalは下記の(日付けなしの)情報を提供している。

「ジョラ族(Jola)の大多数は、Bintang Bolonn南部のFoni地域に居住している。ジョラ族(Jola)はガンビアの総人口の10%しか占めていないが、セネガルのカザマンズ(Casamance)地方で大多数を占めるディオラ族(Diola、セネガルにおけるジョラ族の呼称)と非常に近い。この民族の政治的及び社会的な構成は伝統的に村本位であり、下位集団のアイデンティは非常に明白なものである。ジョラ族はガンビア地方に最も古くから居住している人々である可能性がある。」⁸¹

セラフリ族

9.15

Minority Rights Group Internationalは次のような(日付けなしの)情報を提供している。「セラフリ族(Serahuli)はガンビアの最上流部における最も巨大な集団であり、かつては古代Wuli王国が存在してい

⁷⁹ The Joshua Project <http://www.joshuaproject.net/>; People-In-Country Profile; The Gambia; 日付けなし <http://www.joshuaproject.net/people-profile.php?peo3=11772&rog3=GA> 閲覧日: 2013年8月23日

⁸⁰ Minority Rights Group International <http://www.minorityrights.org/>; Gambia Overview; 日付けなし <http://www.minorityrights.org/4153/gambia/gambia-overview.html> 閲覧日: 2013年8月23日

⁸¹ Minority Rights Group International <http://www.minorityrights.org/>; Gambia Overview; 日付けなし <http://www.minorityrights.org/4153/gambia/gambia-overview.html> 閲覧日: 2013年8月23日

た地域に居住している。この民族はマンディンゴ族(Mandinka)とベルベル人(Berber)、及びフルラ族(Fula)の混血である。その大半は農家であり、この地域の貧弱な土壌に束縛されている。」⁸²

アク族

9.16

Minority Rights Group Internationalは下記の(日付けなしの)情報を提供している。「アク族(Aku)はバンジュール(Banjul)内、及びその周辺で暮らしている。そのほとんどがキリスト教徒であるとともに企業や専門職に従事している...西洋の生活様式を受け入れており、キリスト教を容認しシエラ・レオネ(Sierra Leone)や英国で子供を学ばせている。アク族は貿易商として成功し、1945年から独立までの期間に公共行政に入り、ガンビアにおける政府の重要な職の多くを占めた。」⁸³

[Return to contents](#)

10. 性的指向及び性同一性

法律に関する情報

10.01

2013年4月に発表された、米国国務省によるガンビアについての国別報告2012年では、次のように述べられている。「ガンビアの法律では、『著しく猥褻な行為』を公的あるいは私的に冒すか、男性の性労働者として従事するか、あるいは別の男性と実際に性的接触を持った男性に対する刑期は5年から14年と定められている。女性に対して適用される同様の法律は存在しなかった。」⁸⁴(セクション6)。しかしながら、アムネスティ・インターナショナルの2013年6月付けの報告書である「Making love a crime; Criminalization of same-sex conduct in sub-Saharan Africa」では、男性及び女性による同性間での活動はどちらも違法であると述べられている。⁸⁵(77ページ)FCOのHuman Rights and Democracy 2012が、その2013年9月30日の更新版において述べたところでは、女装の罪を犯しているとわかった男性には5年の刑期が与えられる。⁸⁶

⁸² Minority Rights Group International <http://www.minorityrights.org/>; Gambia Overview; 日付けなし <http://www.minorityrights.org/4153/gambia/gambia-overview.html> 閲覧日: 2013年8月23日

⁸³ Minority Rights Group International <http://www.minorityrights.org/>; Gambia Overview; 日付けなし <http://www.minorityrights.org/4153/gambia/gambia-overview.html> 閲覧日: 2013年8月23日

⁸⁴ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

⁸⁵ アムネスティ・インターナショナル <http://www.amnesty.org/> 'Making Love a Crime; Criminalisation of same-sex conduct in Sub-Saharan Africa,' 2013年6月付; <http://www.amnesty.org/en/library/asset/AFR01/001/2013/en/9f2d91b7-bc0e-4ea7-adae-7e51ae0ce36f/afr010012013en.pdf>; 閲覧日: 2013年10月8日

⁸⁶ 外務英連邦省 <https://www.gov.uk/government/organisations/foreign-commonwealth-office> Human Rights and Democracy 2012; Case Study: The Gambia – the death penalty, 2013年9月30日付 <http://www.hrdreport.fco.gov.uk/promoting-british-values/criminal-justice-and-the-rule-of-law/the-death-penalty/case-study-the-gambia-the-death-penalty/> 閲覧日: 2013年10月24日

10.02

International Lesbian and Gay Associationによる2013年5月付けの報告書である「State-Sponsored Homophobia; A World Survey of Laws: Criminalisation, protection and recognition of same-sex love」では、男性同士の性行為を有罪とする関連法を参考として引用している。

「刑法典1965年(Criminal Code 1965)、2005170第144条での改正: 風俗犯罪

「(1)以下に該当するいずれかの者は重罪となり、14年間の禁固刑に処されることとなる。

(a)他の人と自然の摂理に反する交接を持った者。

(b)動物と交接を持った者。

(c)他の者が彼又は彼女と自然の摂理に反する交接を持つことを許可した者。

「(2)本節における『自然の摂理に反する他人との交接』には次のものが含まれる。

(a)その人物の肛門あるいは口を介したその人物との交接

(b)性行為の模倣を目的としてその人物の陰門あるいは肛門に何らかの物体を挿入すること。

(c)その人物とその他の同性愛行為に及ぶこと。⁸⁷

10.03

日付けなしの(定期的に更新される)英国政府のウェブサイトにおけるガンビアへ旅行する英国国民のための海外旅行に関するアドバイスでは、2013年9月1日に閲覧したところ、ガンビアにおける固有の法律及び慣習についての以下の情報が提供されていた。

「ガンビアでは、LGBT(訳注: lesbian, gay, bisexual, and transgender。女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーを指す略語)に対する寛容はゼロである。特別に同性愛を扱っている法律は存在していないが、ガンビア刑法典(Gambian Criminal Code)では、『自然の摂理に反して』他人と『交接』を持つか、あるいは持とうと試みた人物は有罪であり14年間の禁固刑に処される、と定められている。全ての民間人は、こうした犯罪者を逮捕する権利を有する...ガンビアの法律では、男性の女装行為は5年間の刑期付きの犯罪とされている。」⁸⁸

10.04

ILGAの2013年の報告書では、そのセクション「Refugee Context Considered」において次のように述べている。このセクションは、シドニー工科大学の法律学教授であるJenni Millbankとロンドン大学Birkbeck College School of Lawの法律学講師であるEddie Bruce-Jonesによって書かれたものである。

⁸⁷ International Lesbian and Gay Association <http://ilga.org/>; State-Sponsored Homophobia; A World Survey of Laws: Criminalisation, protection and recognition of same-sex love, 2013年5月付;

http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2013.pdf; 閲覧日: 2013年10月8日

⁸⁸ GOV.UK <https://www.gov.uk/>; Foreign travel advice; Gambia; Local laws and customs, 2013年10月更新

<https://www.gov.uk/foreign-travel-advice/gambia/local-laws-and-customs> 閲覧日: 2013年10月11日

「同性間の行為の犯罪化は、様々な迫害の危険性に関する裁定に関係する可能性がある。国家による刑事制裁の賦課は、それ自体として迫害を構成する可能性がある(国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 2002; 2008)男性同士の性行為を禁じる刑法によって、正式に施行されたものであろうとなかろうと、性的少数の弱者は国内及び国外双方の関係者の手によって強要や搾取、またその他の形式の虐待を受けることになる。このような刑法では、同性愛嫌悪者の暴行の犠牲者が支援を求めて受けることができなくなることにより、計画的に国家の保護が不足することとなる。さらには、この種の刑法は強制的なものであろうとなかろうと、LGBTI(訳注：女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー、インターセックスを指す略語)の人々を公の手段によって非難することにより、迫害が行われる環境を招くことになる。しかしながら、犯罪の禁止の欠如やその取消によって無条件に反対の提案を制定することになるわけではない。同性による性的行為に関する明示的な犯罪化が不足していることによって、LGBTIの人々が過度の暴力にさらされなくなるわけではない。犯罪化の欠乏は、迫害の危険性の欠乏及び／又は国家による保護の妥当性を示してはいない。男性同士の性行為の合法性に関する問題は一つの要素に過ぎず、これだけでは性的指向に基づく迫害の危険性に関する問題への答えとはならない。」⁸⁹(10ページ)

10.05

出身国情報局では、執筆時点(2013年10月)において性転換者及び両性者に関する法律についての情報を見つけることはできなかった。

[Return to contents](#)

国家当局による扱い、及び国家当局の姿勢

10.06

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、その「2013 Hall of Shame」を2013年5月17日付けの記事において引用した。これには、「Hall of Shame」も含まれる。

「ガンビアの大統領であるヤヤ・ジャメ(Yahya Jammeh)の、その同性愛嫌悪に関する辛辣な批評と男性同性愛者に対する法律の推進について。(2013年)3月のバンジュール(Banjul)におけるガンビア議会の開会において、ジャメはガンビアのLGBTに対して厳しい警告を与えた。『この国において同性愛的行為で有罪となれば、犯罪者に一切の救いはないだろう』。同性愛的行為は『神に背き、人道に背き、そして文明に背くもの』であると主張し、ジャメはガンビアにおける全ての男性同性愛者に対して脅迫を行った。『ガンビアでは同性愛者は受け入れられない。もし捕まれば、生まれてきたことを公開することになるだろう。』と、ジャメの同性愛嫌悪は強固なものである。2008年に、彼は同性愛行為に関して『イランよりも厳しい法律』を約束し、またガンビアで見つかったLGBTの『首を切り落とす』ことも約束した。2012年には、20名が『風俗犯罪』を犯したとして罪に問われたが、証拠不十分のために無罪となった。」⁹⁰

⁸⁹ International Lesbian and Gay Association <http://ilga.org/>; State-Sponsored Homophobia; A World Survey of Laws: Criminalisation, protection and recognition of same-sex love, 2013年5月付;

http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2013.pdf; 閲覧日: 2013年10月8日

⁹⁰ ヒューマン・ライツ・ウォッチ <http://www.hrw.org/>; LGBT Rights: The 2013_Hall of Shame, 2013年5月17日付 <http://www.hrw.org/news/2013/05/17/lgbt-rights-2013-hall-shame> 閲覧日: 2013年8月22日

10.07

2013年4月に発表された、米国国務省の2012年国別報告では、以下のように述べられている。「2011年1月の軍隊の士官に向けた演説において、ジャメ(Jammeh)大統領は『男性同性愛者や妨害工作をする者がいない』プロの軍隊が欲しいと述べた。』」⁹¹(セクション6)

10.08

米国国務省による報告書では以下のように述べられている。

「差別禁止法は複数存在していたが、LGBTの個人に対して適用されてはいなかった。

「(2012年)4月6日に、警察は18名の男性と2名の女性を、Kololiの村での観光者のための踊りの儀式において同性愛的な性行為を行った疑いがあるとして逮捕した。この集団のメンバーは主にガンビア人であったが、ナイジェリア人やセネガル人も含まれていた。伝えられるところによれば、問題となった踊りには女装をした男性が関わっており、警察はこの集団を『風俗犯罪』及び『重罪を犯す陰謀』の嫌疑にかけたが、全員が無実であると抗弁した。当局はこの集団を2週間にわたって拘束し、後にそれぞれに対して10万ダラシ(Dalasi, \$2,940)の保釈金を課した。数週間にわたって続いた裁判の後、(2012年)8月1日に、国は証拠が不足しているとして嫌疑を取り下げた。⁹²

10.09

出身国情報局では、執筆時点(2013年9月)において、女性同性愛者や両性愛者、性転換者あるいは両性者に対する国家の扱いについての具体的な情報を見つけることはできなかった。

一般的なガンビアにおける女性の立場に関する情報については、女性に関するセクションを参照のこと。

[Return to contents](#)

社会の扱い及び姿勢

10.10

米国国務省による2012年国別報告では、以下のように記している。「LGBT個人に対する強い社会的な差別が存在しており、ジャメ(Jammeh)大統領による声明とOperation Bulldozerと名付けられた、犯罪者だけでなく男性同性愛者に向けた厳しい罰則を実施することを目的とした法律の施行によって、この差別はさらに強められている。この国にはLGBTの組織は存在していなかった。」⁹³(セクション6)

⁹¹ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

⁹² 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

⁹³ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

10.11

無料の報道配布サービスであるPR Logは2012年8月1日付けの記事において、同性愛者であるという疑いをかけられた人々の裁判の影響について(この裁判は証拠が不足しているとして失敗に終わったのだが)、以下のように批評している。

「...被告人は、その写真が名前付きで公開されてしまったために、未だに同性愛者として『暴露』された汚名を抱えている。これによって、一般社会だけでなく、被告人によって自身の名誉が傷つけられたと感じている被告人の家族のなかからも報復が行われている。加えて、ガンビアでは同性愛は許容されていないため、私は被告人が言葉による虐待を受けたり忌避されたりしていることを知らされた。被告人の中には、**gorr jigeen**[ガンビアにおける同性愛者に対する蔑称]と呼ばれた者さえおり、同性愛を商売にしていると言われた者もいる。」

「『裁判は終わった』と結果に安堵しても、被告人を取り巻く状況は悲惨なものである。公に『目印をつけられ』たために、ガンビアにおいて2度と同じような暮らしを送ることはできないのである。実際、ある被告人の両親は—彼が男性同性愛者だと知っているにもかかわらず—現在では彼に女性と結婚させて、家族の名誉を取り戻そうとしており、また彼に自分の行いを悔やんでいると示させようとしているが、これは当然彼にとっては耐え難いものである。このことと裁判が知れ渡ったことにより、彼は『ガンビアを出ていかなければならない』と感じている。⁹⁴

先の、国家当局による扱い、及び国家当局の姿勢に関するサブセクションも参照のこと。

10.12

出身国情報局では、執筆時点(2013年9月)において、女性同性愛者や両性愛者、性転換者あるいは両性者に対する社会の扱いについての具体的な情報を見つけることはできなかった。

一般的なガンビアにおける女性の立場に関する情報については、女性に関するセクションを参照のこと。

[Return to contents](#)

11. 障害

法的課題

11.01

2013年4月に発表された、2012年米国国務省人権に関する国別報告では、以下のように述べられている。

⁹⁴ PR Log <http://www.prlog.org/>; LGBT Advocate remarks on the devastation in the wake of failed Gambian trial, 2012年8月1日付 <http://www.prlog.org/11940074-lgbt-advocate-remarks-on-the-devastation-in-the-wake-of-failed-gambian-trial.html> 閲覧日: 2013年8月22日

「ガンビアの憲法では、障害者について、特にその公共医療サービスや教育、及び雇用の利用に関して、差別あるいは搾取を禁じており、こうした規定は有効に実施されていた。飛行機での旅行やその他の交通機関の利用については特に言及されていない。障害者のために建物の利用を確保する法律は存在しておらず、この国において障害者が利用しやすい建物はごくわずかであった。憲法と法律のどちらにおいても、身体的、知覚的、知的、あるいは精神的な障害をかけた人に対する差別は明示的には禁止されていない。この法律ではまた、障害者が含まれる訴訟手続においてその障害を考慮に入れることを義務付けている。障害者が情報やコミュニケーションを利用する権利を有していることを確保するための法律や計画は存在していなかった。⁹⁵

11.02

しかしながら、ガンビアのニュースウェブサイトであるDaily Observerでは、2013年7月4日において次のような報告を行った。

「ガンビアの立法者は月曜日に、バンジュール(Banjul)の国民議会(National Assembly Chambers)において、障害者の権利に関する協定と選択議定書(Convention on the Rights of Persons with Disability and Optional Protocol)を検討し、満場一致で批准した。この動きは多くの者にとって、国家がその運動に対する献身を改めたという表明であると見なされた。

「この協定は、明示的かつ社会的な開発の規模を備えた人権に関する文書となることを目的としている。障害者の多岐にわたる分類が採用されており、全ての種類の障害を抱えた人々が、あらゆる人権と基礎的な自由を享受しなくてはならないということが再確認されている。」⁹⁶

[Return to contents](#)

障害者の扱い

11.03

2013年4月に発表された、2012年米国国務省人権に関する国別報告では、以下のように述べられている。「重度の障害を抱えた人は、差別を経験するとともに民間の慈善事業を主に通じて生活していた。障害の軽い人ほど受ける差別は弱まったが、こうした差別には障害者が肉体的にも精神的にも可能である職業にも及んでいた。⁹⁷

11.04

ガンビアのニュースウェブサイトであるThe Pointは、2013年2月13日に次のような報告を行った。

⁹⁵ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

⁹⁶ Daily Observer <http://observer.gm/>; Lawmakers ratify Convention on rights of persons with disability, 2013年7月4日付 <http://observer.gm/africa/gambia/article/lawmakers-ratify-convention-on-rights-of-persons-with-disability> 閲覧日: 2013年8月27日

⁹⁷ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

「障害者はこの社会における社会参加の多くの面で不利益を被っている...ある種の障害などの影響を受けている人々が、多くの地域において差別や社会的疎外に直面しているのは事実である...障害者の大半は国家の開発活動にほとんど関わることができていない。例として、ほとんどのタクシー運転手による車椅子生活者への態度が挙げられる。運転手にとってこうした人々を拾うことは時間の無駄になってしまうと考えているために、その態度は酷いものである。ある国家インフラの利用は、何らかの形で障害の影響を受けている人々にとって実質的に不可能なものである。我々の社会におけるこうした重要な部分は、特に田舎においては、何年間も除外されて生きている。そこでは、他の国では得られるような社会保障支援の形式による政府の支援ではなく、家族だけでこうした人々の世話をするという重荷を背負っている。田舎では、障害を抱えて生活をしている人々のための学校において適切な学習施設が不足しているために、その状況はより酷いものとなっており、障害者の潜在能力は活かされていないままである。活動家や障害者団体が障害者に対する差別に取り組もうと努力しているにもかかわらず、学習障害や歩行障害、聴覚障害を抱えたひとの多くは未だに庁舎や娯楽施設、並びに公共交通機関のいくつかをほとんど利用することができていない。⁹⁸

11.05

The Pointは2011年8月19日の記事で更に以下の様な報告を行っている。

「特別な支援を必要としている子供達の妨げとなる問題には、障害を抱えた子供に対して教育サービスを提供する、公式の特別な教材センターが不十分であることが挙げられる。特別支援学校は全て、KMC[Kanifing市議会]やWCR[西海岸地域]の都市部及び半都市部に位置している。他の問題としては、適切な配置を特別に必要としている子供の認定と評価といった、重要なサービスが利用できないことがあげられる。また、特別な支援を必要としている子供を扱う教師のための訓練が不十分であること、又は全く専門化されていない訓練が行われていることもあげられる。⁹⁹

11.06

West Africa Democracy Radio(WADR)は、2012年6月16日に以下のような報告を行った。

「...西アフリカで子どもとその地域を相手に活動しているPlan [Plan International、子供救援組織]は、障害を抱えた子供とその家族が、基本的人権を享受し社会に参加するうえで絶えず妨害を経験していると述べた。

『西アフリカでは、障害を抱えた子供及びその家族は差別を受け続けており、その基本的人権を十分に享受することが未だにできてはいない。こうした汚名によって、障害を抱えた子供の多くはその両

⁹⁸ The Point <http://thepoint.gm/>; Social inclusion of persons with disabilities, 2012年2月13日付
<http://thepoint.gm/africa/gambia/article/social-inclusion-of-persons-with-disabilities> 閲覧日: 2013年8月27日

⁹⁹ The Point <http://thepoint.gm/>; Special needs children needs special treatment, 2011年8月19日付
<http://thepoint.gm/africa/gambia/article/special-needs-children-needs-special-treatment> 閲覧日: 27 August 2013年8月27日

親によって社会から見捨てられるか隠されてしまっている。擁護と活動の観点から行われている取り組みがあるにも関わらず、』と、子供の人権及び養成の機関は述べた。

「Plan Internationalはさらに、障害を抱えた子供とその家族の能力が『見過ごされており、そのニーズの優先順位は低くなっており、その可能性が過少評価されている。』と述べた」¹⁰⁰

[Return to contents](#)

支援

11.07

2013年4月に発表された、2012年米国国務省人権に関する国別報告では、以下のように述べられている。

「社会福祉局は障害者の権利を保護する責任を負っており、視覚障害者のためのガンビア組織及び聴覚障害及び視覚障害者のための学校と連携して働き、障害を抱えた子どもの教育に対する支援を行うとともに、関連技能の促進を行っていた。また、この局は国際的な寄贈者とともに活動し、何名かの障害者に対して車いすを支給した。いくつかのNGOは、障害者の権利に対する認識を向上させようとしており、スポーツや他の身体的活動への障害者の参加を奨励した。NHRU[国家人権部隊(National Human Rights Unit)]は特に、障害を抱えた女性の権利を促進しようとしていた。障害者は選挙日の投票所を優先的に利用できるようにされていた。」¹⁰¹

11.08

障害者のためのガンビア連盟(Gambia Federation for the Disabled)は、そのウェブサイトにおいて以下の様な(日付けなしの)情報を提供していた(閲覧日: 2013年8月27日)。

「障害者のためのガンビア連盟(GFD)は、障害部門を代表し、障害者のための組織(DPOs: Disabled Peoples Organisations)及び障害者(PWDs: People With Disabilities)の全てを団結させる包括的組織である。GFDはDPOsによって設立されており、その設立の歴史は1990年代初期にまで遡る。その設立の目的は、PWDの促進、保護、及び権利拡張を擁護し、また障害者の生活環境を向上させようとする障害部門による活動を奨励し、支援し、また監視することである。

「その会員には現在、8つのDPO、すなわち、Gambia Association of the Physically Disabled (GAPD)、Gambia Organisation of the Visually Impaired (GOVI)、Gambia Association of the Deaf and Hard Of Hearing (GADHOH)、National Union of the Disabled Youth (NUDY)、Gambia Organisation for the Learning Difficulties (GOLD)、Rural Support Organisation for the Disabled (RSOD)、Association for

¹⁰⁰ West Africa Democracy Radio (WADR) <http://www.wadr.org/en/site/>; Urgent need to break barriers for children with disabilities, 2012年6月16日付 http://wadr.org/en/site/news_en/3805/Urgent-need-to-break-barriers-for-children-with-disabilities.htm 閲覧日: 2013年8月27日

¹⁰¹ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

the Mentally Disabled Gambians (AMDG)、及びGambia National Paralympics Committee (GNPC)が含まれている。」¹⁰²(About us)

11.09

2013年4月25日にDaily Observerは下記のように伝えた。

「新規に設立された障害者雇用サービス(DES: Disability Employment Services)は、雇用機会を容易にすることを通じてこの国における障害者の福祉を強めるとともに促進するための用意を整えている。このプロジェクトの目的には、障害者を雇用者と直接的に結びつけるための仕組みを生み出すこと、及び雇用機会を創出しやすくすることが含まれている。また、認識を向上させることや、政策を活用して障害者の福祉を高めることも目的としている。

「そのプロジェクト職員であるTheresa Colleyが、火曜日の午後にKanifingにおける彼女のオフィスでのインタビューにおいてDaily Observerに対して話したことによれば、設立以来、障害者のためのガンビア連盟(GFD: Gambia Federation of Disabled)傘下の構想であるDESは1,800人以上の障害者を登録した。Colleyは、登録者は3つの組織に属していることを明らかにした。すなわち、The Gambia Association of Physically Disabled (GAPD)、The Gambia Association of Visually Impaired (GOVI)及びThe Gambia Association of the Deaf and Hard of Hearing (GADHOH)、である。」¹⁰³
 公共医療及び精神衛生のケアの情報については、[医療の課題](#)に関するセクションも参照のこと。

[Return to contents](#)

12. 女性

法的権利

12.01

ガンビアは女子差別撤廃条約(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women、CEDAW)に1980年7月29日に署名し、その後1993年4月16日にこの条約を批准した。¹⁰⁴ CEDAW委員会による直近の報告は2005年になされており、国連人権高等弁務官事務所(Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights、OHCHR)のウェブサイトには置かれている。¹⁰⁵

¹⁰² Gambia Federation of the Disabled <http://gfdgambia.weebly.com/>; About us, 日付けなし
<http://gfdgambia.weebly.com/about-us.html>; 閲覧日: 2013年8月11日

¹⁰³ Daily Observer <http://observer.gm/>; DES poised to promote welfare of persons with disabilities, 2013年4月25日付
<http://observer.gm/africa/gambia/article/des-poised-to-promote-welfare-of-persons-with-disabilities>
 閲覧日: 2013年8月27日

¹⁰⁴ United Nations <http://www.un.org/>; 女子差別撤廃条約(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women) http://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtmsg_no=IV-8&chapter=4&lang=en 閲覧日: 2013年9月12日付

¹⁰⁵ Office of the High Commissioner for Human Rights <http://www.ohchr.org/EN/Pages/WelcmePage.aspx>; Gambia <http://www.ohchr.org/EN/countries/AfricaRegion/Pages/GMIndex.aspx> 閲覧日: 2013年9月12日

12.02

しかしながら、日付けなしの社会制度とジェンダー指数2012年(SIGI 2012)では、2011年11月までに公開された情報源に基づく、ガンビアは女性に対する暴力に関するCEADWの選択議定書を批准していないと記されている。¹⁰⁶(背景) 2012年付けのGAMCOTRAPの調査結果報告書である、「Gender in The Gambia in Retrospect and Prospect」では、「このことは、2010年4月に女性に関する法令(Women's Act)が最近採択されたことさえ、政治的表現、女性の人権、所有資格、及び家庭内暴力からの女性の保護に関する限りでは、男女の平等に関するそのレトリックの補強においてほとんど役に立たない可能性がある、ということの意味している。」¹⁰⁷(4～5ページ)

12.03

SIGI 2012は次のように付け加えている。

「また、この国はアフリカの女性の権利に関するアフリカ人権憲章議定書を批准している。女性の地位向上のための国家政策が1999年に実施されており、また国家女性評議会が政府に対して女性の権利に関係する全ての問題について助言を行っている。2010年に、Ministry of Women's Affairs of Gambiaは、貧困の撲滅を通じた全体的な政府戦略を向上させるという国家開発目標に不可欠なものとしてGambia National Gender Policy 2010-2020を作成した。」¹⁰⁸(背景)

12.04

社会制度とジェンダー指数2012年は、以下のように述べている。「女性の移動の自由に対する法的な規制は一切報告されていない。夫や家族によって課される女性の移動の自由に関する日常的な規制についてのデータは入手できない。」¹⁰⁹(Restricted Civil Liberties)

12.05

2013年4月19日に発表された、2012年米国国務省人権に関する国別報告では、ガンビアについて以下のように述べられている。「憲法では、人種や宗教、性別、障害、言語、あるいは社会的な地位に基づく差別は禁じられており、政府はこうした禁止令を広く実施していた。しかしながら、女性に対する差別は問題となったままであった。」¹¹⁰(セクション6)

¹⁰⁶ 社会制度とジェンダー指数 2012年 <http://genderindex.org/>; Gambia, The <http://genderindex.org/country/gambia> 閲覧日: 2013年9月12日

¹⁰⁷ GAMCOTRAP <http://www.gamcotrap.gm/content/index.php>; GAMCOTRAP Working Paper No.1; Gender in The Gambia in Retrospect and Prospect, 2012年付

http://www.gamcotrap.gm/content/images/stories/documents/Chant_Touray.pdf 閲覧日: 2013年8月5日

¹⁰⁸ 社会制度とジェンダー指数 2012年 <http://genderindex.org/>; Gambia, The <http://genderindex.org/country/gambia> 閲覧日: 2013年7月30日

¹⁰⁹ 社会制度とジェンダー指数 2012年 <http://genderindex.org/>; Gambia, The <http://genderindex.org/country/gambia> 閲覧日: 2013年7月30日

¹¹⁰ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

12.06

SIGI 2012は以下のように記している。

「男女の不平等は、ガンビアの社会の多くの女性や男性に当然のものとして受け入れられている。女性がガンビアの社会において占める地位は非常に低いが、これは部分的にはシャリーア(Sharia)及び慣習法がこの国の法典に組み込まれているためであり、結婚や肉体的な完全性、及び相続や所有に関する権利に関する問題において差別的な慣習が正式に記録されている。女性器切除(FGM)の犯罪化することに、あるいはこの慣習を広く非難することに政府が失敗したことは、こうした女性に対する暴力をより一般的に扱う法律が不足しているということであるため、とりわけ厄介なものである。現在の法律における差別的な条項の大半を廃止し家庭内暴力を扱う、いわゆる『女性に関する法案』は2007年以来検討中となっている。」¹¹¹

家族及び個人に関する法律、女性器の切除及び切断、並びに家庭内暴力についてのサブセクションを参照のこと。

[Return to contents](#)

家族及び個人に関する法律

12.07

社会制度とジェンダー指数2012年は、以下のように述べている。「ガンビアの憲法のもとでは、女性に対して性別による差別からの保護が与えられているものの、養子縁組や結婚、離婚、埋葬、死亡時における所有物の法定移転、あるいは個人に関する法律におけるその他の問題についての法律によって、例外が作られている。家族法については、4つの異なった法制度が実施されており、またそれらは1997年の憲法の第7条—市民、慣習、キリスト教徒及びシャリーア(Sharia)—において認められている。その人口の大多数(90%以上)はイスラム教徒であるため、シャリーア法の司法権のもとに置かれている。」¹¹²(Discriminatory Family Code)

12.08

Freedom Houseによる「Freedom in the World 2013」報告書では、「シャリーア(Sharia)の家族法及び相続に関する条項によって女性の権利が制限されている。」と述べられている。¹¹³

12.09

さらなる情報は、社会制度とジェンダー指数2012年において見つけることができる(Discriminatory Family Code)。

¹¹¹ 社会制度とジェンダー指数 2012年 <http://genderindex.org/>; Gambia, The; 日付けなし
<http://genderindex.org/country/gambia> 閲覧日: 2013年7月30日

¹¹² 社会制度とジェンダー指数 2012年 <http://genderindex.org/>; **Gambia, The** <http://genderindex.org/country/gambia> 閲覧日: 2013年7月30日

¹¹³ Freedom House <http://www.freedomhouse.org/>; Freedom in the World 2013, Gambia, The; 2012年対象、2013年5月公開; <http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/gambia>; 閲覧日: 2013年7月31日

下記の結婚及び離婚に関するサブセクションを参照のこと。

[Return to contents](#)

政治的権利

12.10

2012年を対象として2013年5月に発表されたFreedom HouseのFreedom in the World 2013報告書では、「副大統領及び閣僚の何名かは女性であるが、国民議会に53席ある議席には4名の女性しか存在していない。」¹¹⁴ 2013年4月19日に発表された、米国国務省のガンビアについての人権に関する国別報告では以下のように記されている。「...3名[の女性]が[国民議会に]選出され、また大統領が1名を指名した。本年(2012年)の終わりには、副大統領を含む18名の閣僚のうちで6名が女性であった。」¹¹⁵(セクション3: Participation of Women and Minorities)

12.11

政治における女性の関わりについてのさらなる情報は、社会制度とジェンダー指数2012年において入手可能である¹¹⁶(Restricted civil liberties)。

[Return to contents](#)

社会的及び経済的権利

教育及び雇用への参加の権利

12.12

Freedom Houseの報告書である、「Freedom in the World 2013」(2012年対象、2013年5月発表)では、次のように述べられている。「女性が高等教育及び雇用を受けられる機会は、男性と比べると少ない。」¹¹⁷

12.13

2013年4月19日に発表された、米国国務省による人権に関する国別報告2012年は、以下のように述べている。「正式な部門における就労は女性に対しても男性と同じ定額給率で開かれており、その他の就労や信用販売の利用、あるいは事業の所有と管理において法令に定められた差別は存在していない。

¹¹⁴ Freedom House <http://www.freedomhouse.org/>; Freedom in the World 2013, Gambia, The; 2012年対象、2013年5月公開; <http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/gambia>; 閲覧日: 2013年7月31日

¹¹⁵ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

¹¹⁶ 社会制度とジェンダー指数 2012年 <http://genderindex.org/>; **Gambia, The** <http://genderindex.org/country/gambia> 閲覧日: 2013年7月30日

¹¹⁷ Freedom House <http://www.freedomhouse.org/>; Freedom in the World 2013, Gambia, The; 2012年対象、2013年5月公開; <http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/gambia> 閲覧日: 2013年7月31日

ただし、社会的な差別はいまだに残っており、女性は一般的に食品販売や自給自足農業のような職業において雇用されていた。」¹¹⁸(セクション6)

土地所有権に関するセクションも参照のこと。

12.14

女性が有する就労に参加する権利についての情報は、社会制度とジェンダー指数2012年において入手可能である¹¹⁹(Restricted civil liberties)

結婚及び離婚

法的な立場

12.15

2013年4月19日に発表された、2012年米国国務省人権に関する国別報告では、以下のように述べられている。

「シャリーア(Sharia、イスラム法)は、ガンビアの総人口の90%以上を占めるイスラム教徒の結婚や離婚、並びに相続に関する訴訟に適用される。通常、相続において配分される資産のうち、女性が受け取る割合は男性に比べると低い。それぞれの教会やOffice of the Attorney Generalは、キリスト教徒に影響する市民の結婚や離婚の問題を解決していた。

「結婚はしばしば調停されており、また民族集団によっては一夫多妻制が実施されていた。一夫多妻制の結婚における女性は、所有権や結婚にもなまって生じるその他の権利に関する問題を抱えていた。また、離婚をするという選択肢を持っていたが、彼女たちの夫による後の結婚を否認したり、その結婚を事前に知らされたりするための法的な権利は有していなかった。副大統領室下における女性に関する局では、女性の法的権利を補償するための計画を監視している。活動的な女性の権利団体が存在していた。」¹²⁰(セクション6; Women)

家族及び個人に関する法律についてのサブセクションを参照のこと。

[Return to contents](#)

結婚

¹¹⁸ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

¹¹⁹ 社会制度とジェンダー指数 2012年 <http://genderindex.org/>; **Gambia, The** <http://genderindex.org/country/gambia> 閲覧日: 2013年7月30日

¹²⁰ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

12.16

社会制度とジェンダー指数2012年では、以下のように述べられている。「一夫多妻制はシャリーア (Sharia)のもとで許されており、いくつかの民族集団において実施されている。イスラム教徒の男性は4人までの妻を娶ることができる...」¹²¹(Discriminatory Family Code)

12.17

ガンビアに関する情報を目的として設立されたウェブサイトであるAccess Gambiaは、以下のような(日付けなしの)情報を提供している。

「また、一夫多妻制が実施されており、とりわけ内地においては4人までの妻を持った男性を見つけることは珍しいことではない(Jabarr, wife)。多くの地元民にとって、これは居住する地元地域における名声と地位の証であると思われる。しかしながら、4名の妻を持つというこの習慣はKombos(西海岸)の中流階級においてはあまり見られなくなってきており、その代わりに2名の妻を持つ男性を見かけることのほうが多くなってきている。」¹²²(Gambian Muslims and Islamic Practices)

12.18

2012年付けのGAMCOTRAPの調査結果報告書である、「Gender in The Gambia in Retrospect and Prospect」では、一夫多妻婚の妻の50%程度が15歳から34歳の間であり、「時が立つにつれて男性はより若い女性と結婚する傾向が見られる。」¹²³(42ページ)

子供—強制結婚及び児童結婚についてのサブセクションも参照のこと。

12.19

Access Gambiaはまた、次のように述べている。「結婚式は、特に2番目あるいは3番目の妻の場合には、主として2つの家族に間における取り決めであり、個人同士のものではないが、今日ではこの国の大半において結婚をするカップルは考慮され、それぞれの願いが尊重されている。しかしながら、社会集団において結婚には非常に重きが置かれている。」¹²⁴(Weddings in Gambia; Further reading)

12.20

Access Gambiaはさらに、次のように述べている。

¹²¹ 社会制度とジェンダー指数 2012年 <http://genderindex.org/> ; **Gambia, The** <http://genderindex.org/country/gambia> 閲覧日: 2013年7月30日

¹²² Access Gambia <http://www.accessgambia.com/> ; Weddings in Gambia, 日付けなし <http://www.accessgambia.com/information/weddings.html> 閲覧日: 2013年8月5日

¹²³ GAMCOTRAP <http://www.gamcotrap.gm/content/index.php>; GAMCOTRAP Working Paper No.1; Gender in The Gambia in Retrospect and Prospect, 2012年付 http://www.gamcotrap.gm/content/images/stories/documents/Chant_Touray.pdf 閲覧日: 2013年8月5日

¹²⁴ Access Gambia <http://www.accessgambia.com/> ; Weddings in Gambia, 日付けなし <http://www.accessgambia.com/information/weddings.html> 閲覧日: 2013年8月5日

「結婚は、新郎及び新婦が国外にあり、この問題とは異なる大陸で暮らしている場合でさえも結婚が執り行われることがあることには注意すべきである。さらに、その結婚日の一週間以内になって簡単に告知されるだけというように、実質的に婚約期間は存在していないのだが、取り決めは1週間か2週間前から行われているのである。

「もしキリスト教徒の女性とイスラム教徒の男性が結婚することになると、モスクでの儀式と、登記所でバンジュール(Banjul)において民事婚が行われることがあるかも知れない。」¹²⁵(Weddings in Gambia)

[Return to contents](#)

離婚

12.21

社会制度とジェンダー指数2012年は、「シャリーア(Sharia)法のもとでは、男性は思いのままにその妻と離婚する権利を有しているが、女性には同様の権利は与えられていない。」と述べている。

¹²⁶(Discriminatory Family Code)

12.22

2013年4月19日に発表された、米国国務省による人権に関する国別報告2012年では、「[女性は]また、離婚をするという選択肢を有しているが、彼女たちの夫による後の結婚を否認したり、その結婚を事前に知らされたりするための法的な権利は一切有していなかった。」¹²⁷(セクション6; Women)

12.23

Access Gambiaでは、離婚の手続きに関する情報を提供している:

<http://www.accessgambia.com/information/weddings.html> ¹²⁸ (Weddings in Gambia)

家族及び個人に関する法律、並びに強制結婚及び児童結婚についてのサブセクションを参照のこと。

女性に対する暴力

家庭内暴力

12.24

¹²⁵ Access Gambia <http://www.accessgambia.com/>; Weddings in Gambia, 日付けなし

<http://www.accessgambia.com/information/weddings.html> 閲覧日: 2013年8月5日

¹²⁶ 社会制度とジェンダー指数(Social Institutions and Gender Index)<http://genderindex.org/>; 社会制度とジェンダー指数2012年; Gambia, The; 日付けなし <http://genderindex.org/country/gambia> 閲覧日: 2013年7月30日

¹²⁷ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開;

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

¹²⁸ Access Gambia <http://www.accessgambia.com/>; Weddings in Gambia, 日付けなし

<http://www.accessgambia.com/information/weddings.html> 閲覧日: 2013年8月5日

社会制度とジェンダー指数2012年では、以下のように述べられている。「家庭内暴力を取り扱う特定の法律は存在していないが、これは強姦や配偶者による強姦、及び暴行を禁止する法律によって告訴することができ、民法のもとでは離婚の理由になると考えられている。(事例が報告されている場合においても)家庭内暴力の割合に関する数値は存在していないが、きわめてよくあるものと考えられている。警察が調査を行うことはめったにないが、これは家庭内暴力が家庭の問題として扱われているからである。」¹²⁹(Restricted Physical Integrity)

12.25

2013年4月19日に発表された。米国国務省による人権に関する国別報告2012年では以下のように述べられている。「法律では、女性に対する暴力はどのようなものであれ禁じられているが、家庭内暴力が問題となっていた。家庭内暴力は社会的な不名誉のせいで実際よりも少なく報告されており、また家族の年長者が事件を解決していた。

「(2012年)1月から10月の間に、社会福祉局の職員は375件を越える家庭内暴力を記録したが、これらには子どもや女性、これらは暴力の事例に加えて、父性及び保護者による事例も含まれていた。例えば、(2012年)2月14日には、バンジュール(Banjul)の特別刑事裁判所(Special Criminal Court)において Bakalarr村の81歳のSheriff Aba Hyderaに対して、2010年にその妻を射殺したことで有罪の判決が為され、死刑が宣告された。Hyderaは、彼の妻が彼の庭に対して彼女が行っていた世話について怒ったのだと述べ、また彼女を殺害したことを一切後悔していないと述べた。(2012年)7月30日に、Kantong Kunda村のLibelley Ceesayがその妻を鋏で殴打し、死に至らしめたとして逮捕された。警察は、Ceesayが彼の2人の妻とわけようとしていた一袋の米をめぐる争いの最中にこの事件が起きたと述べた。彼の裁判は本年度末においても係争中であった。¹³⁰(セクション6; 女性)

12.26

家庭内暴力に関するさらなる情報は、GAMCOTRAPによるGender in The Gambia in Retrospect and Prospectにおいて見つけることができる。¹³¹(2012年付、46ページ)

[Return to contents](#)

強姦

12.27

2013年4月19日に発表された、2012年米国国務省人権に関する国別報告では、以下のように述べられている。

¹²⁹ 社会制度とジェンダー指数(Social Institutions and Gender Index) <http://genderindex.org/>; 社会制度とジェンダー指数2012年; Gambia, The; 日付けなし <http://genderindex.org/country/gambia> 閲覧日: 2013年7月30日

¹³⁰ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

¹³¹ GAMCOTRAP <http://www.gamcotrap.gm/content/index.php>; GAMCOTRAP Working Paper No.1; Gender in The Gambia in Retrospect and Prospect, 2012年付 http://www.gamcotrap.gm/content/images/stories/documents/Chant_Touray.pdf 閲覧日: 2013年8月5日

「強姦に対する罰則は終身刑であるが、配偶者による強姦を含む強姦は、一般的な問題となっていた。強姦未遂に対する最高刑は7年間の禁固刑である。この年(2012年)に警察に報告された強姦事件の少なくとも6件が起訴され、ほとんどの起訴が有罪判決となった。配偶者による強姦に対する法律を有効に施行することは困難であったが、これは多くの人々が配偶者による強姦を犯罪とは考えておらず、報告を行わなかったためである。一般的に警察は、配偶者による強姦の報告をその司法管轄外における家庭内の問題であると考えていた。」¹³²(セクション6; Women)

セクシャルハラスメント

12.28

2013年4月19日に発表された、米国国務省による人権に関する国別報告2012年では以下のように述べられている。「法律ではセクシャルハラスメントは禁じられており、違反者には1年間の実刑が与えられる。本年(2012年)には報告された事例は存在していないが、セクシャルハラスメントは継続中の問題となっていた。」¹³³(セクション6)

NGOによる支援

12.29

2013年4月19日に発表された、2012年米国国務省人権に関する国別報告では、以下のように述べられている。

「この国における女性の権利に関する主だったNGOの一つであるGAMCOTRAPは、性別による暴力をFGM/Cに取り組むための研修モジュールに含めていた。別の団体であるFemale Lawyers' Association of The Gambiaでは、女性に対してその権利に関する教育を行っており、大抵の場合は無償で、家庭内の事例における彼女たちの代理人を務めていた。」¹³⁴(セクション6)

12.30

NGOが女性の政界や政策決定における進出を援助する役割についての詳細な情報は、GAMCOTRAPのGender in The Gambia in Retrospect and Prospectにおいて見つけることができる。¹³⁵(2012年付、62ページ)

¹³² 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

¹³³ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

¹³⁴ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

¹³⁵ GAMCOTRAP <http://www.gamcotrap.gm/content/index.php>; GAMCOTRAP Working Paper No.1; Gender in The Gambia in Retrospect and Prospect, 2012年付 http://www.gamcotrap.gm/content/images/stories/documents/Chant_Touray.pdf 閲覧日: 2013年8月5日

政治的権利に関するサブセクションも参照のこと。

[Return to contents](#)

保健福祉

12.31

2013年4月に発表された、2012年米国国務省人権に関する国別報告では、以下のように述べられている。

「ガンビア政府はカップルや個人が有する、その子供の数や間隔、及び時期を自由かつ責任をもって決定する基本的権利、及び情報を入手し差別や強要、並びに暴力から自由に先の決定を行うための手段を有するという基本的な権利に介入はしていなかった。カップル及び個人は、産科治療や産後の治療を含む、避妊や出産時の熟練した手当てを受ける権利を有していた。女性は性行為による伝染病について平等に診察を受け、その処置が為されていた。本年(2012年)における産婦死亡率は100,000の生児出生に対して378件であった。

「本年(2012年)において、保険社会福祉局に属する国家の生殖及び子供の健康に関する部隊は、2007年に発足した性と生殖に関する健康運動の実施を継続していた。この運動は世界保健機関によって設立されたものであり、男性が性と生殖に関する健康の問題に関わるようになることを奨励することを目的としていた。政府の運営する病院において、母親のための医療サービスは全て無償で提供されていた。」¹³⁶(セクション6)

女性器切除(FGM)並びに医療の課題についてのサブセクションも参照のこと。

12.32

世界保健機関は、ガンビアにおける母親と子供の健康に関する情報を2012年3月付けで提供している：http://www.who.int/woman_child_accountability/countries/Gambia.pdf¹³⁷

人身売買

12.33

人身売買に関する情報については、[子供に関するセクションの](#)、[人身売買についてのサブセクション](#)を参照のこと。

[Return to contents](#)

¹³⁶ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

¹³⁷ 世界保健機関 <http://www.who.int/en/>; Gambia; Countdown to 2015; Maternal, Newborn and Child Survival, 2012年3月付 http://www.who.int/woman_child_accountability/countries/Gambia.pdf 閲覧日: 2013年9月6日

13. 子供

法的権利

13.01

ガンビアは子どもの権利条約(CRC: Convention on the Rights of the Child)を1990年8月8日に批准し、その署名国となっている。(United Nations Treaty Collection、2013年9月9日時点)¹³⁸CRC委員会による最後の報告は2001年に行われており、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)のウェブサイトにかけている。¹³⁹

13.02

子供とは、18歳未満の者であると定義されている。¹⁴⁰投票の法定年齢は18歳である。(Child Soldiers Global Report 2008: The Gambia)¹⁴¹子供が「軽い労働」を実施してよいとされる法定年齢は16歳である。(米国国務省人権に関する報告2012)¹⁴²(セクション7c)。刑事責任があるとみなされるのは、12歳からである。(Human Rights Councilの5月1日の決議案に対する付属文書における第15項(a)に従って提出された国家の報告書。2010年1月20日にガンビア共和国によってUN Human Rights Councilに対して提出されたものである。)¹⁴³兵役は任意であり、18歳の男性及び女性の双方の責任となっているが、徴兵制度は存在していない。(CIA World Factbook; ガンビア; 軍事)¹⁴⁴

結婚の年齢に関する法的な立場については、強制結婚及び児童結婚に関するサブセクションも参照のこと。

13.03

¹³⁸ 国際連合 <http://www.un.org/>; Treaty Collection Chapter IV Human Rights: Gambia – 子どもの権利条約(Convention on the Rights of the Child, CRC), Status as at: 2013年9月9日
http://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtmsg_no=IV-11&chapter=4&lang=en 閲覧日: 2013年9月9日

¹³⁹ 国際連合 <http://www.un.org/>; Gambia and UN Treaty Bodies
<http://www.ohchr.org/EN/countries/AfricaRegion/Pages/GMIndex.aspx> 閲覧日: 2013年7月30日

¹⁴⁰ Child Rights International Network <http://www.crin.org/index.asp>; GAMBIA: Child Rights References in the Universal Periodic Review, 2010年2月10日付; <http://www.crin.org/resources/infodetail.asp?ID=22139>; 閲覧日: 2013年10月9日

¹⁴¹ Child Soldiers <http://www.child-soldiers.org/index.php>; Child Soldiers Global Report 2008: The Gambia
http://www.child-soldiers.org/global_report_reader.php?id=97 閲覧日: 2013年9月9日

¹⁴² 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開;
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

¹⁴³ 国際連合 <http://www.un.org/>; The National report submitted in accordance with paragraph 15 (a) of the annex to Human Rights Council resolution 5/1: [Universal Periodic Review]: Gambia, written and submitted to the UN Human Rights Council by The Republic of The Gambia, published on 20 January 2010年1月20日発表(accessed via Refworld)
<http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/4b66e7d02.pdf> 閲覧日: 2013年9月9日

¹⁴⁴ 米国中央情報局(Central Intelligence Agency)<https://www.cia.gov/index.html>; World Factbook; ガンビア; 軍、更新日
2013年8月13日 <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ga.html> 閲覧日: 2013年10月9日

2013年4月に発表された、米国国務省の2012年国別報告では、以下のように述べられている。「市民権はこの国の領域において発生し、かつこの国の両親から出生した場合に生じる...」¹⁴⁵(セクション6. 子供)

13.04

ガンビア家の憲法における子供に関する権利は第29項において見つけることができる:

http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=221243#LinkTarget_2234 ¹⁴⁶ (29. Rights of Children)

暴力及び搾取

13.05

2013年4月に発表された、ガンビアに関する2012年米国国務省人権に関する国別報告では、以下のように述べられている。「...報告された人権に関する問題には以下のものが含まれていた...女性器切除/切断(FGM/C)を含む女性や女兒に対する暴力、強制的な児童結婚、...、児童買春...及び児童労働」¹⁴⁷(概要)

女性器切除/切断、強制結婚及び児童結婚、並びに児童労働に関するサブセクションも参照のこと。

13.06

米国国務省による2012年国別報告ではさらに以下のように述べられている。「児童虐待が発生していた。子供に対する虐待及び暴力に関する深刻な事件は刑事罰の対象となっており、」また当局が注視した児童虐待あるいは児童酷使の件に対して、当局は一般的に法律を施行していた。¹⁴⁸

[Return to contents](#)

性的虐待

13.07

米国国務省による2012年国別報告では以下のように述べられている。「強姦に対する罰則は終身刑である。しかしながら、未成年者、特に非常に幼い子供に対する強姦を立証することは難しいため、その容疑は一般的に冒流行為か交接を持ったこととされていたが、どちらも14年の刑期が施行される。

¹⁴⁵ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開;
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

¹⁴⁶ 世界知的所有機関 <http://www.wipo.int/portal/index.html.en>; ガンビア共和国憲法,1996年8月8日採択,1997年1月より施行,2001年に最終改正 http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=221243#LinkTarget_2234 ;閲覧日: 2013年8月8日

¹⁴⁷ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開;
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

¹⁴⁸ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開;
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

本年(2012年)において、少なくとも5件の強姦に対する有罪判決と1件の性的虐待に対する有罪判決がなされた...」¹⁴⁹(セクション6子供)

13.08

米国国務省の報告書では以下のように付記されている。

「法律では、子供に対する営利的な性的搾取には14年間の禁固刑が科されており、また児童ポルノに対しては5年間の刑期が科されている。合意の上での性的行為のための最低年齢は18歳である。売春に関わる子供はいくつかの売春宿で働いており、その目的は多くの場合家族を養うためであるか、孤児であるためであった。また、少数の子供が強制的な商用の性的搾取のために売買されていた。NGOは、遠隔地のゲストハウスやモーテルで生活する観光客の中には子供に対する性的搾取に関わっているものもいると考えていた。当局は観光開発地域における治安部隊に対して、大きなリゾート地域に適切な理由もなく近づく未成年者は全て追い払うように指示していた。」¹⁵⁰(セクション6)

体罰

13.09

Global Initiative to End All Corporal Punishment of Childrenは家庭や学校における体罰に関する情報を提供しており、2010年に実施したガンビアMultiple Indicator Cluster Survey(MICS)では、前月において2歳から14歳の子供の90%がその母親／保護者あるいはその他の家庭の一員から身体的及び／又は精神的に罰を受けていたことを発見したと述べた。学校で体罰が行われた発生率は非常に高いものであり、2005年から2006年におけるUNICEFの統計によれば、15歳から49歳の女兒及び女性の4分の3近くが、特定の状況下では夫がその妻を殴打することは正当に認められると考えていたことが示された。さらなる情報は、同文書にて提供されている。¹⁵¹

人身売買

13.10

2013年6月に発表された米国国務省による人身売買に関する報告2013年では、以下のように述べられている。「ガンビアは、強制労働及び性行為のための非合法的取引の対象となる女性及び子供にとっての、供給国であり、通過国であり、また目的国となっている。ガンビアにおいて、女性や女兒、ま

¹⁴⁹ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開;
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

¹⁵⁰ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開;
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

¹⁵¹ Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children <http://www.endcorporalpunishment.org/>; Gambia, 日付けなし <http://www.endcorporalpunishment.org/pages/research/gambia.html> 閲覧日: 2013年9月9日

たそれほどではないにせよ男児も、性行為のための非合法的取引及び国内における奴隷の対象となっている。」¹⁵²(Country Narratives: D-I, 173ページ)

13.11

利用可能な保護に関する詳細を含むさらなる情報は、米国国務省の同報告書で提供されている。¹⁵³(Country Narratives: D-I, 173ページ)

[Return to contents](#)

強制結婚及び児童結婚

法的権利

13.12

ガンビアについて、2013年4月に発表された米国国務省の2012年人権に関する国別報告には、以下のよう記されている。「16歳以下の女兒との交接は重罪であるが結婚の場合は例外とされており、12歳から結婚を行うことができる。強制結婚に対する法律は存在しておらず、多くの村では女兒が若い年齢で強制的に結婚させられている。」¹⁵⁴(セクション6; 子供)

13.13

社会制度とジェンダー指数2012年は以下のように述べている。

「1997年の憲法において、全ての結婚は関係当事者の自由かつ十分な合意に基づくものとする定められている。しかし、CEDAW委員会に対してガンビア政府が2003年に作成した報告書によれば、慣習法及びシャリーア(Sharia)法のもとでは、『女性が強制的に結婚させられるのは珍しいことではない。』。児童結婚及び児童婚約は法律では禁止されておらず、女兒の中には12歳になった途端に嫁がされたものもいる。第27条では、『十分な年齢と能力を備えた』男性及び女性が、結婚する権利を有するとされているが、『十分な年齢』は定められていない。」¹⁵⁵(Discriminatory Family Code)

女性に関するセクションの、法律に関する情報のサブセクションも参照のこと。

[Return to contents](#)

児童結婚における差異: 教育的、地理的及び民族的要素

13.14

¹⁵² 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 人身売買に関する報告 2013年; Country Narratives: D-I; 2013年6月発表 <http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/2013/index.htm> 閲覧日: 2013年9月6日

¹⁵³ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 人身売買に関する報告 2013年; Country Narratives: D-I; 2013年6月発表 <http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/2013/index.htm> 閲覧日: 2013年9月6日

¹⁵⁴ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

¹⁵⁵ 社会制度とジェンダー指数 2012年 <http://genderindex.org/>; Gambia, The; 日付けなし <http://genderindex.org/country/gambia> 閲覧日: 2013年7月30日

国連人口基金は、2012年に発表した報告書である「**Marrying too young; End child marriage**」において統計を提供しており、2000年から2011年において、ガンビアの女児の36%は18歳までに結婚していたと述べている。(23ページ)この割合は田舎における45.3%から、都市部における24.4%まで広がっていた。(74ページ)**Access Gambia**は日付けなしの情報を提供し、「男性は幾分年をとってから結婚するが、ほとんどの女性は14歳から20歳の間に結婚している(都市部では20歳から30歳)。」¹⁵⁶

13.15

同国連人口基金の報告書では、2000年から2011年において18歳までに結婚した女児に関するさらなる情報が提供されており、この数は教育を受けていないものでは51.1%、初等教育を受けたものでは42.1%、そして二次／高等教育を受けたものでは10.5%となっていたと述べている。(74ページ) この割合は、総人口の最貧層20%では56.3%となり、最裕層20%では18.1%となった。¹⁵⁷(74ページ)

13.16

社会制度とジェンダー指数2012年は次のように述べている。「対照的に、...15歳から19歳の男性の1.7%、及び20歳から25歳の男性の12.4%が結婚しており、このことから女児は彼女たちよりも非常に年上の男性と結婚していたことがわかる。これは、例えば結婚のような場合に、既婚女性が有する権力と意思決定能力と密接なかかわり合いを持っている。」¹⁵⁸(Discriminatory Family Code)

13.17

GAMCOTRAPの調査結果報告書では、以下のように述べられている。「特に男性の間では、ガンビアにおける結婚年齢は上昇しているが、女児の中には、とりわけフーラ族(Fula)やマンディンゴ族(Mandinka)の女児は非常に若い年齢で結婚をしているままである。」(38ページ) 同報告書は次のように述べている。「...特に、フーラ族の女児は初経とともに嫁がされる場合が多い。」¹⁵⁹(23ページ)

女性—結婚についてのサブセクションも参照のこと。

[Return to contents](#)

強制結婚及び児童結婚の要因

13.18

GAMCOTRAPの報告書では以下のように述べられている。「望まない妊娠に対する恐怖が初期の結婚生活における重要な要素となっているが、これは結婚が当たり前とされる場所において未婚であるこ

¹⁵⁶ 国連人口基金 <http://www.unfpa.org/public/>; **Marrying Too Young; End Child Marriage**, 2012年発表 <http://www.unfpa.org/public/home/publications/pid/12166> 閲覧日: 2013年7月29日

¹⁵⁷ 国連人口基金 <http://www.unfpa.org/public/>; **Marrying Too Young; End Child Marriage**, 2012年発表 <http://www.unfpa.org/public/home/publications/pid/12166> 閲覧日: 2013年7月29日

¹⁵⁸ 社会制度とジェンダー指数 2012年 <http://genderindex.org/>; **Gambia, The**; 日付けなし <http://genderindex.org/country/gambia> 閲覧日: 2013年7月30日

¹⁵⁹ **GAMCOTRAP** <http://www.gamcotrap.gm/content/index.php>; **GAMCOTRAP Working Paper No.1; Gender in The Gambia in Retrospect and Prospect**, 2012年付 http://www.gamcotrap.gm/content/images/stories/documents/Chant_Touray.pdf 閲覧日: 2013年8月5日

とにつきまとう汚名のようなものである...初期の結婚生活によって、女兒はそれまで彼女たちは『男性に干渉して』いたかもしれないという嫌疑から逃げ出すことができる...また、彼ら自身の世話をしなくてはならないという、なお一層不快な立場に置かれる可能性も避ける事ができる。」¹⁶⁰(38ページ)

13.19

GAMCOTRAPの報告書は、以下のように続けている。

「...ガンビア人の夫と妻の間における年齢の差は少なくとも10歳単位となっていることが多く、時には50歳差にまでなることがあり、これは若い配偶者を獲得する能力が男性の誇りと満足の非常に大きな拠り所となっているためである。Skramstad(2008年)のガンビアに関する研究で示されているように、『若い女性との結婚の利点を強調する男性がいるのは、彼らが彼女たちに「なにもかも」、すなわち性行動だけでなく一般的に良い妻や良い人間となる方法を教えられるからである。』...近い将来に配偶者の年齢の差異が変わることはなさそうであるが、これは文化的な慣例だけによるものではなく、母親自身がその娘を年上の男性のもとに嫁がせなければ離婚される恐れがあるからであり、また年長の男性にとって年齢の低い配偶者を奪うことは、より若い相手に『幼い女兒を従わせる』こと以外にほとんど選択肢がないことを意味しているからである...『成人が早期かつ普遍的な結婚と結びついている』イスラム教の世界における若い男性にとっての別の問題は、結婚生活を後回しにすることが、社会的な青年期の延長期間にあると非難されることを意味していることでありこのような期間において、彼らは『大人』ではなく『幼い子供』と見なされ続けるのである」。¹⁶¹(39ページ)

強制結婚及び児童結婚の影響

13.20

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、児童結婚と関連した虐待に関する影響を、ガンビアに限定したものである2013年6月14日付けのQ&A形式で説明した。¹⁶²

強制結婚及び児童結婚を廃止させるための取り組み

13.21

アフリカ地域において活動しているNGOであるTostanは、2013年6月18日に以下のように述べた。

¹⁶⁰ GAMCOTRAP <http://www.gamcotrap.gm/content/index.php>; GAMCOTRAP Working Paper No.1; Gender in The Gambia in Retrospect and Prospect, 2012 年付

http://www.gamcotrap.gm/content/images/stories/documents/Chant_Touray.pdf 閲覧日: 2013年8月5日

¹⁶¹ GAMCOTRAP <http://www.gamcotrap.gm/content/index.php>; GAMCOTRAP Working Paper No.1; Gender in The Gambia in Retrospect and Prospect, 2012 年付

http://www.gamcotrap.gm/content/images/stories/documents/Chant_Touray.pdf 閲覧日: 2013年8月5日

¹⁶² ヒューマン・ライツ・ウォッチ <http://www.hrw.org/>; Q and A: Child Marriage and Violations of Girls' Rights, 2013年6月14日付 <http://www.hrw.org/news/2013/06/14/q-child-marriage-and-violations-girls-rights> 閲覧日: 2013年9月10日

「今年のDay of the African Childのテーマは...子供にとって有害な社会的及び文化的慣習を終わらせる必要性と、そのようにしなければならない包括的な責任についてである。従ってこの日はまさしく、南セネガルのKolda地方の村であるNdornaに集った242のコミュニティと、ガンビアのBasseに集った42のコミュニティにとって、子供に悪影響を与える2つの有害な慣習の廃絶を公的に宣言するために適した日である。2つの慣習とすなわち、女性器の切断(FGC)と強制結婚及び児童結婚である。」¹⁶³

女性器切除／切断に関するサブセクションを参照のこと。

女性器切除／切断(FGM/C)

法的権利

13.22

2013年4月19日に発表された、米国国務省による人権に関する国別報告2012年では以下のように述べられている。「法律では女性器切除／切断(FGM/C)は禁止されておらず、この慣習は広く普及したままとなっていた。」¹⁶⁴(セクション6. 子供. 有害な伝統的慣習)

13.23

2013年2月5日にOrchid Projectは次のように述べた。「これまでに、この[FGMに関する]問題に関する裁判事件は存在していない。」¹⁶⁵(Country File: The Gambia; Legal Status)

[Return to contents](#)

FGMの発生率

13.24

2012年6月付けのUNICEFの報告書である「The Gambia; Multiple Indicator Cluster Survey 2010」では、ガンビアにおけるFGM/Cガンビアについて次のような統計が提供されている。「女性器切除／切断(FGM/C)に対する賛成は64.2%[、]女性の間における女性器切除／切断(FGM/C)の普及率は76.3%[、]回答者の0歳から14歳までの娘における女性器切除／切断(FGM/C)の普及率は42.4%である。」¹⁶⁶(vii ページと 163-167 ページ)

13.25

¹⁶³ Tostan <http://www.tostan.org/>; Declaring Abandonment of FGC and Child/Forced Marriage on the Day of the African Child, 2013年6月18日付 <http://www.tostan.org/news/declaring-abandonment-fgc-and-childforced-marriage-day-african-child> 閲覧日: 2013年8月5日

¹⁶⁴ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

¹⁶⁵ Orchid Project <http://orchidproject.org/>; Country File: The Gambia, 2013年2月5日付 <http://orchidproject.org/resource/country-file-the-gambia/> 閲覧日: 31 July 2013年7月31日

¹⁶⁶ UNICEF <http://www.unicef.org/>; The Gambia; Multiple Indicator Cluster Survey 2010, 2012年6月付; http://www.childinfo.org/files/Gambia_2010_MICS_Final_Report.pdf; 閲覧日: 2013年10月10日

FGM/Cの慣習を廃絶するために取り組んでいるOrchid Projectは、2013年2月5日に以下のように述べた。「...多くのアフリカ諸国と違い、15歳から19歳までのFGCを受けた女性の割合(79.9%)は、35歳から39歳までの女性の割合(79.5%)と比べて、実際にわずかばかり高くなっている。これは、アフリカの大半で記録が為されている、FGCが(ある程度のバラつきの範囲で)減少する一般的なパターンとは対照的なものである。¹⁶⁷(Country File: The Gambia; Additional information)

[Return to contents](#)

種族及び民族間の差異

13.26

2009年1月12日付けのLandinfoの報告書である、「Female genital mutilation of women in West Africa」では、ガンビアを含む22カ国が対象となっている。同報告書では以下のように述べられている。「西アフリカにおけるFGMという慣習に対する姿勢は、この地方における社会のように複雑である—そしてここが、尋常ではない文化的な差異を備えた世界の一部である。西アフリカにおいては、たとえ遠隔地の田舎においても、他民族的でなく、また他宗教的でなく、かつある程度の社会的な分化が起きていないコミュニティというのはほとんど存在していない。」¹⁶⁸(10ページ)

個々の民族集団及び使用言語に関するさらなる情報について、民族集団に関するセクションを参照のこと。

13.27

米国国務省の2001年6月付けのThe Gambia: Report on Female Genital Mutilation (FGM) or Female Genital Cutting (FGC)では、ガンビアにおけるFGMの発生率を以下のように説明している。

「ガンビアにおいてFGM/FGCの形式の一つを経験した女性全てに関する割合についての見積もりは、60から90%となっている。Foundation for Research on Women's Health, Productivity and the Environment(BAFFROW)は、ガンビアの9つの民族集団のうち7つで、このような形式の一つが実施されていると報告している。マンディンゴ族(Mandinka)、ジョラ族(Jola)、及びハウサ族(Hausas)(3民族の合計は総人口の52%となる)のほとんど全てが10歳から15歳の女兒に対して2型を行っている。Sarahulis族(総人口の9%)は、生後一週間の女兒に対して1型を実施している。バンバラ族(Bambaras)(総人口の1%)は3型を実施しているが、これは女兒が10歳から15歳の時に行われている。フーラ族(Fula)(総人口の18%)は、一週間から18歳までの女兒に対して、『膣封印(vaginal sealing)』と呼ばれる3型に似た慣習か、4型を行っている。

¹⁶⁷ Orchid Project <http://orchidproject.org/>; Country File: The Gambia, 2013年2月5日付
<http://orchidproject.org/resource/country-file-the-gambia/> 閲覧日: 31 July 2013年7月31日

¹⁶⁸ Landinfo <http://www.landinfo.no/id/162.0>; Female genital mutilation of women in West Africa, 2009年1月12日付
http://www.landinfo.no/asset/768/1/768_1.pdf 閲覧日: 2013年8月1日

「ウォロフ族(Wolof)、アク族(Aku)、Sereres族及びManjangos族(合計で総人口の16%)は一般的には、これらの形式のいずれも行っていない。しかしながら、こうした慣習を行っている民族集団の一員と女性が結婚した場合には、彼女は結婚前にこうした処置を受けさせられる可能性がある。

「こうした処置を経験した者の中では、20%が5歳未満、50%が5歳から18歳の間となっており、その平均はおよそ12歳程度である。西部地区の都会化した地域では、こうした処置のいずれも実施していないウォロフ族(Wolof)の割合が高い…」¹⁶⁹

FGMの発生率に関するサブセクションも参照のこと。

13.28

Orchid Projectは、2013年2月5日付けの情報において、次に挙げる民族集団がFGMを行っているとした。すなわち、マンディンゴ族(Mandinka)の98%、フーラ族(Fula)／Peul族の32%、ウォロフ族(Wolof)の4%、ディオラ族(Diola)、Sarahule族、Serer族、アク族(Aku)、Tilibonka族、及びKaronika族である。¹⁷⁰(Country File: The Gambia; Practising ethnic groups)

[Return to contents](#)

宗教間における差異

13.29

Orchid Projectは、2013年2月5日付けの情報において、次のように述べている。「FGCがイスラム教やキリスト教の誕生以前から若い女兒に対して行われていたことが知られており、この慣習は文化や宗教の枠を超えている。」¹⁷¹(Country File: The Gambia; History of FGC in The Gambia)

13.30

UNICEFが2013年7月に発表した報告書によれば、ガンビアにおいてFGM/Cを経験した15歳から49歳までの女兒及び女性のうち、80%近くがイスラム教徒であり、20%はキリスト教徒(ローマ・カトリック教徒は含めない)であった。¹⁷²(73ページ)

13.31

宗教的信念が有する影響についての詳細な情報は、Landinfoの報告書で見つけることができる(3.2.2節及び3.3.7節)。¹⁷³

¹⁶⁹ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; The Gambia: Report on Female Genital Mutilation (FGM) or Female Genital Cutting (FGC), 2001年6月付 http://www.asylumlaw.org/docs/gambia/usdos01_fgm_Gambia.pdf 閲覧日: 2013年7月30日

¹⁷⁰ Orchid Project <http://orchidproject.org/> Country File: The Gambia, 2013年2月5日付 <http://orchidproject.org/resource/country-file-the-gambia/> 閲覧日: 31 July 2013年7月31日

¹⁷¹ Orchid Project <http://orchidproject.org/> Country File: The Gambia, 2013年2月5日付 <http://orchidproject.org/resource/country-file-the-gambia/> 閲覧日: 31 July 2013年7月31日

¹⁷² UNICEF <http://www.unicef.org/>; Female Genital Mutilation/Cutting; A statistical overview and exploration of the dynamics of change; 2013年7月発表 http://www.unicef.org/media/files/FGCM_Lo_res.pdf 閲覧日: 2013年7月31日

¹⁷³ Landinfo <http://www.landinfo.no/id/162.0>; Female genital mutilation of women in West Africa, 2009年1月12日付

都市部及び地方、並びに教育における差異

13.32

2013年4月に発表された、ガンビアに関する2012年米国国務省人権に関する国別報告では、以下のよう
に述べられている。「FGM/Cは教育を受けた集団や都市部の集団ではそれほど頻繁には行われてい
なかった。」¹⁷⁴

13.33

ガンビアにおけるFGM/Cに関する2001年6月付けの米国国務省の報告書では、「FGM/FGCのいづれ
かの形式を実施している集団に属する田舎の女性は、この慣習を強く支持している」と述べている。
¹⁷⁵

13.34

こうした問題に関する詳細な情報は、Landinfoの報告書で見つけることができる(3.3.4節から3.3.6節)。
この報告書では西アフリカの22カ国が扱われており、ガンビアはその一つであることに注意すべきで
ある。¹⁷⁶

FGMの種類

13.35

Asylum Lawのウェブサイト経由で閲覧した、米国国務省の2001年6月付けのReport on Female
Genital Mutilation (FGM) or Female Genital Cutting (FGC)では、以下のように述べられていた。

「1型(一般的には陰核切除と呼ばれる)及び2型(一般的には切除とよばれる)は、ガンビアで広く実施さ
れている女性器切除(FGM)あるいは女性器切断(FGC)のうちで、最も一般的な形式である。3型(一般
的には陰部封鎖と呼ばれる)はごく僅かな女性と女兒の間でしか行われていない。4型(ガンビアでは膣
封印と呼ばれる)もまた実施されている。これらの慣習は伝統や文化に根ざしており、民族や宗教、文
化の垣根を超えている。」¹⁷⁷

http://www.landinfo.no/asset/768/1/768_1.pdf 閲覧日: 2013年8月1日

¹⁷⁴ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開;
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

¹⁷⁵ Asylumlaw.org <http://www.asylumlaw.org/>; The Gambia: Report on Female Genital Mutilation (FGM) or Female
Genital Cutting (FGC), 2001年6月付 http://www.asylumlaw.org/docs/gambia/usdos01_fgm_Gambia.pdf 閲覧日: 2013年
7月30日

¹⁷⁶ Landinfo <http://www.landinfo.no/id/162.0>; Female genital mutilation of women in West Africa, 2009年1月12日付
http://www.landinfo.no/asset/768/1/768_1.pdf 閲覧日: 2013年8月1日

¹⁷⁷ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; The Gambia: Report on Female Genital Mutilation (FGM) or Female Genital Cutting
(FGC), 2001年6月付 http://www.asylumlaw.org/docs/gambia/usdos01_fgm_Gambia.pdf 閲覧日: 2013年7月30日

13.36

また米国国務省の報告書では、同報告書において実施されているFGMの様々な種類がより詳細に説明されている。¹⁷⁸

[Return to contents](#)

当局の姿勢

13.37

社会制度とジェンダー指数2012年は次のように述べている。「1990年代に、こうした慣行を撲滅するためにNGOによって行われた運動を政府は公に支持していたが、より最近では、FGMを撲滅するために取り組んでいる女性の権利に関するNGOは危険や脅迫にさらされており、政府はFGMに反対するメッセージを国内メディアにおいて伝搬させることを禁じているとともに、大統領の宗教上の助言者はこの慣習が好ましいものであるとはっきりと述べている。」¹⁷⁹(Restricted Physical Integrity)

13.38

FGMを廃絶するために取り組んでいる組織であるOrchid Projectは、2013年2月5日に以下のように述べた。「1999年にジャメ(Jammeh)大統領は、ガンビアはこのような慣習を禁止しない、と発表した。彼はまた、FGCはガンビアの文化の一部であると述べた。国民議会及びイスラム最高評議会の議員の何名かは、FGCの継続を公然と支持している。その一方で、副大統領は改革に対する支持を表明している。」¹⁸⁰(Country File: The Gambia; Ongoing challenges)

13.39

2013年4月に発表された、ガンビアに関する2012年米国国務省人権に関する国別報告では、以下のよう

社会の姿勢

13.40

米国国務省のガンビアにおけるFGM/Cに関する2001年6月付けの報告書では、FGM/FGCに関する姿勢や信念について次のように説明している。「この慣習の維持に対して強い影響力を持っているのは、一般的に年配の女性と切除実行者である。大きなパーティや祝いの料理、また新しい服装といった誘致策が、少女がこうした処置を経験する動機付けとして一般的に用いられている。」¹⁸²

¹⁷⁸ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; The Gambia: Report on Female Genital Mutilation (FGM) or Female Genital Cutting (FGC), 2001年6月付 http://www.asylumlaw.org/docs/gambia/usdos01_fgm_Gambia.pdf 閲覧日: 2013年7月30日

¹⁷⁹ 社会制度とジェンダー指数(Social Institutions and Gender Index) <http://genderindex.org/>; 社会制度とジェンダー指数2012年; Gambia, The; 日付けなし <http://genderindex.org/country/gambia> 閲覧日: 2013年7月30日

¹⁸⁰ Orchid Project <http://orchidproject.org/>; Country File: The Gambia, 2013年2月5日付 <http://orchidproject.org/resource/country-file-the-gambia/> 閲覧日: 31 July 2013年7月31日

¹⁸¹ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

¹⁸² Asylumlaw.org <http://www.asylumlaw.org/>; The Gambia: Report on Female Genital Mutilation (FGM) or Female

13.41

2013年7月に発表されたUNICEFの報告書である「Female Genital Mutilation/Cutting; A statistical overview and exploration of the dynamics of change」では、次のように述べられている。「最高水準の支持は、マリヤギニア、シエラ・レオネ(Sierra Leone)、ソマリア、ガンビア及びエジプトで確認することができ、こうした場所では女性人口の半分以上がこの慣習が維持されるべきだと考えている。しかしながら、FGM/Cが集中しているほとんどの国では(29カ国中19カ国)、少女や女性の大多数がこの慣習が終わるべきであると考えている。」¹⁸³(52ページ)

13.42

同報告書は、次のように付け加えている。「例えばガンビアでは、切除を受けていない少女や女性の5%に比べて、この処置を経験した少女や女性の82%がこの慣習が続くべきであると考えている。」¹⁸⁴(75-76ページ)

13.43

当該UNICEFの報告書では、ガンビアにおいてFGM/Cについて聞いたことのある15歳から49歳の少女及び女性に対して、少女がこの処置を受けることに対する特定の利益あるいは利点を挙げるように尋ねたところ、28%は利益を挙げず、19%は処女性の保護を挙げ、6%が「その他の」理由を挙げた。¹⁸⁵(67ページ)

[Return to contents](#)

家族及び地域による圧力

13.44

2001年6月付けの米国国務省のFGMあるいはFGCに関する報告書では、次のように説明されている。「いくつかの場合では、年長の女性が嫌がっている若い女性につきまとっていることが知られており、また彼女にこの処置を受けるように強いていることも知られている。若い女性にとって、彼女が受けないと決めた場合に力を持つ者親戚を目の前にして抵抗することは困難である。この処置は時として、両親の同意なく行われている。」¹⁸⁶

13.45

Genital Cutting (FGC), 2001年6月付 http://www.asylumlaw.org/docs/gambia/usdos01_fgm_Gambia.pdf 閲覧日: 2013年7月30日

¹⁸³ UNICEF <http://www.unicef.org/>; Female Genital Mutilation/Cutting; A statistical overview and exploration of the dynamics of change; 2013年7月発表 http://www.unicef.org/media/files/FGCM_Lo_res.pdf 閲覧日: 2013年7月31日

¹⁸⁴ UNICEF <http://www.unicef.org/>; Female Genital Mutilation/Cutting; A statistical overview and exploration of the dynamics of change; 2013年7月発表 http://www.unicef.org/media/files/FGCM_Lo_res.pdf 閲覧日: 2013年7月31日

¹⁸⁵ UNICEF <http://www.unicef.org/>; Female Genital Mutilation/Cutting; A statistical overview and exploration of the dynamics of change; 2013年7月発表 http://www.unicef.org/media/files/FGCM_Lo_res.pdf 閲覧日: 2013年7月31日

¹⁸⁶ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; The Gambia: Report on Female Genital Mutilation (FGM) or Female Genital Cutting (FGC), 2001年6月付 http://www.asylumlaw.org/docs/gambia/usdos01_fgm_Gambia.pdf 閲覧日: 2013年7月30日

2009年1月12日付けのLandinfoの報告書である、「Female genital mutilation of women in West Africa」では、ガンビアだけでなく西アフリカ全体におけるFGMが取り扱われており、以下のように述べられている。

「アフリカのような集団志向社会では、個人のアイデンティティが集団のアイデンティティと本質的に結びついている場合が多く、集団あるいは地域における一員であることは、一般的に個人の人生計画よりも重要なものである。多くのコミュニティでは、女性を特定の社会集団の構成員として定義する際に、FGMを経験したことが重要な要素となっている。とりわけ、女性の大多数がFGMを受けているコミュニティでは、FGMを受けていない少数派にいることは社会的な排斥につながる可能性がある。

「この結果として、少女あるいは若い女性のコミュニティにおける大人からの圧力だけでなく、仲間からの無視できない圧力も生まれることになる。」¹⁸⁷(13ページ)

13.46

当該報告書では、次のように付け加えている。「FGMを実施していないコミュニティに属する女性がFGMを実施しているコミュニティの男性と結婚した場合、結婚が許される前に、彼女の夫のコミュニティが有する伝統に従って彼女の将来的な義理の両親が彼女にFGMを受けるように要求する可能性がある。(しかしながら、これは避けられないことである)」¹⁸⁸(14ページ)

13.47

同報告書には次のように書かれている。

「FGMはコミュニティで共有される文化と関連しており、FGMの実施には少女や若い女性以外の多くの人々にも社会的な影響を及ぼしている。身体的に、この手術には手術を行う人々やこの人々を補佐する者たちだけでなく、少女自身が含まれる。しかしながら、これらの人々が必ずしもFGMを実行するという決定を為す際に関わっているわけではない。少女あるいは若い女性の両親、特にその母親が重要であるが、この決定に伝統的に発言権を有している他の者達がいる。祖父母や叔父、叔母(特に双方の両親における年長の血縁者)が大きな影響力を持っているが、より離れた親戚もまた、この決定に関与する場合がある。子どもの教育がその子供の両親だけに関わるものであると考えられる事は、極めて稀である。」¹⁸⁹(21ページ)

13.48

Landinfoの報告書では、次のように述べられている。「結局のところ、少女や若い女性にFGMを受けさせるかどうかという問題についての意見が異なっている場合に、最終的な決定権を持つことになる

¹⁸⁷ Landinfo <http://www.landinfo.no/id/162.0>; Female genital mutilation of women in West Africa, 2009年1月12日付 http://www.landinfo.no/asset/768/1/768_1.pdf 閲覧日: 2013年8月1日

¹⁸⁸ Landinfo <http://www.landinfo.no/id/162.0>; Female genital mutilation of women in West Africa, 2009年1月12日付 http://www.landinfo.no/asset/768/1/768_1.pdf 閲覧日: 2013年8月1日

¹⁸⁹ Landinfo <http://www.landinfo.no/id/162.0>; Female genital mutilation of women in West Africa, 2009年1月12日付 http://www.landinfo.no/asset/768/1/768_1.pdf 閲覧日: 2013年8月1日

のが誰かを明言することはほとんど不可能である—少女／若い女性自身やその両親、他の保護者や大家族のメンバーの誰になるのかということ。この決定は、多くの要素に左右される—地元の文化様式と純粋に個人の状況との双方によって決定される場合があり、予測するのは非常に困難である。」

¹⁹⁰(23ページ)

13.49

同報告書には次のように書かれている。

「FGMに関係する関係者の対立は、一般的に(ただしいつもというわけではない)次の2つの形式のどちらかとなる。

- ・両親／保護者がその娘の意思に反して、彼女にFGMを受けさせたいと願う。
- ・両親／保護者が娘にFGMを受けさせたくないが、当該少女にFGMを受けさせたいと願う他の親戚の圧力に応じる。

「少女／若い女性とその両親／保護者との間における対立は、多くの場合この少女が服従し、自らFGMを受けさせられるようになることで決着する。これは、西ヨーロッパ社会では一般的となっているものと比べて、西アフリカの社会では少女や若い女性の自主性が比較的制限されていることに密接に関連している。近い親戚の意思に反する振る舞いに関連する社会的なリスクも考慮に入れられるべきであるが、これはほとんどの者がその日常生活において近い親戚に依存しているからである。対立が起こった場合に、こうした結果の一つとして、妥協や関係性における弱い側の当事者が強者の言いなりとなるのが、非常によく生じている。家族や親戚からの限られた支援を受けて、あるいは全く支援を受けずに自立することは、自らの個人的な願いに反してこうした人々の言いなりになること、あるいは完全に服従することさえよりも悪いものだと、一般的に考えられている。

「両親／保護者がその娘にFGMを受けさせたくないが、他の親戚がその決定に介入して覆そうとしようとしている状況では、この状況はさらに複雑なものとなる...最終的な決定権を持つものが—両親／保護者あるいはその他の親戚—誰になるのかは決められておらず、その結果は明白であるとはとても言えないものである。」¹⁹¹(24ページ)

女性—差別に関するサブセクションも参照のこと。

13.50

家族及びコミュニティによる圧力とこうした対立の解決についての詳細な情報は、Landinfoの報告書において見つけることができる¹⁹²(3.4節及び4節)。

¹⁹⁰ Landinfo <http://www.landinfo.no/id/162.0>; Female genital mutilation of women in West Africa, 2009年1月12日付 http://www.landinfo.no/asset/768/1/768_1.pdf 閲覧日: 2013年8月1日

¹⁹¹ Landinfo <http://www.landinfo.no/id/162.0>; Female genital mutilation of women in West Africa, 2009年1月12日付 http://www.landinfo.no/asset/768/1/768_1.pdf 閲覧日: 2013年8月1日

¹⁹² Landinfo <http://www.landinfo.no/id/162.0>; Female genital mutilation of women in West Africa, 2009年1月12日付

健康への影響

13.51

2013年4月に発表された、ガンビアに関する2012年米国国務省人権に関する国別報告では、以下のよう
に述べられている。「死亡を含む、FGM/Cに関連する併発症が報告されているが、正確な統計を得
ることはできなかった。」¹⁹³

13.52

FRMが有する身体的、感情的、精神的及びその他の長期的な影響についての詳細な情報は、Orchid
Projectを通じて入手可能である。¹⁹⁴

NGOによる支援

13.53

2009年1月12日付けのLandinfoの報告書である、「Female genital mutilation of women in West Africa」
では、ガンビアのみに限らずこの地方全体に対して批評を行っており、FGMが望まれていない場合に
家族あるいはコミュニティからの圧力に抵抗するための支援を提供しているNGOが有する将来性
について、以下のように記している。

「一般的に女性や子供の権利のために取り組んでいる組織、また特にFGMに対して取り組んでいる組
織は、ほとんどの人から公権力よりも大きな信頼を受けることになると期待される。しかしながら、
こうした組織の代表者は、FGMを受けるべきだという圧力に抵抗することを目的として、若い女性や
その両親／家族の代わりに家族の対立に加わる際に、部外者として追い出されてしまう可能性がある。

「このような組織と人々が接触する場合に、組織は調停及び法的支援の双方の援助を提供できる場合
が多い。しかし、こうした組織の資源、すなわち様々な事例—特に首都やその他の大都市から離れて
暮らしている人々に対して支援を行う場合—において組織が提供することのできる支援に対して影響
を与えるものは、乏しいものである。¹⁹⁵(27ページ)

人権に関する機関、組織及び活動家に関するセクションも参照のこと。

FGMに対する取り組み

http://www.landinfo.no/asset/768/1/768_1.pdf 閲覧日: 2013年8月1日

¹⁹³ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開;

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

¹⁹⁴ Orchid Project <http://orchidproject.org/>; The impacts of FGC, 日付けなし <http://orchidproject.org/category/about-fgc/impacts/> 閲覧日: 2013年9月11日

¹⁹⁵ Landinfo <http://www.landinfo.no/id/162.0>; Female genital mutilation of women in West Africa, 2009年1月12日付
http://www.landinfo.no/asset/768/1/768_1.pdf 閲覧日: 2013年8月1日

13.54

2013年4月に発表された、ガンビアに関する2012年米国国務省人権に関する国別報告では、以下のよう
に述べられている。「いくつかのNGOでは、この慣習を阻止するための公的な教育プログラムが実
施しており、またメディアにおいてFGM/Cを強烈に非難していた。

「今年(2012年)において、何名かの区域の最高責任者や区議会議員、長老評議会のメンバー、宗教指
導者、女性の指導者、並びに女性の割礼を施す人々がGAMCOTRAP[Gambia Committee on Traditional
Practices Affecting the Health of Women and Children]のFGM/Cの悪影響に関する講習会に参加した。
GAMCOTRAPはFGM/Cを禁止する法律のための運動を引き続き行っていた。2011年の報告によれば、
586のコミュニティがFGM/Cを廃絶するという約束を発表した。」¹⁹⁶

13.55

2012年12月12日にDaily Observerは次のように伝えた。「女性器切除(FGM)に反対する運動における
重要な勝利であると考えられているものに、SanduとWulli West、及びWulli EastのUpper River
Region(URR)区域における総計21コミュニティが、この慣習の廃止をはっきりと宣言したことが挙げ
られる。また、これらのコミュニティの人々は女性に悪影響を及ぼす他の関連した有害な伝統的慣習
だけでなく、若い少女の間における早期の結婚を抑制させることにも合意している。

「Tostan International The Gambia(この慣習に反対する運動に従事している組織)の後援のもとで制
定された象徴的な宣誓が、Wulli East DistrictのBantundingにおいて為された。この儀式には、他の人々
と共同して、この地方の長官やURR Technical Advisory Committee(TAC)のメンバー、及び区域の最
高責任者が立ち会った。

『今日、我々は正式に、そして十分な知識をもって、我々のコミュニティにおける女性器切断[切除]
や早期かつ強制的な結婚という慣習を廃絶することを約束する。』と、宣誓文をコミュニティを代表
して読み上げたMansata Keitaが宣誓した。」¹⁹⁷

13.56

FGM/Cを廃止するために取り組んでいる集団についての詳細な情報は、Orchid Project¹⁹⁸(Country
File: The Gambia; Current efforts to abandon FGC)、及び2002年に発表されたUNICEFの「Female
Genital Mutilation in The Gambia; A Desk Review」(22-26ページ)において見つけることができる。¹⁹⁹

¹⁹⁶ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開;
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

¹⁹⁷ Daily Observer <http://observer.gm/>; 21 communities in URR abandon FGM, 2012年12月12日付
<http://observer.gm/africa/gambia/article/21-communities-in-urr-abandon-fgm> 閲覧日: 2013年7月31日

¹⁹⁸ Orchid Project <http://orchidproject.org/>; Country File: The Gambia, 2013年2月5日付
<http://orchidproject.org/resource/country-file-the-gambia/> 閲覧日: 2013年7月31日

¹⁹⁹ UNICEF <http://www.unicef.org/>; 'Female Genital Mutilation in The Gambia; A Desk Review,' 2002年発表
http://www.unicef.org/wcaro/wcaro_gambia_FGM_Desk_Review.pdf; 閲覧日: 2013年10月10日

これらの問題に関するより詳しい情報については、人権に関する機関、組織及び活動家に関するセクション、並びに強制結婚及び児童結婚についてのサブセクションも参照のこと。

[Return to contents](#)

運動家による嫌がらせ

13.57

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2010年10月22日付けの記事で次のように述べている。

「[2010年]10月11日に、長年にわたり女性器切除(FGM)及びその他の悪習に反対する人目を引く運動を実施してきた著名な女性人権保護活動家2名が、治安部隊によって逮捕された。ガンビア当局は過去に、FGMに反対する運動に参加している活動家の安全は保証されないという発表を行っていた。後に警察はこの逮捕は窃盗関連の容疑であったと伝えたが、地元の活動家はこの保護活動家の運動が彼女たちの窮地に結びついている可能性を無視しなかった。

「この国の指導者が人権擁護活動家に対して直接的な攻撃を行ってきた経歴を考えれば、この疑いに価値がないわけではない。つい昨年、ヤヤ・ジャメ(Yaya Jammeh)大統領は権利擁護活動家やその『協力者』を激しく非難し、活動家達に対して殺害すると脅迫しさえした。『もしいわゆる人権擁護活動家と協力できると考えていて、しかも処罰を免れることができると考えているなら、夢の世界に生きているに違いない。私がお前たちを殺害して、それで終わりだ』²⁰⁰

13.58

Freedom Houseの報告書であるFreedom in the World 2013(2012年対象、2013年5月発表)では、次のように述べられている。「FGM撲滅に取り組んでいる地元の団体は、2012年に司法当局によって嫌がらせを受けたと報告した。」²⁰¹

人権に関する機関、組織及び活動家に関するセクションも参照のこと。

FGMに関するより詳細な背景情報

13.59

ガンビアにおけるFGMは、専門的な証言者により提供される情報を含む様々な情報源が調べられたK及びその他の訴訟において、上級裁判所(Upper Tribunal、Immigration and Asylum Chamber)による2012年11月の裁定において検討された。²⁰²

²⁰⁰ ヒューマン・ライツ・ウォッチ <http://www.hrw.org/>; Africa Rights Day: halting threats against rights defenders is a top priority, 2010年10月22日付 <http://www.hrw.org/news/2010/10/22/africa-rights-day-halting-threats-against-rights-defenders-top-priority> 閲覧日: 2013年7月31日

²⁰¹ Freedom House <http://www.freedomhouse.org/>; Freedom in the World 2013, Gambia, The; 2012年対象、2013年5月公開; <http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/gambia> 閲覧日: 2013年7月31日

²⁰² British and Irish Legal Information Institute <http://www.bailii.org/>; Upper Tribunal (Immigration and Asylum Chamber); K and others (FGM) The Gambia CG [2013] UKUT 62(IAC), 2012年11月付

ストリートチルドレン

13.60

StarAfrica.comは2013年5月1日に以下のように報告した。

「ストリートチルドレンの数がガンビアでは非常に高く、特に国境の町で顕著である。政府の方策が、この事象を抑えるために採択された。当局は、子供を家族のもとに返す試みを行っているtransit centreに、子供を連れて行く。しかしながら、全ての子供、さらにはこのことを不快に思っている者たちの世話をするための資源が十分ではないと、大臣は述べた。

「従って、多くの子どもたちが未だに通りで生活し働いており、大人や他の子供からの非難を受けやすいままとなっている。子どもたちの多くは発育不良であり、半裸で生活しており、殴打され、搾取されるとともに無防備な性交渉を持つ危険性にさらされている。2006年にChild Fundとユニセフが協同で実施した評価報告書によれば、ガンビアにおけるストリートチルドレンは平均で1日の6時間を、通りをさまよい物乞いをするに費やしている。政府は最近、通りにおける物乞いを禁止する法律を可決した。」²⁰³

13.61

2013年6月に発表され、2012年4月から2013年3月までを対象としている、米国国務省の人身売買に関する報告2013年では、次のように述べられている。「ガンビアの少年の多くは、マラブー(marabout)として知られる宗教の教師が率いるコーランの学校に通っており、腐敗した、あるいは良心的でないマラブーによって、このような少年たちが物乞いや露天販売をさせられていることがある。」

²⁰⁴(Country Narratives: D-I, 174ページ) こうした悪習についての詳細な情報は、2010年12月付けのものとして、Child Hope(ストリート/ワーキング・チルドレンを支援するための国際慈善団体)のウェブサイト入手可能である: <http://www.childhope.org.uk/article.asp?id=754> ²⁰⁵

児童労働に関するサブセクションも参照のこと。

児童労働

13.62

http://www.bailii.org/uk/cases/UKUT/IAC/2013/00062_ukut_iac_k_ors_gambia_cg.html 閲覧日: 2013年9月11日

²⁰³ StarAfrica.com <http://en.starafrika.com/>; Gambia reaffirms commitment to child protection, 2013年5月1日付

<http://en.starafrika.com/news/gambia-reaffirms-commitment-to-child-protection.html> 閲覧日: 2013年9月6日

²⁰⁴ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 人身売買に関する報告 2013年 <http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/2013/index.htm> 閲覧日: 2013年9月13日

²⁰⁵ Child Hope <http://www.childhope.org.uk/>; 2010年12月更新 <http://www.childhope.org.uk/article.asp?id=754> 閲覧日: 2013年9月6日

2011年1月から12月までを対象としており、2012年9月に発表された米国労働省(USDOL)の報告書である「Findings on the Worst Forms of Child Labor」では、ガンビアについて以下のように述べられている。

「ガンビアの子どもたちは、営利目的の性的搾取を含む、最悪な形態による児童労働に従事している。子供に対する営利目的の性的搾取は、ガンビアでは深刻な問題のままである。子どもたちの中には売春宿で利用されているものもいる。証言によって、観光地域におけるガンビアの子どもたちに対する性的搾取が残存していることが示唆されている。厳格な法律と施行によって、このような活動が主要なホテルから下級のゲストハウスやモーテルへと追いやられているにも関わらず、である。

「田舎の子どもたちは、農業生産に従事している。子どもたちによる農業の作業には、一般的に危険な道具の使用や、重荷の運搬、及び有害な農薬の散布が含まれている。

「また、ガンビアの子どもたちは家事代行業務にも従事している。特に、田舎の少女たちの中には、伝えられるところによれば都市部の中心で家事手伝いとして働くために、退学するものもいる。子供の使用人は十分な食事や住処を与えられないまま、長時間の労働や負担の大きい労働を行っている可能性がある。また、こうした子どもたちは自家において孤立しており、身体的及び性的な虐待を受けやすい。」²⁰⁶

13.63

児童労働についてのより詳細な情報は、米国労働省(DoL)の報告書で入手することができる。²⁰⁷

ストリートチルドレン並びに人身売買についてのサブセクションも参照のこと。

育児及び保護

13.64

米国国務省の領事局(Bureau of Consular Affairs)は、2012年7月付でガンビアの子どもたちの家庭に関する以下の様な情報を提供しているが、ガンビアにおける養子縁組についての限られた情報しか提供できないという注意書きが記されている。「多くの国では、生みの親は財政的あるいは他の苦難のために、その子供(達)を一時的に孤児院又は養護施設に預けており、可能になれば子供を家に戻したいと思っている。このような場合に、生みの(両)親がその親権を放棄するか、あるいは子供(達)を養子縁組に出すことに同意することはめったに無い。」²⁰⁸

²⁰⁶ 米国労働省 <http://www.dol.gov/>; 2012 Findings on the Worst Forms of Child Labor; The Gambia; 2011年1月から12月まで対象; 2012年9月発表 <http://www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/gambia.htm>; 閲覧日: 2013年10月10日

²⁰⁷ 米国労働省 <http://www.dol.gov/>; 2012 Findings on the Worst Forms of Child Labor; The Gambia; 2011年1月から12月まで対象; 2012年9月発表 <http://www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/gambia.htm>; 閲覧日: 2013年10月10日

²⁰⁸ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; Bureau of Consular Affairs; Intercountry Adoption; Gambia; 2012年7月更新 http://adoption.state.gov/country_information/country_specific_info.php?country-select=gambia
閲覧日: 2013年9月9日

13.65

Child Rights International Network(CRIN)のウェブサイトでは、ガンビアにおいてChild Protection Allianceが実施している取り組みについて説明がされており、またこの国で活動している他の同様の組織の一覧が提供されている:<http://www.crin.org/organisations/viewOrg.asp?ID=1985> ²⁰⁹

[Return to contents](#)

教育

13.66

2013年4月に発表された、米国国務省の2012年国別報告では、以下のように述べられている。

「ガンビアの憲法及び法律では、6歳から12歳の子供に対して義務的かつ授業料が無料の初等教育が命じられているが、多くの場合家族は本や制服、昼食、学校基金への寄付、及び試験費用などの料金だけでなく、授業料を払わなくてはならない。この年(2012年)において、政府は初等学校に児童の75%が入学したと推定した。イスラムの学校(マドラッサ(madrassa))には残りの15%が入学した。初等学校の生徒のうち、少女は約51%を占めており、高校の生徒のうちでは3分の1を占めていた。少女の入学率は田舎においては低くなっており、貧困や文化的な要因によって、両親がその娘を学校に行かせないことに決める場合が多い。政府による学校における少女の数を増やすためのイニシアチブの一環として、政府は女生徒の授業料は一貫して差し控えられることを保証していた。²¹⁰子供)

13.67

社会制度とジェンダー指数2012年では、次のように述べられている。「少女は結婚すると家の外で働かなくなるという見込みによって、少女に対する教育は多くの家族にとって優先的なものとはされていない。」²¹¹(Son bias)

13.68

バンジュール(Banjul)の米国大使館のウェブサイトでは、ガンビアの教育制度に関する(日付けなし)情報が提供されている:

<http://banjul.usembassy.gov/news/education/educational-system-of-the-gambia.html> ²¹²

²⁰⁹ Child Rights International Network (CRIN) <http://crin.org/>; Child Protection Alliance (CPA), 日付けなし <http://www.crin.org/organisations/viewOrg.asp?ID=1985> 閲覧日: 2013年9月9日

²¹⁰ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

²¹¹ 社会制度とジェンダー指数 2012年 <http://genderindex.org/>; Gambia, The; 日付けなし <http://genderindex.org/country/gambia> 閲覧日: 2013年7月30日

²¹² ガンビア、バンジュール米国大使館(US Embassy, Banjul, The Gambia) <http://banjul.usembassy.gov/>; Education, 日付けなし <http://banjul.usembassy.gov/news/education/educational-system-of-the-gambia.html> 閲覧日: 2013年9月6日

保健福祉

13.69

ガンビアの健康及び社会福祉省のウェブサイトには、以下の様な(日付けなしの)情報が提供されている。

「ガンビアの乳児死亡率は84／1000(生児出生)であり、そのうちの60%はマラリアや下痢性疾患、及び急性呼吸器感染症が原因である。乳児(0から12ヶ月)の主な死亡原因は、新生児敗血症や早期分娩、マラリア、呼吸器感染症、下痢性疾患及び栄養失調である。子供の死亡についての主な原因は、マラリア、肺炎、栄養失調、及び下痢性疾患である...

「2000年において完全に免疫のある子供の全国的割合は減少しており、現在の水準では1歳以下が68.6%、2歳以下では76.0%となっている...

「栄養失調はガンビアにおける主要な公衆衛生問題のままである。1998年において換気に行われた5歳以下の子供に関する全国的な人体測定学の研究では、16.8%が成長阻害、6.8%が衰弱、17.1%が標準体重以下となっていた。²¹³

13.70

世界保健機関は、ガンビアにおける母親と子供の健康に関する情報を2012年3月付けで提供している http://www.who.int/woman_child_accountability/countries/Gambia.pdf ²¹⁴

障害に関するセクションも参照のこと。

[Return to contents](#)

文書

13.71

2013年4月に発表された、米国国務省の2012年国別報告では、以下のように述べられている。

「市民権はこの国の領域において、その両親から出生時に導き出されるが、全ての出生が登録されるわけではない。公共衛生施設において医療及び処置を利用するには、子供は診療カードを所有している必要があるが、これは出生登録がなくても入手可能であった。学校への入学のために出生証明書が必要となる場合が多いが、これは簡単に入手することができた。」²¹⁵(セクション 6. 子供)

²¹³ Ministry of Health and Social Welfare, The Gambia <http://www.moh.gov.gm/>; Health Services, 日付けなし http://www.moh.gov.gm/index.php?option=com_content&view=article&id=44&Itemid=78 閲覧日: 2013年9月6日

²¹⁴ 世界保健機関 <http://www.who.int/en/>; Gambia; Countdown to 2015; Maternal, Newborn and Child Survival, 2012年3月付 http://www.who.int/woman_child_accountability/countries/Gambia.pdf 閲覧日: 2013年9月6日

²¹⁵ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

法的な立場に関するサブセクションも参照のこと。

14. 医療の課題

概要

14.01

米国国務省は、2013年3月21日付けで次の情報を提供している。「ガンビアにおける医療施設は非常に乏しいものであり、いくつかの処置を利用することはできず、また救急サービスは予測できず当てにならないものである。」²¹⁶(Medical facilities and health information)

14.02

2013年8月13日に更新された情報において、CIA World Factbookは、人口1000にあたり医者は0.04人であり(2008年)また人口1000人あたりベッドは1.1台であった(2011年)²¹⁷(People and Society)

14.03

世界保健機関は次の(日付けなしの)の情報を提供している(閲覧日: 2013年6月12日)。

「ガンビアのバンジュール(Banjul)にあるDepartment of Public & Environmental Health(DPEH)の構想は、2020年までにアフリカ地方の模範となるような、ガンビアの住民のための質の高い医療を利用できるようにするという目標を達成することである。これには保険業務の計画と実施を行う上での、パートナーやドナー、地方及び国際的な機関、関係集団及び民間部門が含まれている。ガンビアは西アフリカの海岸に位置し、内地に向かって400kmほど伸びており、その人口密度は1平方キロメートルあたり97人となっている。公共の保健業務提供制度は、主要な保健業務戦略に基づく3つの段階となっている。現在のところ、業務は3つの病院と、2次的なレベルにおける36の保健医療移設、及び主要なレベルにおける492のヘルスポストによって提供されている。ガンビアの保健医療部門は、長年にわたって様々な要素からなる大きな圧力を受けていた。この要素とは、高い人口増加率、財政的及び事業計画の支援が不十分であること、十分かつ適切に訓練を分けた保健医療職員の不足、離職率の高さ及び有効かつ有力な紹介制度の不足、である。貧困と認識不足によって、医療を求める振る舞いは不適切なものとなっており、不健康の一因となっていた。

「主要な活動

「DPEHの目標は以下のとおりである。

²¹⁶ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; Travel.State.Gov; Gambia, The; Country Specific Information; 2013年3月21日付 http://travel.state.gov/travel/cis_pa_tw/cis/cis_1121.html#medical 閲覧日: 2013年8月28日

²¹⁷ 米国中央情報局 <https://www.cia.gov/index.html>; World Factbook; ガンビア; 軍、最終更新日 2013年8月13日 <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ga.html> 閲覧日: 2013年8月23日

医療提供制度のすべての段階において持続可能な不可欠な医療パッケージを開発すること、この不可欠な医療パッケージを効率よく提供するために必要な資源を提供すること、及びすべての段階において不可欠な医療パッケージの提供を実施することである。²¹⁸

14.04

保健医療に関する業務や施設、及び病気に関する詳細な情報は、Ministry of Health and Social Welfareのウェブサイトで入手可能である:<http://www.moh.gov.gm/>²¹⁹

HIV及びAIDS

14.05

The Point新聞は、2012年11月29日付けで以下のように報告した。

「ガンビアのUNAIDS(HIV及びAIDSに対する国連の合同計画)国家担当の統計によれば、この国では18,000名から24,000名の人々がHIV及びAIDSに感染して暮らしており、20年以上の期間にわたって、現在では毎年500名程度がHIV及びAIDS、並びに関連する病気によって死亡している。²²⁰

14.06

2013年4月に発表された、米国国務省の2012年国別報告では、以下のように述べられている。

「HIV/AIDSに感染した人に対する社会的な差別によって、この病気にかかった人の確認と処置が妨げられ、結果としてその状態が知られることとなった際にパートナーや親戚から拒絶されていた。政府は、国家戦略計画を通じてHIV/AIDSと戦うための他部門的な取り組みを採用しており、この計画ではHIV/AIDSの患者、あるいはHIV/AIDSに冒された人々に対する世話や処置、並びに支援が用意されていた。また、この計画には危険性の高い人口のためのHIV予防計画も含まれていた。本年を通じて、保健省は任意のHIV/AIDSに関する相談と検査を推進した。²²¹

[Return to contents](#)

メンタルヘルス

14.07

²¹⁸ 世界保健機関 <http://www.who.int/en/>; Department of Public and Environmental Health, Gambia; 日付けなし http://www.who.int/workforcealliance/members_partners/member_list/dpehgambia/en/ 閲覧日: 2013年6月12日

²¹⁹ Ministry of Health and Social Welfare, The Gambia <http://www.moh.gov.gm/>; Health Services, 日付けなし http://www.moh.gov.gm/index.php?option=com_content&view=article&id=44&Itemid=78 閲覧日: 2013年9月6日

²²⁰ The Point <http://thepoint.gm/>; Over 18 000 people living with HIV/AIDS in Gambia, 2012年11月29日付 <http://thepoint.gm/africa/gambia/article/over-18000-people-living-with-hiv-aids-in-gambia> 閲覧日: 2013年8月28日

²²¹ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

Mental Health Leadership and Advocacy Programme(mhLAP)とは、イバダン(Ibadan)の大学と国際NGOであるCBMとの間におけるパートナーシップである。この計画はAustralian Aid Agencyによって財政支援を受けている。創始者にして計画の責任者は、イバダンの大学の教授である。MhLAPによって、2013年8月28日に閲覧したところ下記のような(日付けなしの)情報が提供されていた。

「ガンビアには100名の患者を収容できる精神衛生施設は一つしか存在しておらず、国全体でメンタルヘルスの訓練を受けた看護師は1名しか存在していないとともに、リハビリテーションセンターは存在しておらず地方の人口のためのサービスはほとんどゼロに近い。一般的な看護師1名でこの国の精神病院のシフトを全てカバーしている。患者の72%は15歳から50歳であり、48%は大麻による精神病であると診断されている...2010年から2011年にかけて、精神障害者による性的虐待の事例は46件確認された...(日付けなしの)メンタルヘルスの状況に関する分析で次のことがわかっている。「(432名の)回答者の95%は、メンタルヘルスサービスが自分のコミュニティでは利用できないと述べた。推定によれば、保険予算の0.64%ほどがメンタルヘルスに対して充てられている。ガンビアにおいて訓練を受けたメンタルヘルス看護師は1名、精神病院は1棟、メンタルヘルスに関する法律は存在しておらず、期限切れの投薬が行われており、輸送手段は無く、地域のメンタルヘルスサービスは乏しいものであり、患者は拘束され打ち叩かれており、メンタルヘルスの優先順位は低いものである、など。」
222

14.08

MedCOIはBelgian Alien's Officeによってまとめられた以下の情報を、2013年1月25日付けで提供している。

「メンタルヘルスサービス及びメンタルヘルスのための人的資源は非常に乏しいものである。『精神病に罹った人の数と処置を受けている人の数との間には大きな差が存在している。罹患率は27.300(重症疾患)から91.000(全ての精神疾患)の間であると見積もられているが、処置を受けている人の数は3.278と推定されている。』(6ページ)『メンタルヘルスにはガンビア人の精神科医は存在していない。この国に来て数年程度のキューバ人の精神科医3名によって、支援が提供されている。心理学者は存在しておらず、精神学の看護師一名のみが、Tanka Tanka精神病院の院長を務めており、また主として管理上の問題に携わっている。』(12-13ページ)

「唯一の精神病院である『Tanka Tanka精神病院』は100名の患者を収容することができる。この病院は『Royal Victoria Teaching Hospital』(RVTH)の下部組織である。しかし、この病院の状態は基本的なものである。Tanka Tankaで働いている精神科医も心理学者も存在しないため、患者は専門的なカウンセリング講座を受けることができない。『男性の患者と女性の患者の間に障害は存在しておらず、両者とも一切の邪魔がなくお互いを訪問することができる。』(8ページ) [Mental Health Leadership and Advocacy Programme; Gambia Mental Health Report 2012] ²²³

²²² Mental Health Leadership and Advocacy Programme (mhLAP) <http://mhlap.org/>; Gambia, 日付けなし <http://mhlap.org/country-of-activities/gambia> 閲覧日: 2013年8月28日

²²³ Project MedCOI; Reference: Belgian Alien's office, Question & Answer. Code: BDA-20130110-GM-0001, 2013年1月

14.09

Belgian Alien's Officeによる同様の回答から、薬物治療に関する次のような情報が得られる。

「病院の方針は、処方箋は医師及び訓練を受けた看護師によってのみ行われることができ、また行われるものとする、とされている。残念なことに、これは精神病院の場合には当てはまらない。処方箋の4分の1が、訓練を受けていない職員(看護付添人)によって為されている。時には正しく行われていることがあるものの、こうした処方箋によって重大な間違いや、乏しい又は間違った薬物治療の選択が起きることがある。」(22ページ) [Mental Health Leadership and Advocacy Programme; Gambia Mental Health Report 2012] ²²⁴

14.10

また、この回答では精神衛生に問題を抱える人に対する差別についての報告も行われている。

「精神的苦痛を患っている人々は、

非難され、

教育や雇用において差別され、

身体的及び性的な虐待を受けており、

投票権を含む市民権及び政治的権利の実施が制限されており、

必要不可欠な保健及び社会医療のような主流のサービスを受ける際に障害に直面しており、また正当な理由無く拘束され、麻痺させられ、殴打され、拘置されていることが多い。」[Elemental Wellbeing – Working in West Africa, Fundraising and Charity Events] ²²⁵

14.11

この回答は、処置が無償であるかどうかということにも言及している。

²²⁵ 日付 MedCOI 注意書き: 本情報は、通常は出身国における特定の病院/診療所/医療施設の入手可能性に対して限定されたものであり、処置のアクセスのしやすさについての情報を提供するものではない。オランダの The Medical Advisors' Office は限られた時間枠において、正確で、明白かつ最新の情報を提供するように全力を尽くしている。しかしながら、これらの情報は網羅的であるということではない。本内容から導き出される権利は存在しない。

²²⁴ Project MedCOI; Reference: Belgian Alien's office, Question & Answer. Code: BDA-20130110-GM-0001, 2013年1月25日付 MedCOI 注意書き: 本情報は、通常は出身国における特定の病院/診療所/医療施設の入手可能性に対して限定されたものであり、処置のアクセスのしやすさについての情報を提供するものではない。オランダの The Medical Advisors' Office は限られた時間枠において、正確で、明白かつ最新の情報を提供するように全力を尽くしている。しかしながら、これらの情報は網羅的であるということではない。本内容から導き出される権利は存在しない。

²²⁵ Project MedCOI; Reference: Belgian Alien's office, Question & Answer. Code: BDA-20130110-GM-0001, 2013年1月25日付 MedCOI 注意書き: 本情報は、通常は出身国における特定の病院/診療所/医療施設の入手可能性に対して限定されたものであり、処置のアクセスのしやすさについての情報を提供するものではない。オランダの The Medical Advisors' Office は限られた時間枠において、正確で、明白かつ最新の情報を提供するように全力を尽くしている。しかしながら、これらの情報は網羅的であるということではない。本内容から導き出される権利は存在しない。

「Tanka Tanka精神病院における処置は無料である。他の病院では、有料となっている。(5ページ) [The Swiss Organisation for Aid to Refugees, Gambe: traitement de PTSD et d'episodes depressifs severes]

「公共の施設では、患者は、例えば外来病院(医療センター)の来診では大人は5ダラシ(\$0.17)というように、治療を受けるために料金を支払うが、これには相談や薬も含まれることがあり、入院患者の治療は1週間あたり50ダラシ(\$1.7)となっている。こうした手数料は病院や医療センターの費用回収として用いられている。」(14ページ) [Donald S. Shepard, Wu Zeng, Design of Health Insurance in The Gambia、2011年2月2日]²²⁶

14.12

同回答により、他には誰が、あるいはどの組織が、無償ではない薬物治療のための費用を負担している可能性があるのかということに関する情報も提供された。

「組織	見解
Association for the Mentally Disable [sic] Gambia (AMDG)	2004年に設立され、AMDGは能力強化や、擁護及び鋭敏化、家族と病院に対する支援に関わっている。
Gambia Mental Health Agency (GaMHA)	保健社会福祉省による運営開始を命じる了解覚書を待っている。
Mental Health Leadership and Advocacy Program (mhLAP) Gambia	2012年2月にガンビアで始動した。メンタルヘルス指導者及びそのサービス利用者の擁護と能力強化を行っている。
National Youth Parliament (NYP)	精神病院への毎年の来診を企画し、用具を寄付しているとともに、現在ではその戦略にメンタルヘルスを組み込んでいる。
Tanka Tanka Foundation	新規の病院として設立され、病院に対して用具を寄付していたが、2011年中頃に病院への全ての支援を撤回した。その理由は不明である。
世界保健機関(WHO)ガンビア	保健省に対して技術的な支援を行っており、能力強化を行うとともに独立組織と提携している。
Action Aid The Gambia	2006年に、薬物治療を提供することで支援を行った。」

²²⁶ Project MedCOI; Reference: Belgian Alien's office, Question & Answer. Code: BDA-20130110-GM-0001, 2013年1月25日付 MedCOI 注意書き: 本情報は、通常は出身国における特定の病院/診療所/医療施設の入手可能性に対して限定されたものであり、処置のアクセスのしやすさについての情報を提供するものではない。オランダの The Medical Advisors' Office は限られた時間枠において、正確で、明白かつ最新の情報を提供するように全力を尽くしている。しかしながら、これらの情報は網羅的であるということではない。本内容から導き出される権利は存在しない。

[Mental Health Leadership and Advocacy Programme, Gambia Mental Health Report 2012]²²⁷

女性—保健福祉のサブセクション、及び子供—保健福祉のサブセクションも参照のこと。

[Return to contents](#)

15. 土地所有権

法的課題

15.01

2013年4月に発表された、2012年米国国務省人権に関する報告書では、以下のように述べられている。
「...また、司法制度では慣習法やシャリーア(Sharia、イスラム法)が認められている。

「慣習法が扱うのは...相続や土地保有、及びその他の伝統的かつ社会的な関係性である。区域の最高責任者は、その区域レベルで慣習法を執行する地域裁判所を統轄している。慣習法では、年齢や性別、及び宗教に関わらず、全ての市民が有する権利を認めている。しかしながら、女性はその夫に対して、また子供はその両親に対して、敬意を払わなくてはならない。」²²⁸

慣習上の土地、女性の立場、及び女性—差別に関するサブセクションも参照のこと。

女性の立場

15.02

(日付けなしの)社会制度とジェンダー指数2012年は、2011年11月とそれ以前のデータを用いて以下の情報を提供している。

「相続に関する女性が有する権利は、適用法に左右される。シャリーア(Sharia)では、相続の分担について詳細かつ複雑な計算が提供されており、これによって女性はその父親や母親、夫、あるいは子供から相続をすることができ、また特定の場合には、その他の家族からも相続をすることができる。ただし、一般的にその分け前は男性が受ける権利を有しているものの半分にすぎない。キリスト教徒の女性及び女兒は、夫あるいは父親の意思のもとで資産を受け取ることができるが、不利な境遇に置かれている可能性もある。相続に関する法律では、夫に対して、彼らがそう選択するのであれば、財産を全て放棄して妻や子供に何も残さないことが認められている。ガンビアの法律では、このような

²²⁷ Project MedCOI; Reference: Belgian Alien's office, Question & Answer. Code: BDA-20130110-GM-0001, 2013年1月25日付 MedCOI 注意書き: 本情報は、通常は出身国における特定の病院/診療所/医療施設の入手可能性に対して限定されたものであり、処置のアクセスのしやすさについての情報を提供するものではない。オランダの The Medical Advisors' Office は限られた時間枠において、正確で、明白かつ最新の情報を提供するように全力を尽くしている。しかしながら、これらの情報は網羅的であるということではない。本内容から導き出される権利は存在しない。

²²⁸ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

場合に女性に対する保護は一切与えられていない。慣習法の下では、妻は、自分自身が夫の家族によって相続されることに同意しない限り—また同意するまで—、夫の財産を受け取る権利を与えられていない。実質的に、女性はその他の夫の資産とともに、相続対象の所有物の一種として扱われている。しかしながら、いくつかの地域では、女性がその母親から土地を相続することができ、今度はそれを自分の娘に残すことができる。」²²⁹(Discriminatory Family Code)

15.03

SIGI 2012はさらに以下のように述べている。

「ガンビアにおいて女性が土地を入手する権利は、その結婚の状態によって決定される。田舎における土地保有の慣習は、未だに慣習法によって支配されている。慣行のもとでは、女性は、自分が耕す土地を所有しているというよりも、夫や夫の家族、あるいはその他の村人から借り受けている。結果として、また女性にとって都合の良い相続に関する慣習のために、2002年には土地に対する権利証書のうち8.2%しか、女性によって所有されていると見なされなかった。1997年から2005年に運用された、近年のLowlands Agricultural Development Programmeでは、土地を持たない農家(その多くは女性であった)に対して土地の再分配が行われた。女性はこの土地の所有を保持する権利を有し、またこの土地をその子供に残す権利を有することになるだろう。」²³⁰(Restricted resources and entitlements)

女性—差別、及び女性—家族及び個人に関する法律、についてのサブセクションも参照のこと。

[Return to contents](#)

土地所有権

15.04

Freedom Newspaperは2010年1月31日付で以下のように記している。

「ガンビアでは人々は、相続や借り受けた状態によって土地の所有権を主張しており、またある場所においてもらった土地の占拠に関する効力によって主張がなされる場合もあった。国は、人々を開発目的に指定された地域から立ち退かせる権利を保有している。」²³¹

[法的課題](#)、女性の立場、及び没収、追立て及び取り壊しに関するサブセクションも参照のこと。

²²⁹ 社会制度とジェンダー指数 2012年 <http://genderindex.org/>; Gambia, The; 日付けなし
<http://genderindex.org/country/gambia> 閲覧日: 2013年7月30日

²³⁰ 社会制度とジェンダー指数 2012年 <http://genderindex.org/>; Gambia, The; 日付けなし
<http://genderindex.org/country/gambia> 閲覧日: 2013年7月30日

²³¹ Freedom Newspaper <http://freedomnewspaper.com/>; Violence erupts in Gambia!!!As Western region communities fight, 2010年1月31日付
<http://freedomnewspaper.com/Homepage/tabid/36/mid/367/newsid367/4886/Breaking-News-Gambia-Violence-Erupts-In-Gambia/Default.aspx> 閲覧日: 2013年8月30日

15.05

BBCは2013年7月23日に、アフリカにおける土地の所有権に関する混乱について伝え
た:<http://www.bbc.co.uk/news/business-23421548> ²³²

[Return to contents](#)

慣習上の土地

15.06

ガンビアのGarden City Real Estate Agencyは次のような(日付けなしの)情報を提供した。

「慣習的に保有されている土地とは、家族あるいは家族の集団によって、通常は非常に長い期間にわたって、所有及び占拠がなされている土地のことである。この種の土地に対する財産的権利あるいは所有権は、ガンビアの法律によって認められている慣習法により制定される。ガンビア、特にその州であるKombo North地区及びKombo Southにおける土地の大半は、慣習上の土地である。Alkalo'sとして知られる村長は、自身の村における慣習上の土地の所有権を承認することができる。慣習上の土地は法律によって認められており、一度その所有権が購入者に譲渡されると、彼あるいは彼女は、国からその所有物に関する借地権を求めることができる。」²³³(Customary land)

15.07

慣習上の土地についてのより詳細な情報は、以下で入手することができる。

http://www.gardencity.gm/index.php?option=com_content&view=article&id=3&Itemid=11 ²³⁴

法的課題に関するサブセクションも参照のこと。

土地を巡る争い

15.08

ガンビアのニュースウェブサイトであるGainako.comは、2013年8月22日に次のように記している。

「...ますます多くのガンビア人が、大統領も加わった土地を巡る争いに巻き込まれている。土地は、ガンビアにおいて最も人気のある商品となっており、伝えられるところによれば、大統領でさえも、より多くの農地や事業への渴望が強まると、土地の取り合いに関与している。ガンビア人が気をつけなければならないことは、土地を巡る争いというのは非常に繊細なものであり、国家における非常に深刻な対立を意味する可能性があるということである。良い例がGunjurや、この国のその他の地域に

²³² BBC <http://www.bbc.co.uk/>; World Bank: Africa held back by land ownership confusion, 2013年7月23日付
<http://www.bbc.co.uk/news/business-23421548> 閲覧日: 2013年8月30日

²³³ Garden City Real Estate Agency Gambia <http://www.gardencity.gm/>; Legal Advice Gambia, 日付けなし
http://www.gardencity.gm/index.php?option=com_content&view=article&id=3&Itemid=11 閲覧日: 2013年8月30日

²³⁴ Garden City Real Estate Agency Gambia <http://www.gardencity.gm/>; Legal Advice Gambia, 日付けなし
http://www.gardencity.gm/index.php?option=com_content&view=article&id=3&Itemid=11 閲覧日: 2013年8月30日

おけるおびただしい数の衝突である。家族が所有する本物の土地が没取されることを避けるために、人々が有する土地の遺産は尊重されなければならない、また保護されなければならない。²³⁵

以下の没取、追立て及び取り壊しに関するサブセクションも参照のこと。

15.09

The Pointは2013年7月25日に以下のように報告した。

「この国において土地の所有権に対して振りかかっている状況は、控えめに言っても、憂慮すべきものである...我々が注目しているのは、土地をめぐる一触即発の訴訟がこの国の裁判において増加している速度である...一般市民には今や、この国の土地の区画を所有することは困難であると気づいている...土地は、法的な仕組みを用いて、かつ正当な経路を通じて、すべての市民に対して利用可能なものであり、手頃なものであるとともに入手しやすいものとされなくてはならないというのが、我々の考えである。多くの事例で見られているような、土地の区画を3、4人の人々に同時に販売することは容認出来ないものである。従って、適切な仕組みを実施してこの問題に対処し、土地が予測不可能な状況を避けて合法的に入手されるように保証することは、国土省と地方政府の責任である。²³⁶

15.10

The Pointは2013年8月29日に再びこの問題に言及しており、以下のように述べている。

「ガンビアの土地に関する問題の数は日に日に増加している。下手な調整や、誤った所有、また自分たちが所有していないものに対して高値を要求する人々が存在しているが、これらは問題のほんの数例である。これらのことが示しているように、苦勞して稼いだ金を所有地の一区画に投資したいと願う誠実な人々が、土地を巡る争いに巻き込まれる危険性にますます怯えているというのが現実である...疑わしい土地の土地引きにおいてそのようなお金を失うというのは、一番嫌なことであろう。いずれにせよ、土地への将来の投資家は、信頼できる確証やまたalkalos[村長]からの譲渡文書、及び法律家から適切な忠告と指導を得ることの重要性を自身に言い聞かせる必要がある...ガンビアにおける土地は今や火種となっており、人々は苦しんでいるために、助けを必要としている。」²³⁷

没取、追立て及び取り壊し

15.11

²³⁵ Gainako.com <http://gainako.com/>; Jammeh Fires Local Govt and Lands Minister Aki Bayo, Momodou S Colley takes Charge, 2013年8月22日付; <http://gainako.com/?p=1714> 閲覧日: 30 August 2013年8月30日

²³⁶ The Point <http://thepoint.gm/>; The looming land crisis, 2013年7月25日付
<http://thepoint.gm/africa/gambia/article/the-looming-land-crisis> 閲覧日: 2013年8月30日

²³⁷ The Point <http://thepoint.gm/>; The Challenge for the new Lands Minister, 2013年8月29日付
<http://thepoint.gm/africa/gambia/article/the-challenge-for-the-new-lands-minister> 閲覧日: 2013年8月30日

Freedom Newspaperは2010年7月5日付けの記事において、政府による土地の没収を報じた:
<http://freedomnewspaper.com/Homepage/tabid/36/mid/367/newsid367/5376/Gambia-GOVERNMENT-TO-CONFISCATE-ALL-DISPUTED-LANDS-IN-THE-GAMBIA/Default.aspx> ²³⁸

15.12

The Pointのウェブサイトは、2012年5月7日に所有地からの追立てと所有地の取り壊しについて報じた:
<http://thepoint.gm/africa/gambia/article/the-land-crisis-issue> ²³⁹ The Point reported on evictions from business premises and demolition of property in Banjul on 5 December 2012:

<http://thepoint.gm/africa/gambia/article/massive-demolition-of-compounds-workshops-at-bund-road>
 240

[Return to contents](#)

16. 移動の自由

16.01

2013年4月に発表された、ガンビアに関する2012年米国国務省の人権に関する国別報告では、以下のよう

に述べられている。「ガンビアの憲法及び法律では、国内における移動の自由や外国への旅行、移住、及び本国相間が規定されており、政府は一般的にこれらの権利を尊重していた。

「政府は、国連難民高等弁務官事務所(UHCR)やその他の人道主義に基づく組織と協力して、国内に追放された人々や、難民や、亡命希望者や、国籍を失った人、及び懸念すべきその他の人を援助した。UHCRは、政府の取り組みを国際移住機関やガンビア赤十字社、及びその他の機関を連携させて、こうした保護や支援を提供した。

「外国への旅行: 拘束から解放された多くの人に対して、国外旅行に制限が課されていたが、これは多くの場合、その逮捕時点あるいはその後すぐに旅行証明書が一時的に取り上げられたためである。一般に、政府職員は国外へ旅行に行く前に大統領官邸から許可を得るように義務付けられていた。²⁴¹

16.02

²³⁸ Freedom Newspaper <http://freedomnewspaper.com/>; Government to confiscate all disputed lands in The Gambia, 2010年7月5日付 <http://freedomnewspaper.com/Homepage/tabid/36/mid/367/newsid367/5376/Gambia-GOVERNMENT-TO-CONFISCATE-ALL-DISPUTED-LANDS-IN-THE-GAMBIA/Default.aspx> 閲覧日: 2013年8月30日

²³⁹ The Point <http://thepoint.gm/>; The land crisis issued, 2012年5月7日付
<http://thepoint.gm/africa/gambia/article/the-land-crisis-issue> 閲覧日: 2013年10月24日

²⁴⁰ The Point <http://thepoint.gm/>; Massive demolition of compounds, workshops at Bund Road, 2012年12月5日付
<http://thepoint.gm/africa/gambia/article/massive-demolition-of-compounds-workshops-at-bund-road>
 閲覧日: 2013年8月30日

²⁴¹ 米国国務省 <http://www.state.gov/>; 2012年人権に関する国別報告; ガンビア; 2013年4月19日公開;
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/#wrapper> 閲覧日: 2013年7月29日

社会制度とジェンダー指数2012年は、以下のように述べている。「女性の移動の自由に対する法的な規制は一切報告されていない。夫や家族によって課される女性の移動の自由に関する日常的な規制についてのデータは入手できない。」²⁴²(Restricted Civil Liberties)

[Return to contents](#)

²⁴² 社会制度とジェンダー指数(Social Institutions and Gender Index) <http://genderindex.org/>; 社会制度とジェンダー指数2012年; Gambia, The; 日付けなし <http://genderindex.org/country/gambia> 閲覧日: 2013年7月30日

²⁴² 2011年2月2日付けのFCOから英国国境庁に宛てたEメール; 入国および出国の手続き申し込みをすれば入手可能である。

付属文書A

地図

ガンビアの地図



ガンビア政府、Department of State for Trade, Industry and Employment, undated (DOSTIE).²⁴³

[Return to contents](#)

²⁴³ Department of State for Trade, Industry and Employment (DOSTIE) <http://www.gambia.gm/> ; Map of Gambia, 日付けなし <http://www.gambia.gm/Statistics/images/THEGAMBIA.gif> 閲覧日: 2013年9月10日

付属文書B

有益な出典

背景情報

CIA World Factbook; ガンビア; 2013年8月22日更新版

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ga.html>

政治及び経済に関する近況

Freedom House; Countries at the Crossroads 2012; The Gambia

<http://www.freedomhouse.org/report/countries-crossroads/2012/gambia> (Introduction and Accountability and Public Voice)

ガンビア憲法

世界知的所有機関; ガンビア共和国憲法

http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=221243#LinkTarget_2234.

For comment on the Constitution, Freedom House; Countries at the Crossroads 2012; The Gambia (Accountability and Public Voice)

<http://www.freedomhouse.org/report/countries-crossroads/2012/gambia>

ガンビアの報道機関

The Point

<http://thepoint.gm/>

Freedom Newspaper

<http://freedomnewspaper.com/>

本COI報告書の本文の記載は、2013年10月15日までに公的に入手可能であった最新の情報に基づいている。

[Return to contents](#)